

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 燃料加工施設 (1-119))」

2. 日時：令和4年4月27日(水) 10時00分～12時00分  
13時30分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、田尻主任安全審査官、羽場崎主任安全規制管理官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 高松 燃料製造事業部副事業部長 他20名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術Gチームリーダー他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 主任

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料

なし

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 12 月 24 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和 4 年 4 月 15 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、録音を開始しました。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:17	まず規制庁の規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:21	村長会議室からナカガワタジリ。
0:00:25	タカナシカワラサキシミズ。
0:00:30	他WEBから、
0:00:32	カミデオオカオオハシフジワラ。
0:00:36	以上になりますと、それでは日本原燃の方から出席者の紹介をしないで本日の議題の構成を説明して、
0:00:44	資料の説明を廃止してください。
0:00:48	はい。本例年中浜でございます。日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:55	赤松。
0:00:57	谷口。
0:00:58	山田。
0:00:59	石原。
0:01:01	カサモ。
0:01:02	カノウ。
0:01:04	イナバ。
0:01:05	イワダテ。
0:01:06	サトウ。
0:01:08	ババ。
0:01:09	アオノ。
0:01:10	相内。
0:01:12	豊川。
0:01:13	気になった。
0:01:15	タカハシ。
0:01:16	ナツメ。
0:01:18	コマツ。
0:01:19	コヤマ。
0:01:21	ツシマ。
0:01:22	イワサキ。
0:01:24	ヤマモト。

0:01:25	以上となります。
0:01:27	本日まで説明いたします資料でございますけれども、画面共有させていただいております。安全避難通路の 0002 及び、
0:01:38	通路の 01。
0:01:40	その後、不法侵入の 00-02。
0:01:44	火災防護の 00-02。
0:01:48	とじ込みの 00-02 となっております。
0:01:52	よろしければ、
0:01:54	通路 00-02 からご説明差し上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
0:02:02	はい。お願いします。
0:02:05	はい。上野イシハラでございます。それでは、
0:02:10	09-0-02 ということで、R 流れ 17 を 4 月 15 日に提出させていただいた資料でございます。土曜日 15 日に出しましたこの資料のシリーズにつきまして前回の 21 日のヒアリングで申しあげました通り、
0:02:27	これまでのヒアリング、コメントを集約するとともに、横断的に修正すべき事項を反映していくということ。あとルール化したものをちゃんと反映するかどうかのチェック、
0:02:39	チェックをするということをやらせていただいた結果としてお出しをしたものになります。
0:02:45	久野流者が、
0:02:49	当初から変えてませんが、基本的には電力さんから上に来ていただいている谷口さんとかカサモさんとかも営業者自体は、
0:02:59	4 名の方で条文ごとにやっていただくのに加えて、私が全部の常務を最終的に見るということで、体制を組んでやらせていただいております。
0:03:10	ということです。グラフの方の安全避難等につきましては、修正したポイントとしては今申しあげた共通的なルール上反映してということで、通しの 6 ページとかで、
0:03:21	語尾を設置するというような表現に変えたりというようなところで修正をしているポイントが幾つかございますということでございます。加えて、
0:03:33	別紙網のところ、
0:03:38	5 ページでいきますと、
0:03:43	すいません、労使の。
0:03:45	通しの 19 ページの頭のところで木製の加工施設に関わる建屋ということで緊急時対策所以外に、

0:03:56	大長観光調整所で塚田代表韓国勢層厚たものを対象として新たに追加をしているということでございます。
0:04:04	あとここ共通のルールを決めながらやってきたところではあるんですけども若干それとはずれている修正がうまく記載ができてなかった点についてはお詫びをしないといけない点が1点ございます。
0:04:16	28 ページの別紙 6 の②でございます。
0:04:21	今回の競争的な方法を決めたルールでいきますと、特にMOX燃料加工施設につきましては設計基準事故というのは新規制基準で新たに要求として追加をされてます。そういう意味では、設計基準事項と、
0:04:34	ということに対する設計要件につきましては、基本的に健康保持額ということで整理をしていたということでございます。加えて事業変更許可の時、事業許可基準規則でもそうですが新たな要求事項としてはこの設計基準事項に用いる照明というのが、
0:04:52	その他の要求事項であるということ踏まえますと、
0:04:55	28 ページの変更前に書いてある第一段落面以外は、変更後に該当するものということ整理されないといけないところが、すいませんそこがうまく修正ができませんでしたということでございます。
0:05:08	はい。
0:05:10	説明としては以上になります。
0:05:13	続けてすいません。個別の補足がありまして、その次の01のレビジョン僕これも4月15日に出させていただいたものです。
0:05:23	こちらにつきましても修正のポイントとしては先ほどあったルート変わらない県としては、共通的なルールなりを反映して記載を見直したと、例えば3ページの頭の補足説明書のくだりですね。
0:05:37	こういったところを、合わせて修正をさせていただいているという点。
0:05:41	以外に対象となる設備を具体化したということなんですがこの具体化して書く一番最後の段落再処理施設のと、誘導灯及び非常灯あとMOX燃料加工施設の誘導等云々と書いてある部分の、
0:05:55	一連の流れの中で以前書いてあった。
0:05:58	具体化した結果外れたというのもおかしな話なんですが、緊急時対策上発電機という項目を削除してしまってますがこれは必要な項目になりますので、
0:06:10	改めて修正を出すときには、ちゃんと入れてお出しをしたいと思えます。
0:06:16	はい。

0:06:17	あとは、MOXの方で、別紙で今後、緊対所とか、第1保管庫調整所得がちゃんと出ますよということがわかるように別紙シリーズの項目を整理をさせていただいたと、いうことでございます。
0:06:30	安全避難通路についての説明は以上になります。
0:06:36	規制庁の田尻です。とりあえず今構造で幾らかで間違ってるところを言われてそちらから言っていたんでそこまで応答としてどこいう気はないんですが、
0:06:47	一応精査し終わってきてるっちゅう話ではあるので、
0:06:51	何でもミスはあると思うんで、どうこうって話ではないんですけどできるだけそういったことがないようにしていただければと思います。最初に言わせていただいた上で、幾らか確認したいところがあるのでまず右下6ページなんですけど、
0:07:05	どっちかというこの資料自体というのは全体の整理を聞いておきたいんですが
0:07:11	基本設計方針のところで例えば実用炉の方の業績方針並べられていて二つ目のパラのところで誘導灯とかの共用の話が書かれていますと、
0:07:19	この共用に関する記載の方針というもの安全避難通路における整理という全体の整理を一応確認しておきたいんですけど。
0:07:27	共用について十四条の安全機能を有する施設の条文に飛ばしてるよっていかそっちに飛ばす形にして一切書いてないものがあったり、共用について触れているものがあったりは教育この設備を共用するって言うところがあたり、
0:07:41	共用で機能を損なわないという設計方針だけ書いてるものがあたり、何か資料によってまちまちな気がしているんですけど、今安全避難通路においては、多分非常用照明とか避難用照明の緊対所の話があって共用されてるとは思うんですけどここでは触れてない形かなと思ってんですけど。
0:07:56	正しいのはどれですかね。
0:08:01	はい、比留間西田でございます。おっしゃっていただいている趣旨は理解をした上で競合自体の全体の方針は安全機能を有する施設の条文側で1回全部受けるということが前提です。
0:08:13	私おっしゃっていただける、各設備機器で影響するという部分で、各条文に属するいわゆる基本設計方針なりがある場合は、
0:08:23	その部分版で条文側で安全性を損なわない設計とするということをちゃんと謳うということが前提になると思っています。そういったところでこの正面の場合はどうかということになると思うんですけども、

0:08:38	共用として、安全性といっても照明自体ではありますけどもそういったことに対しての設計は、本来は、全体で謳うだけではなくて、
0:08:48	ここでもちゃんと制限をしないとイケないのかなということでは考えておりますがそこをちょっと今一度整理をさせていただきたいと思えます。以上です。
0:08:57	規制庁田尻です整理だけの話かなと思ってはいるんですけど、例えばこの後やる方針に惜しいだったら、共用によって安全性を損なわないという設計方針だけが書かれる形になっていて、今安全避難通路はそういうのも書かれていなくて、
0:09:11	安全避難通路だと9ページ以降で第2章の話が書いてあって個別設備のところ書かれてるんですけどこれ個別設備のところ共用って謳うかというところでも書いてはなくて、なんで共用するっていう事実だけを個別に書いて設計方針を共通のところ謳うとか、いろいろ整理あり得ると思ってるんですけど。
0:09:28	何か今ものによってどっちつかずになってる気がするので原燃内でルールを決めてもらえればそういうふうにして書いてるんだなっていう認識のもとで見るんですけど、
0:09:38	今回4月15日にまとめて出していただいて出していただいているやつそれぞれ書き方が違うような気がするので、そういったところに関してはルールを統一していただいた方がいいかなというふうに思いますので整理のほどお願いいたします。
0:09:52	はい、弓削西原でございます。承知いたしました。
0:09:57	当然ルールを決めてやらないとイケないので私どもの方で考えますけれど
0:10:04	以前もあったかもしれません
0:10:06	共用するっていう時に何て言えばいいんですよね。機能を期待をして共用するものと、
0:10:14	例えば側を共用する場合で、側を共用する場合はその側に対するそのいわゆる建築基準法とかの要求っていうのはじゃあだ、どこがちゃんと責任を持ってその申請書上とあるのかっていうところも含めてちょっと整理をさせていただきます。
0:10:31	共用する側として見ればそういったことを例に従ったもので、建物であることを前提に供するようは、建物がわかりますというところなので、その法令上農協云々ところまで共用側が書くのかっていうところも含めて、
0:10:46	整理をした上でお示しできるようにしたいと思います。以上です。

0:10:51	規制庁田尻です。今おっしゃっていただいたように、共用に関してどの単位で書くかっていうところを、もう整理の一つだと思っていて、極端な話動怠に関しては許可のタイミングだと緊対所ぐらいしか多分言っていてその中の避難通路とか東尾照明の話で
0:11:06	ごちゃごちゃ1個1個言ってなかったと僕は思っていて、ただ設工認レベルになると今回の照明設備っていう形で項目立てながら一応説明する形になるので書こうと思ったら書ける状況になっていて先ほど添付のところ緊対所照明の話されましたけど緊対所の発電機の話されましたけど、
0:11:23	そういったところも出てくるので、どこまでをはっきりさせるかっていうところの整理が必要かなというふうに思っているんで、
0:11:30	何か、どれだから正しいという話ではないんですけど、ルールだけははっきりした上で、こういうふうに整理してますと言った上で、それにのっかってみんな書かれてるかっていうのを確認したいと思ってるんでよろしくをお願いします。
0:11:40	あと、今の話はそれぐらいにさせていただいて、次、
0:11:45	右下9ページのところ行っていただいてたんですけど、
0:11:50	第2章の個別項目の、
0:11:53	ここの記載自体どうこうというつもりはないんですけど、記載のルールが濃い！！もなんかまちまちで、今日この後やる内部火災とカーと、照明設備ってやつは明らかに記載の形は違って、
0:12:06	今照明設備は、この谷津金野谷津で構成しますよって言って、こんなふうな設計ですっていうのを歌うような形でし、一応、
0:12:14	こちらが認識前まで聞いてし認識してるのは第1章の共通項目では全体に関わる共通的な設計方針がうたわれて、第2章に出てくる個別設備に関してはその個別説明項目ごとに使用に係る設計方針のようなものが書かれますので、
0:12:28	この照明設備という意味で言うところのこういうなもので構成しますよっていうところまで謳うような形なのかなと思ってたんですけど。
0:12:36	いまいちルールがわからなくてこれも何か今バラバラとどうしても見る形になってるせいかわからないんですけど、いざ並べてみると、
0:12:44	最後って申請書上なんで第2章で連続して書かれるような形になると思ってるんですけど、その時に何か項目ごとに何か書き方が違うような気がするんですけどそのあたりの統一って今図られてますか。

0:12:58	はい。ニューメディアでございます。そこは我々も統一を図ったつもりであったんですけどすみませんそこがうまく反映できてなかったところがあるかもしれません。かもしれませんとかありますというところです。
0:13:11	やり方としては、イ、安全避難通路の照明の項目の書き方が、基本ルールの書き方ですどういったものかということを書いた上でその構成を変えてと。
0:13:23	ということ後は、機能上要求する設計方針があるんであればそれを変えていくという展開で議論をお願いいたします。例えばですけど、構成は愛想が分かれていて、
0:13:37	換気設備はといった時に換気設備の中にこうこう、何とか設備何とか設備と言っていくつか複数のものがある構成を変えた上でさらにその設備の内訳を書くときは、項目1個、次の段落も、
0:13:49	何とか設備の項目を入れた上でそこに同じように、こういう設備です。構成はこうしますっていうのを順番に変えていくというのが基本的な考えているルールになりますので、
0:13:59	そういったルールからすると、火災がちょっとその下にうまくされてなかったということだと認識をしています。以上です。
0:14:07	規制庁田尻です。書こうとされている古藤は前まで切っちゃうとそんな認識は違わなそうな気がするの
0:14:15	一応、そういった統一も含めてレビューで確認されて出してくるものだとこちら認識してるので一応この後のヒアリング項目のところと同じようなところがあっても、特に言いませんけど、統一されてないところが多々あると思ってるのでそういったところに関してはもう一度精査をされるんだと思うんでそういった点よろしくをお願いいたします。
0:14:34	はい。日本原燃者でございます。まさしく私どもが見なきゃいけないところですねすみませんでしたはい。統一、ちゃんと図っていくということだと思います。以上です。
0:14:44	はい。規制庁田尻ですよろしくをお願いいたします。
0:14:48	次右下17ページで、ここ、考え方をちょっと確認しておきたいんですけど。
0:14:53	添付を何まで示すかの考え方なんですけど、江藤基本設計方針で今回共通に係る基本設計方針としては通路の話も照明の話も書かれる形になっていて、で、
0:15:05	第2章に書かれる照明設備の個別の項目に関しては第1回申請対象外っていうふうに言われていて本部の整理はそうされてるっていうのは別紙6とかを見て理解はしているんですけど、

0:15:14	要は共通的な設計方針だけをうたった時に、添付って一切つけないのかどうかっていうのをちょっと照明について一応聞いておきたくて、今別紙4シリーズで、右下19ページ以降で避難通路の説明書が書かれていて、照明は17ページ見る限り第3回以降ですっていう形なんだと思うんですけど、
0:15:33	どこまで要は本当の共通部分だけ裏返した説明書をつけるような話も他のところで出てたような気もしていて、どこまでをつけるルールにするかっていうのを確認していいですか。
0:15:45	はい。井上西原でございます。まず先ほどの原子力でもあった今回の第1回の範囲というのは、基本共通的な第1章の項目で、
0:15:56	共通事項になるものは、特徴的な設備との関係がない限りは第1回で出しましょうということで整理をしています。第2章については個別項目ということで、設備との関係で、
0:16:08	その申請会議でということで整理をさせていただきました。店舗の方についてもその組み合わせに応じてということで、これも前提はあくまで安全避難通路の、5-1-1の中の、
0:16:22	添付書類の中で照明設備を含めた全体の安全避難通路としての方針、いわゆる共通の基本設計方針を受けた形の設計方針に語られることを前提に、
0:16:33	その後の1-1-11の照明設備については先ほどの第2章とのリンクで、その試験設計で方針を出すタイミングの申請開示において添付書類をつけるという整理をさせていただいております。以上です。
0:16:47	規制庁田尻です。なので、今回照明設備に関して基本設計方針で一応、言葉として触れてる形になっていて第2章は触れてないけど第1章という形で共通的なこの人は増えているんですけど、
0:16:59	ここってというのは安全避難通路の一環として増えてるだけの形になるのであくまで今回申請開示として説明する項目としては整理していなくて説明するのは第3回以降だから、その説明書に関しても第3回以降とかそういう話ですかね。
0:17:13	はい。井上西原でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:17:17	規制庁田尻です。ここの多分全体としてどう考えるかっていう話にはなってくると思うんですけど
0:17:24	多分説明書に行った時に、今回示さん要は署名みたいなやつのところでは示さないって言った時に概要とかそういうレベルのところって多分基本

	<p>的方針と同じようなこと書いちゃってるとか言ったりすると思うんですけどとりあえず今現時点での整理ってのはそういうことをです</p>
0:17:39	<p>ちょっと今後マターな改善そんな話になって何か気がついてないような気もするので、またちょっと話残るかもしれないんですけど、とりあえず今はそういう整理として、ここ横ばいで書かれて第3回ということで一応理解をいたしました。</p>
0:17:54	<p>規制庁田尻です。次行かせていただいて、次、これ単なる内容の話なんですけど右下20ページのところ</p>
0:18:03	<p>説明書の比較されていて、下線部が引かれていて、</p>
0:18:08	<p>単に発電炉と同じように並べられてるんですけど意味が違っているので</p>
0:18:13	<p>認識だけか合わせておきたいんですけど発電炉は居室と居室から地上への廊下と階段その他の通路っていうふうに言っていて、原燃は居室から出口までの通路と階段という方と及び踊り場という形で言っていて、</p>
0:18:28	<p>元の記載を拠出については触れて拠出というか区域については増えてない形に今見えるんですけど、ここっていうのは整理が違うもんですかね。</p>
0:18:38	<p>井上ネシアでございます。照明をつける場所の整理は全く同じです。おっしゃっていただいたというこの文章をそのまま読むと、最初のスタート部区域が対象に入っていないように20というのは、</p>
0:18:51	<p>おっしゃっていただいたところだと思うのでここその辺も当然証明の対象には入りますので、それがわかるような形には、種適正化させていただきたいと思います。以上です。</p>
0:19:04	<p>規制庁田部井です。ここの実用と比較するような形でなければ木質も含めて、ツールのかなというふうに見えなくもないんですけど、今実用炉と横に並べる形で実用炉があえて分けて書いてるところを一つにまとめて書かれると、</p>
0:19:17	<p>対象外にしたようにもちょっと見えてしまうところがあるので、せっかく比較表を作って、整理されたのであればそういったところも経年、形整理いただければと思います。</p>
0:19:29	<p>規制庁田尻です。あとは別紙6のところは先ほど言われたように直されるんだと思うのであえて言いませんし</p>
0:19:38	<p>補足説明資料に関しても、</p>
0:19:41	<p>何で今回聞いたのかとか、聞いてもいいんですけど、</p>
0:19:44	<p>いちいち聞いても何か結果変わらないような気がするんで改めて精査して必要な電気っていうのを意識書かれるような形で整理されるんだと思うので、</p>

0:19:52	おっしゃっていただいたところをちゃんと直していただければと思います。
0:19:56	自分から安全避難通路以上ですが規制庁側から他に何かありますか。
0:20:05	規制庁館です。なさそうであれば、一応原燃から振り返り、この項目でお願いします。
0:20:18	はい。日本原燃稲葉です。振り返り避難通路の部分ですけど共通のところですね別紙ページで言うと6ページのところですかね。
0:20:29	ここのところで共通のところでの記載で設備の
0:20:36	ルールですかねそういったところの統一感ですね共有、共用してるところですね十四条で書いてるところと後の個別に書いてるところってのがあるのでここの統一ということで記載を
0:20:49	精査するということです。あとは、
0:20:55	9ページのところですかね第2章の書き方ですねここのルール、
0:21:04	国会避難通路で比較した時に避難通路側のようにですね設備の構成ですねほぼ最初に書いて落としていくという形になりますんでこの辺は記載を見直すという避難通路のほうもあわせて他条文に展開して、なります。
0:21:26	なんか、
0:21:28	あと17ページは、申請の開示のところですね、ここが第1回で記載すべき内容とあと方針が書かれてる部分ですねここで第3回以降ですね
0:21:43	次回で示される部分の整理、ここんところをですね、条文によってちょっと書き方が違ってたりしておりますのでその辺のところは
0:21:52	統一感を持って記載していくという形でルールに合わせて見直しをしていくという形になります。
0:21:59	あと20ページですね。
0:22:03	別紙4になるんですけどもここで発電炉と比較しているところですね言っていることは同じっていうところについてはあえてこう文章変えないということで記載の方は適正化させていただきます。
0:22:16	以上です。
0:22:17	規制庁田尻です大体認識同じだったと思うんでよろしくお願いします。あとこちらからいけないんでコメントリストとかをどう整理されるかわかんないですけど、28ページとか補足説明資料の話でこちらから直すといったところは忘れずに直すようにだけしていただければと思います。

0:22:33	ちなみに先ほど 28 ページの時、これこの資料じゃなかったんであんまり言わなかったんですけど、他の資料それ今日のヒアリング資料じゃないんですけど、確か案というか何かのところなんですけど、
0:22:45	変更後に設計基準事故っていう単語が書かれていて、変更前はその記載を消すんじゃなくて事故だけ書いてるようなパターンとか、何かいろんなパターンが今いるような気はしているので、
0:22:57	別に事故で書いてくれっていう意図じゃないですよ安全避難通路そこははっきり言っときますけどそういう医師じゃないんですけど、全体として、ちゃんとそういうところ整理忘れないでくださいねっていう意味で今一応言わせていただきます
0:23:09	何か事故って何だっけっていうところも出てきたりする気はするので考え方があればそこ言ってもらえばいいので、
0:23:17	はい、乳井西田でございます了解いたしました考え方としては許可、その前の許可であったり、指針であったりに事故時の要求を求めているような事故みたいなやつは、
0:23:28	あえて事故時ということを書いているものもありますそこその前の許可であったり新城辺りを踏まえた上で書き方を変えているところは、意図的にはありますけどそこはちゃんと考え方を説明できるようにしたいと思います以上です。
0:23:43	規制庁タジリです考え方あるんだったらそれを説明してもらえばそのヒアリング項目んときにまたお聞きするのでよろしくお願いします。その他の麻生であれば次の項目お願いします。
0:23:55	はい。日本原燃石田でございますそれでは東邦新宮でございます。更新を 0-02B14 ということで 4 月 15 日に提出をさせていただいたものであります。こちらにつきましても先ほどあった安全避難通路と同じで、岡藤の共通的なルールの反映。
0:24:14	後にこれまでのご指摘の踏まえた上での反映といったことをさせていただいているということでございます。
0:24:24	直した研究ではあんまり多くはないので基本的に別紙 1 については、書き方の統一を図っておりますということでございます。
0:24:36	はい。
0:24:38	あとは以前のご指摘はどちらかと、別紙 6 の変更前後のところにして経緯を聞いていたところで変更前に何を変えて変化をどうするかということ、
0:24:49	精査をして今回修正をしたと、いうことでございます。
0:24:55	はい。

0:24:57	説明はすいません簡単ですけど以上になります。
0:25:01	規制庁タジリS不法侵入防止に関しては、正直設工認と言えど詳細に関してはPPの話でっていう形になってるんであんま細かなところ言うつもりもないん。
0:25:11	記載ぶり自体もそこまでどこというふうには思っていないんですけど。
0:25:17	若干些末な話としては、例えば7ページのところ
0:25:21	一番上の許可からの変更点ところで、人の不法な侵入等は核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を含んでいることから等を削除したって書いてあんですけど、
0:25:31	これ許可の時から人の方の侵入等、並びに核燃料物質等の不法な移動とかっていうふうに言っていて、
0:25:38	単に余計に書いてただけだったら別にそれはそれで構わなので要はあの対象を明確にただけでいいような気もするので、何か理由がいまいち理由になってないような使われても仕方ない気がするのでその辺りは必要に応じて精査いただければと思います。
0:25:53	あとテンプレとかも似たようなレベルで、22ページとかのところ、
0:25:59	3ポツの頭のところで防止するって言ってて他のところだと設計とすって書いてたりするんでコピーの投資とかそういうところは勝手に精査してくださいねってあるとか。
0:26:07	実用炉の構成に無理に合わせてくれとは思っていないんでそこら自体は構わないんですけど、例えば23ページのところで備考の一番下のところで3ポツ1で記載してるっていう話があるんですけど、
0:26:17	この3ポツ1に記載してるっていうふうなやつで、丸のところマスキングなんでそこはあまり中身は触れないんですけど、
0:26:23	今書かれている、MOXのこの関心の話とかも別に3ポツチでかいとルーではないとか、何か理由がいまいち理由になってないときがあるので、中身としてどこまでっていうのはちょっとこの条文の資料に関してはちょっと難しいところがあるので細かくどう書けどうこうっていうのはないんですけど。
0:26:40	少なくとも原燃の整理として後で見たときに、全員が共通理解を持って、これだからこうしたんだなっていうのがわかるような記載は整理しといていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:26:53	はい。井野マネージャーでございます。はい。そういった運転も含めて精査をしっかりとしていきたいと思います。以上です。
0:27:00	規制庁谷です。法人飯干自分からは以上ですが規制庁側から他に何かありますか。

0:27:07	なさそうでかつ特に振り返り動向もないし次の河西が資料を買ったりするんで次進んでいただければと思います。
0:27:17	はい。日本原燃イワダテでございます。そうしましたら、ほぼ 00-02 ですね、こちらについてご説明させていただきます。こちらですね 4 月 15 ページの 10 日目、
0:27:28	どちらも 1 度でもいいんですけど画面を映していただいずずっと通路が映ってたりはするんで、移すなら映してもらえばいいし意味がないんだったら特に止めもしないです。一応六ヶ所の間でございます。申し訳ございません今、
0:27:42	画面共有するちょっとパソコンの方がですねちょっと調子悪くてですね、ちょっと画面共有できないような状況になってございます誠に申し訳ございません。規制庁田尻です状況わかりましたメインに共有して欲しいわけじゃないんでなんかずっとツールが映ってたんで、何かなと思っただけなんであの状況わかりました説明をお願いします。
0:28:01	はい。日本原燃イワダテでございます。そうしました過去 00-02、こちらについてご説明させていただきます。こちら基本的に修正、見かけ上ちょっと青字で修正箇所、大量に出てるような形にはなっておりますけれども、
0:28:16	ちょっとコマツなところをちょっと割愛させていただきまして、大きく方針的に直した部分につきましては、先ほどの避難通路等でもありましたように、ルール全体ルールを踏まえた、そこに合わせての表現の適正化であったりとかですね。
0:28:31	あと火災についてはこれまで再処理の方でも家保 00-01、こちらの方でのヒアリングのやりとりもこれまでさせていただいておりますので、その中でですね指摘を受けた事項に対して、
0:28:41	MO X の今回の 02 アオノ 00-02 こちらにこちらへの展開といったところを対応してございます。また
0:28:50	この別紙別紙 23 号等ですね、こちらの記載が共通的になる部分、こちらについても中身を読んでいったところで記載が入れているところとありましたのでこちらの整合を解消する形で、
0:29:03	整理をしているといったところですね。あと別紙 14 関係で基本設計方針であるとかその文章表現のところ、こちらの社内レビュー等を踏まえて表現、
0:29:13	適正化であるとか読み方の個人とかですねそういったところを整理しているといったところでございます。全体としては修正方針は以上になります。

0:29:23	規制庁田尻です。江藤浅井に関しては割合ヒアリング最初の方がメインだったこともあって、少しMOX細かな話で幾らか確認をさせていただければと思います。まず右下9ページのところで、
0:29:36	上から三つ目のパランところで、今回青字で煙と流入防止装置っていうやつが急に現れたんですけど許可とかで聞いてきたのは煙と流入防止対策ぐらいの説明だったと思うんですけど、
0:29:48	今回煙と流入防止早期ってやつが何か生まれるんですけど。
0:29:54	はい。日本原燃イワダテでございます。装置として何かエントリーするというものではなくてですね発電さんと同じような形で通水とか仕入れとかそういったことやりますよというところでしたらちょっと表現についてはですね、
0:30:06	の基本設計方針をちょっと横にそのまま書いてしまったところがありましたので、ただそういった設備トリックとしないという観点はありますので、ちょっとこれまでの許可の記載に合わせて
0:30:17	記載は適正、記載はブラッシュアップしたいと思っています。長タジリですリーダー9ページの一番上のところで実用量も確かに書いてはいるんですけど
0:30:27	設備って別に対策として書くんだったら許可のときからそう書いてるんでそれでもいいかなというふうに思っているんで、言葉遣いの整理だと思んですけどその点よろしくお願ひします。続けてなんですけど、右下10ページのところで、
0:30:41	これはすみません
0:30:43	絶対というわけではないんですけど基本設計方針の二つ目のパラでなお書きが書かれていて、なお火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め、MOX燃料加工施設という形で書かれていて、
0:30:56	要は火災防護上重要な機器とそれ以外を含めたすべてのMOX燃料加工施設のことを指していると思うんですけどその略語がその他の加工施設、その他の施設か、その他の施設と言われていて、
0:31:07	全体さしてるけどその他の施設という略号で、原燃内では意図が通じそうですか。
0:31:15	日本原燃イワダテでございます。ちょっと葛西としてはそういう、ちょっと表現上はちょっとそういう形になってしまったんですけども、ちょっと確かに読み物としてどうなのって言った時には、その他っていう表現であれば
0:31:27	まずMOX燃料加工施設って全体の話が来るのは、ちょっとおかしな表現にはなっておりましたので、趣旨は辻井さんから要するにMOXの全

	体の中での火災防護上重要な機器等を除くものっていう趣旨でこの主語は整理しておりましたので、
0:31:42	ちょっと定義の元になる文章というんですかね、ちょっとそこについてはそういった、全体の中から重要な機器を除くものとかですねちょっとそういった形で統制整理はしたいと考えております以上です。
0:31:53	規制庁谷です主事が多分間違っって伝わったんで一応お伝えしておく、御社は多分許可の時から火災防護上の上重要な機器を含め、その他のやつ持って、施設全体それでやりますよっていうのを一応ベースとしてそれがあって、
0:32:09	プラス防護上重要な機器は炉規法の火災審査基準とかも踏まえながらやりましたよって形なんで別に含めの記載はもともとこれで多分正しくて、正しい中で、いちいち変な力を置いてるんで変な力をやめた方がいいんじゃないですかという意味で言った話なので、
0:32:23	この含めの記載をなくすと、もともと確かその横のところですね許可の本文ところでも書いてあるように含めて言った、許可本文の記載から変える形になっちゃうので、そこはやめてください。
0:32:36	略法直そうとして内容を変えるんだったら、逆をいじらないことまたはCなので、単に逆コの名前が変で、では何値を表してないような形で大丈夫ですかという話なので、
0:32:48	文章を変えるのは要は許可の本文から内容変えましたって話になると余計ややこしいのでその点は注意いただければと思います。
0:32:57	はい日本原燃イワダテでございます。申し訳ございませんでしたご指摘の趣旨は理解いたしましたまずは全体、そもそも研究行動によってそういうところっていうところでしたのでちょっと
0:33:08	そうですね今定義を開いてかけてたんですけれどもその表現について見直しをかけて、
0:33:14	まずもくせ全体だというところでの整理だというところで理解をいたし、いたしましたのでちょっと表現はすみません見直したいと思います。
0:33:21	佐治ですよろしく申し上げます。もう1点、ここもうちょっと認識の確認に近いものなんですけど今右下10ページの一番下のところで、火災防護の計画の話がされていて、
0:33:33	谷岡と並びどこまで取りに行くかって話なんですけど、今、火災の条文の構成っていうのは、DBってこういうやつらがいてこれが火災区域ですよ、でSAってこういうやつらが行ってこういうふうに通大ベッドを設定しますよって言った後に、

0:33:45	全般通しの発生防止感知消火影響軽減と影響評価とかの話を対策を変えてく形になると思うんですけど。
0:33:52	許可のタイミングでは、火災防護計画のところだけはD T Sである意味共通的に書いて、それをD Bの方に書いて、清の方でそこを引用するような形にしてたかなとは思うんですけど。
0:34:03	設工認に於いてはそれぞれ書きますか。それともう、谷中、京谷5ポツ1ポツ3で火災防護計画みたいな話で書けばそれはそれで成り立つ成り立つんですけどそのあたりって何か考えありますか。
0:34:18	はい。日本原燃イワダテでございます今の点ですね火災防護計画としてはD B A含めて1本としてとか古藤衛藤形としては考えておりましたで、ただちょっと基本設計方針の整理の中でですね、基本的にはディー・ディー・エスで書き分けるっていうちょっとそこに
0:34:34	全体ルールがあったのはそこ、そこにちょっと固執した部分があってですね、それで項目としてD BとS Aに係るものっていうので基本設計方針を書き分けてしまったというのがまずは実態でございますただ、
0:34:46	今田尻さんおっしゃっているところで防護計画としては一体物で作るよねっていうところのその根本の思想はす、今おっしゃっていただいた通りですので、
0:34:56	これは防護計画としては一つにまとめる形での記載の適正化をさせていただきたいと思っております以上です。規制庁田尻です。中身としてバラバラと書いてあって、もうそこまで違和感はないんじゃないんですけど、単に許可本文の時に、M O X燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するためっていうふうに施設全体の話ですよっていうやつ。
0:35:16	どの本消えてるんで、どこまでっていうところはあるんですけど、バラバラにすると、何か隙間ができたような形でも少し見えたりしたので、あえて変える意味があるんだってっていうところもあるんですけど、意図があまりないんだったら許可の並びをいちいち変える必要もないかなと思うんでそのあたりはご検討いただければと思います。
0:35:34	あと、続いて、全く別なんですけど右下14ページのところで、一番下のところでS Aのところで、火災防護審査基準とか参考にしますよっていうふうにかかれてるんですけど、
0:35:45	右下13ページのところで許可添付の5のところの中段ぐらいのところ、S Aの方でもN F P Aの話を書いていたかと思うんですけど、こっちはN F P Aの話で消す意味あるんでしたっけ。
0:35:58	はい日本のイワダテでございます。こちらについてはですね消す意味があるかと言われたらないというのが実態でございますただちょっと対策

	として具体的にはというところで審査基準がベースになってるっていうので現状はS Aとしてはそういう書いた後で、
0:36:12	ちょっと一方ですねシャッターのBの方はNFPAの話書いてましてこれ結果本部DBが書いてたっていうところでちょっとそういったところで、記載の差は揺れてるところが正直ございましたので、
0:36:23	まずは前提条件なんですかって言った時にはMOXの場合はNFPAがあってその具体の展開でっていうので審査基準がくるというところの処置方針は変わりませんので、
0:36:35	すいません申し訳ないですけどもこちらについてはNFPAがあるよっていうところは先に示す形で整理はしたいと思います。
0:36:43	規制庁田尻です。火災の審査基準、実用炉の方の審査基準は、むしろプラズマアルファ部分加工施設に関して言うと、
0:36:53	DBもうそれを引用するSMなんですけど、基本的にNFPAの話はまずは解釈で許可解釈で出てくるような構成にどうしてもなっちゃってるので、何かよっぽどの意図がない限り、かつ許可で書いてる話なんで書けばいいんじゃないかなと思うんで今の話で何しようとしたかを理解したので、ただ書いてあった方がいいかなと思うんで今おっしゃっていたような形で検討いただければと思います。
0:37:18	はいイワダテです承知いたしました。
0:37:21	規制庁田尻です。ちょっと細かな話ばかり言っても仕方ないんでちょっとその辺
0:37:27	若干お願いですっていうよりは宮さんの観点で言っておきたいのが右下16ページとかで、
0:37:33	基準が横に並んでるんですけど基準と基本設計方針がいまいち横に並んでなかったりするので、せっかく技術基準規則の話書くのであれば、何か横に並べた方がわかりやすいかなという気がします。
0:37:46	例えば右下18ページのところで、許可からの変更点というふうに書いてあって技術基準規則への適合の観点で記載したって書いてあんですけど、横に技術基準規則なくて書いてあんの16ページとかって形になって、
0:37:57	今一度どう、要は技術基準規則を踏まえて書いたのかわからないと、せっかく横に技術基準規則を並べてる意味が若干反映してるような気がするんで、そのあたりはこの資料に限らず何か他の資料で言ったこともあった気がするんで、その点をご検討いただければと思います。

0:38:16	はい日本原燃イワダテでございます確か、おっしゃっていただいた通り、技術基準の適合の観点でプラスアルファとして今回追記したのもございますのでそこの関連が見えるように整理をしたいと思います。
0:38:28	規制庁館ですよろしくお願いいいたします。
0:38:32	月右下 17 ページのところ、水素アルゴン混合ガス中の水素最高濃度を設定するって話が書かれていて、
0:38:40	水素最高濃度とは何ですかっていうところがあって、許可添付にあった9%等をぼやかして書きたいのかもしれないんですけど、
0:38:50	であるならばその9%っていうのが何を指すのかわかるように最低限書いていただきたくて、要は
0:38:57	燃焼限界とかっていうんだったらまだ4%5%みたいでうちが推察できればいいんですけど、9%というのは御社としてそこで管理しますよっていう設定値であって、
0:39:07	何か水素最高濃度といたらうちがわかるかというところとさすがにわからんところがありますと。
0:39:12	で、かつ、今日の資料にないんで、後で見ただけであればと思うんですけど、安全機能を有する施設の方の資料のところ、確か9%という数字書いてたような気もするので、
0:39:24	何か、いちいちここでぼやかす意味もどこまであるのかなっていう気がするんで、ご検討いただければと思います。
0:39:32	はい日本原燃イワダテでございますそうですねおっしゃっていただいた通りでちょっと訂正カーして書こうとした結果がちょっと読み取りづらい自分の中で勝手に設定するみたいな形の表現なってしまったのは申し訳ございませんでした
0:39:45	ここのページでもともとバックが発生する濃度未満とかですれねちょっと灰色あっちですけどもそういった形で整理しておりますので、ちょっとそれだとちょっと案いうの規制も含めて記載が統一できるように対応したいと思います。
0:39:58	規制庁田尻です。基本設計方針で本文事項なので、何でもかんでも書いてると確かにそれに縛られるっていうところはあるんですけど、最低限、設計が推察できるであるとか、設計方針として何しようとしてるのがわかるもので書いていただかないと、
0:40:13	せっかく書いていただいたやつが許可よりも、バクツとしてるだと、こちらとしても掴み取りづらいところがあったりしますので、
0:40:22	何度もお伝えしますけど何でもかんでも数値書けと言うつもりもないんですけど言葉だけじゃできないとは別に数値を書いて、その数値を書

	くことで、何か後々設計が難しくなるんだったら別途言っていただければいいと思うんですけど。
0:40:35	こことかは従来からそういうふうやってるところのような気もするので、意図がないんで悩まれるぐらいは別に書いていただいてもそこ自体は止めないので、よろしくお願いします。
0:40:45	あと、続いて右下 18 ページのところはい。
0:40:53	規制庁たちで続けて行かせていただきます右下 18 ページのところ、
0:40:57	一番下のところで安全上重要な施設のうちMOX粉末を取り扱うグローブボックスという形で書かれていて、
0:41:04	ここだけという話でもないんですけど、今番号で言うとD11-1とS2-9というのを書かれていて、清も引用してますよっていう感じで許可のところろの許可添付だと、そのページの一番下のところの話だと思うんですけど、
0:41:20	先ほど少し言いましたけど5ポツ2行は、火災の発生防止感知消火影響軽減について、DBSA、こちらまでというよりは種を限定しなければ両方にかかるような形に変えていかれてるんだと思うんですけど。
0:41:32	ここで基にしてるのはDBとSAですと言いながらすごく安全上重要な施設とかっていうふう限定をかけてしまう形になってるんですけどこの辺りって何か整理がありますか。
0:41:45	はい日本原燃イワダテでございます。
0:41:48	ここのところのグローブボックス内の対応の土地損益の話につきましては、Dだと今基本設計方針を変えている形で安重に対してと、SA側の今、
0:41:59	18 ページの添5の一番下ですかね、紫に書いてるという基本方針を適用しますよと、割引をしますよとってるところについては防護対象は、この条文対象SA側になるので、
0:42:11	SAで選定した8GBのグローボックスが対象になってただ具体の対策は小さく一緒ですよという趣旨で整理をしていた形になります。で、
0:42:21	その8GBについては結果として安全上重要な施設のグローボックスの中に包含されるので基本設計方針としては安重という形で今、記載をさした形にしております。以上です。
0:42:32	規制庁田尻です。一応認識だけ統一しておきたいんですけど。
0:42:37	要はDBSA兼用の設備があって、転用してるからDBのほうで設計方針を例えばSAの設計方針をうたったことになるかっていうと、そんなルールはこの時点ではなくて、これあくまで基本設計方針として、

0:42:49	DBの設備はこうやりますよSAの設備はこうやりますよ、共通としてはこうやりますよという設計方針をうたっていただく形なので、結果的にSA設備はDBと兼用のものだけだったんでSAかけませんって言い始めると、書かなくていいもの山が出てきちゃう気がするんですけどそのあたりって整理大丈夫ですか。
0:43:09	日本原燃石原でございます。すいませんちょっと今伊達が今言ったのはちょっと、ルール上は間違いです
0:43:15	おっしゃっていただいた通りちゃんと特定した上でその設計方針を語る場合には、DBとSAそれぞれ登場するのであれば、DBに対してこう、SAに対してこうで同じことを考えれば、DB等SAの手法改定及びで繋いだ上で展開するってのが、
0:43:31	基本的な考え方でございますので、そういう意味では、共通的だからということで、あえて、安全上重要な施設のうちという書かずに、MOX取り扱うグローブボックス内のと書くか、
0:43:43	もしくは種をちゃんと及びでつなぐかだと思っております。以上です。
0:43:48	市長田尻です。多分その認識の方が整理はつくと思っているので、
0:43:53	そうしないとここどっちだけみたいな話1個1個聞かなきゃいけないので、今おっしゃっていただいたり、無理に限定かけなきゃいけないかっていう気もするので、その点含めて整理いただければと思います。
0:44:05	で、次に右下40ページ行っていただいて、
0:44:09	ちょっと整理を確認したいんですけど。
0:44:13	5ポツ2ポツ4の頭書きのところ火山の影響が書かれていて、加古和気で降下火砕物によるフィルターが目づまりというふうに書かれていて、
0:44:22	ここを、SAの方だと多分括弧書きの中見ないかなというふうに思っているところなんですけど、ここっていうのは括弧書きの中身を書いた方がいいんですか。
0:44:34	はい日本原燃イワダテでございますこちらのすみません結果としては書かなくても、
0:44:40	良いといいますかちょっとDBに寄せ過ぎたっていうところは正直基本設計方針の書き方のところでありました。ここについては外部事象の発生防止に対する選定の前提になる事情の想定なので、
0:44:52	限定した額よりかは全体のところ結果としてその括弧書きがなくても意味は通じるかなというふうに考えておりますので、ちょっとそういった形でですね(ア)キーはなくても特段問題はないというふうに考えております。

0:45:05	規制庁館です。一応認識だけをしますけど、括弧書きがなくても問題がないではなくて括弧書きがあると問題ないです問題があるんじゃないかという質問ではあったんですけど、要は
0:45:16	今括弧書きを書くと、それしか公表しませんよっていうふうに言っちゃう形になるので、広く言うとか内藤SEの方で広く言ってたやつを勝手に限定要は許可本文のSAで広く言ってたやつを勝手に限定かける形になるんで、
0:45:30	それだとおかしいんじゃないですかという確認ではあったんですけどそのあたりは認識大丈夫ですかね。
0:45:38	日本原燃和田でございますすみません田尻さんのおっしゃっていただいたことを逆の回答をしてしまいましたですね基本的にはその全体を包含して書く必要があるっていう観点もありますので、
0:45:50	ちょっとですねそういう意味ではSAに書いてる文章の流れの方は
0:45:57	記載としては綺麗かなというふうに考えております。
0:46:01	規制庁館です。許可本文に書いてある話なんで、DBの記載を否定することは特にないんですけど、多分DBの時って
0:46:08	要はMOXに関して言うと奥が防護対象がいなくて建屋だけでやってる形になるので一番最後設計として具体的にやっていくところっていう話になると、どうしてもフィルターの目詰まりの話とかは多分メインで出てくるから帰ったっていうところあるんだと思うんですけど、
0:46:22	いざ設工認の範囲になると、別に建屋だって共同評価とかしちゃうたりしますので、それ考えると、別に水間に限定する意味もないかなっていう気がしますし、都合よくSAの方は限定しない記載があるんだからあわせて書いてあんで限定かけませんって言ってもらっても、
0:46:36	別に違和感はないかなという気がするのでその点はちょっと検討いただければと思います。
0:46:46	規制庁田尻です。はい。日本原燃イワダテでございますありがとう。
0:46:52	すいませんどうぞ。
0:46:56	すいません日本原燃イワダテでございます申し訳ございません。田尻さんのご指摘の趣旨理解いたしました。江藤。そこDBとSA記載とあとは実際能勢詳細な設計の展開という観点でですね、基本設計方針については、
0:47:10	見直しと書きたいと思います。
0:47:13	上大事ですよろしくお願ひします。共通的な花Cは2度2人のところが適宜精査くださいねというので飛ばさせていただいて、次に右下61ページから、第2章の話に入らせていただいていたんですけど、

0:47:27	基本的な記載ルールの話は先ほど安全避難通路の時に指摘したので、あとは勝手に直していただけると思うのでここは特に言わないですけど、
0:47:37	ちょっと主治医を確認という形になると思うんですけど、7ポツ1ポツ1ポツ1のところで火災区域構築物、構築物とか構築物の話がかかれていて、
0:47:48	ここんところで一応横尾に並んでるやつの中に1時間耐火の話とかが書かれてたりするんですけど、許可本文のところ、右下62ページのところでT1-13という形で書かれてるやつがいて、その中で1時間耐火の話まで書かれてしまってるんですけど、
0:48:04	あくまで区域構築物とか構築物という意味では3時間耐火の話なので、設計方針としてはそこだけが書かれていて、1時間耐火の話は別のところの話とおっしゃいますか。
0:48:19	やっぱり日本原燃イワダテでございます。今おっしゃっていただいた形で整理してございました。区域構築と火災区域の構築物から構築物は3時間という形で整理をしまして、
0:48:29	1時間耐火につきましては系統分離の影響軽減対策の影響軽減設備の方です。ページで言うと96ページになりますけれども、これその影響軽減、ごめんなさい系統分離対策の中で
0:48:44	考えて1時間、何か各駅+感知消火、その対策の一環という形で位置付けとしては整理してございます以上です。
0:48:53	市長タジリです。多分D01-13っていうのがついてる位置がちょっと変なんじゃないかぐらいの話だとは思っているのでやられてる趣旨はわかりましたので記載だけわかりやすくしていただければと思います。
0:49:06	あと、次右下63ページ行っていただいて、
0:49:10	あと、記載のルールに近い話になるんですけど、一番下のところで非アナログ式の炎感知器または非アナログ式の熱感知器という形で書かれていて、
0:49:21	イレギュラーがあった時の誤作動防止の話とかが多分ここに書かれてる形になるんですけど、
0:49:25	一般論として、実用炉やIIを見る例えば非アナログ式の日火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とするっていう一般うたった上で、個別を謳うのが基本の構成だった気がするんですけど。
0:49:38	ここはいきなり個別の話を書くんですけど一般論と違ってどっかで謳ってるんですけど。

0:49:47	はい日本原燃イワダテでございます。ちょっとこの非アナログ式の記載については、
0:49:53	非アナログの誤作動防止の対策ですね、ちょっと全体論としては基本設計方針の中でちょっと見えてないのが正直なところでございます審査基準の中でアナログ式を使うのが原則ってところだったので非アナログ使うのであればそういった対策必要だろうというのでちょっと若干勇み足気味にですね、
0:50:08	対策具体的に踏み込んでしまったというのが、記載の整理、現状の整理となっておりましたので、ただ確かに概要概要というか基本的な考え方があってそれで具体でしょってところにつきましては
0:50:23	何だろうな説明の流れとしては
0:50:27	素直な流れになると思いますので、まずはちょっと、まずは誤作動しますっていう概念、概要というかなですね、全体をうたった上で、具体的に踏み込むという形で記載の構成は整理したいと思います。
0:50:38	規制庁田尻ですよろしくお願ひします基本設計方針なんで、大枠うたった方が多少の自由度もあるかなってところも正直あるので、あんまり限定かけすぎると、それ以外のものが出てきた時って絶対認められなくなったりしてややこしいので、
0:50:53	一般のあった方がわかりやすいかなというところでご検討いただければと思います。
0:50:57	次右下 77 ページなんですけど、
0:51:01	ここもう、先ほど水素のところで言ったやつに近い話なんですけど、右下 77 ページのところでもどこまで書くかというところはあるんですけど
0:51:13	消火活動の放出時間のところでしょうババ喪失開始から所定の時間とかっていう記載にはなるんですけど所定の時間っていうのも、なんでしたっけってところが正直あったりするんで、
0:51:24	先ほどお伝えしたやつと同じで、何の時間でしたっけってというのが最低限わかるような設計方針として書いていただかないと、
0:51:31	拠点っていうのは要は、私たちが決める時間ですって言うんであんま変わらなくなってしまうので、意図がわかるような形で書いていただければと思いますのでよろしくお願ひします。
0:51:40	よろしく。はい。
0:51:42	はい日本原燃イワダテでございますそうですね先ほどの水素濃度の件もございましたのでここも自己評価の話に絡んでくるところもございませうのでその目的ってところで

0:51:53	目的がわかるような形で整理する形で対応はしたいと思います。
0:51:58	規制庁タジリですよろしくお願ひします。阿藤右田 77 ページもう 1 点なんですけど、一番下のところで、水源の話が書かれていてろ過水貯槽等紹介市町村の話が、この多様性っていうふうに書かれてるんですけど、
0:52:14	多様性の定義が終わりづらいところがあるかと思うんですけど、多様性って、工藤元が違ふとかだったら多様性ってイメージがあるんですけど、あんまり、要は水源っていう意味で、
0:52:26	特に今回タンク、
0:52:28	また口が貯層ですかね貯層において多様性っていう概念ってあんまりないような気がするんですけどこの辺りって何か整理ありますか。
0:52:39	はい日本原燃イワダテでございます。こちらですねちょっと多様性にちょっと開放したところの理由なんですけれどもちょっと使ってるそう水槽とか防火水槽消火栓そうですねちょっとこちらの容量が違ふというところでちょっと元はですねも、
0:52:54	何か仕様が違ふというところで別の目的だという形でいった整理はしてたんですけども、確かに何か共通要因であるとかそういった観点で見た時には同じ同じものって扱ひになるかなというところで
0:53:07	そういったところがあるというふうにはちょっと
0:53:11	考えてございますので記載としてはもともと許可でも多重性という言葉にはしておったのでちょっとそういった形で見直しはしたいと思ひます。
0:53:19	規制庁田尻です。基本的に容量とか、大きさが違ふだけっていうんだったらそれもやっぱ純正の範疇って言っても出ないと思うので許可とか実用においても多重性って言ってきてるところだと思ふんで、
0:53:32	多様性って言うとも様性って、どこが多様性なのって話をいちいち聞くのもまとまってもらえないので多重性と言われたら同じようなのが二つあるので済む話ではあるので、その点は認識は多分今あったと思うのでよろしくお願ひいたします。
0:53:49	はい日本原燃依田でございますちょっと言葉の意味きちんと等を考慮した上で表現、対応したいと思ひます。
0:53:56	社長達ですよろしくお願ひします。次右下 96 ページに飛んでいただいて、
0:54:02	火災及び爆発の影響軽減設備というところがあって、前段部分で感知消火の話がされてるのは理解するんですけど、b ポツで 1 時間耐火隔壁という話があって、

0:54:13	1時間耐火隔壁は影響軽減設備の1パーツでしかなくて、1時間耐火だけだと影響軽減設備とは多分呼べないはずで、
0:54:22	3時間耐火とそれ単体で影響軽減設備になると思ってるんですけど、1時間耐火は自動消火、児童会ショッカーでようやく影響軽減の一種と認められルーものだと思ってるんですけど、この辺りって、
0:54:35	御社で言ってる火災より爆発の影響軽減設備っていうのは、何までを指すんですしたっけ、感知消火影響軽減設備の一部にはなってないっていうふうに整理されるんですしたっけ。
0:54:48	はい日本原燃イワダテでございますこちらにつきましては今、そうですね田井さんおっしゃっていただいた形で今整理しまして感知、1時間隔壁と感知消火で初めて影響軽減というのを成立するということは理解はしている上で、
0:55:00	設備エントリーとしては、感知消火に係るものはそれぞれですね、7位、7.1、1.2のA市感知設備等7.1、1.3の消火設備の中で性能としては、
0:55:11	対応させていただくと、で、そもそもその1時間プラス感知消火で影響軽減対策として成り立つようというのは1章の中で規制記載をさせていただいてる形でそういった形で一緒にその流れで整理をしているという形になります。
0:55:26	規制庁館です。制御をどうされたかは認識した上でなんですけど、別に感知消火が感知消火の要求を満たすものとしても影響軽減の要求を満たすものとしても、両方いるんだったら両方に書けばいいだけで要は兼用してますよというふうに言えばいいだけで、
0:55:42	影響軽減膿瘍共通部分の方で設計方針のベタ影響軽減を満たすための設備としてここに書くんだとしたら、ここに自動消火の話があわせて書いてないと。
0:55:53	それは多分営業経験設備としては多分言えないと思うので認識はそんなにずれてないと思うんですけど、ガチガチにこれは感知消火なんで影響軽減のところ書けませんって言うてしまうと、
0:56:04	そもそも影響軽減の要求に感知しようかって書かれてるので、そのあたりは認識して整理いただければと思います。
0:56:15	はい日本原燃イワダテでございますそういった意味では、ご指摘の趣旨は理解いたしましたちょっと兼用で扱いにするかっていうところの整理もあるかと思えますけれども
0:56:24	影響軽減と対策として適合を示すために必要な形っていうのが理想的に何かっていうところを踏まえて整理をしたいと思えます。

0:56:34	規制庁館です。別に兼用って書けて言ったんじゃないかって両方に変えてもいいんじゃないかって言ってるだけなんで別に兼用って書かなきゃ罰とかそういうつもりは全然なくて、単に影響軽減対策っていうふうに言った時は、1時間耐火だけだと要件満たしてないので、
0:56:48	1 営業経験設備として1時間耐火だけ書いてたら、これ影響軽減設備じゃないよねって言わなきゃいけないので、要求踏まえた上で3時間耐火、1時間耐火プラス自動消火とかって話が書くんだったら、
0:57:00	セットで書いてくださいねっていうだけなんで別に兼用どうこうというのは同じもんだから兼用って言うだけなので書けと言うつもりはないのでその点も認識した上で整理いただければと思います。
0:57:13	はい日本原燃イワダテでございます。申し訳ございません。ちょっと言葉の言葉じりだけつかまえて発言して申し訳ございませんでしたご指摘の趣旨、理解いたしましたので整理させていただきます。
0:57:24	40年カサモですいません。衛藤。
0:57:27	今野他の電流1.4の書き方については、冒頭のお書きで、その傘時、感知設備自動消火設備も、
0:57:36	設計に必要な設備ということで書いたんですけど、高木さんおっしゃる通り、
0:57:40	影響軽減設備としてのお書きで書いてあるだけなので、Cポツで火災間火災の感知消火設備を起こして、その設計は7.1、1.2で、
0:57:51	設計されているような書き方にちょっと変える方向で検討したいと思います。規制庁タジリです。検討いただければ最後止めはしないんですけど僕の認識は何かっていうと、aポツで3時間耐火、bポツで、1時間耐火+感知消火が書かれていてその中の感知消火を飛ばせばいいんじゃないかなと。
0:58:08	Cポツでかつしようかってやられると結局Bポツと分かれちゃって1時間耐火とセットなのかまたよくわかんなくなるので、あくまで要求は3時間耐火と、1時間耐火自動消火と6メートル離隔自動ショッカーだと思っているので感知ちょっとしたの抜けましたけど、
0:58:23	と思ってるので、セットで言っていただければ、セットで言った上で、正体は感知消火に飛ばすってのは全然止めないのでその点よろしく願いいたします。
0:58:35	神野カサモです。ありがとうございます了解いたしました。
0:58:40	はい、規制庁タジリ数で一応、別紙1は自分からは以上なんですけど、規制庁側から別紙1についてまず何かありますか。
0:58:53	なさそうであれば先には思うんですけど。

0:58:56	今日、笠井は、ちょっと特集だと思うんですけど基本設計方針がやったと内容が組んで、多分説明相ってそんな投稿っていうのを書いてない気がするので、
0:59:09	そこはちょっと飛ばさしていただきつつ、ちょっと1点だけ、MOX特に注目特有で確認しておきたいところがあるんですけど。
0:59:17	230 ページのところで、
0:59:20	4 ポツ1 で施設特有火災の話が書かれてる形になるんですけど、
0:59:25	これっていうのは、既認可であんま説明をしてなかったからあえて書いているという形ですから何か他の時に見たとき、再処理から再処理で見たときは、君から変わりませぬぐらいの方向だったような気もするんですけどここって整理ついてますか。
0:59:43	はい日本原燃イワダテでございます。曾根再処理の火災については気にかかるってことで既認可通りという形で整理をさせていただいたかと、等でMOXについてはですねこれまでの既認可の中で火災防護っていう点プール等での説明が中高生じゃなかったものもありますので、項目としては項目を起こした上で必要な説明、
1:00:03	させていただくということで考えておりました以上です。
1:00:05	規制庁谷井です。なぜ、今までちゃんと説明資料というついてなかったやつ最終みたいに昔から示してるやつだったら同じっていうふうにいえるけど同じっていう相手がいなかったんで書いてるってことですね。よくわかりました。
1:00:18	で、
1:00:19	ちょっとそれ別紙4 と災害、すいません自分の
1:00:22	聞きたいところ最後まで行かせていただければと思うんですけど。
1:00:25	どうでもいいはずな紙を1点挟んで別紙5 に関して、
1:00:30	何か表が、
1:00:32	無駄に何かスペースがついてて他のところと何か微妙にフォーマットが違う気がするんでフォーマットは全体統一していただければいいかなというふうに、
1:00:40	思います何か。
1:00:42	何か変な隙間入ってますよ。
1:00:47	はい日本原燃の伊達でございますご指摘の点大変申し訳ございませんでした等、ちょっと記載の全体に整理することが出てくると思いますのであわせてこちらきちんと適正化したいと思います以上です。
1:00:59	社長タジリずよろしくお願ひしますで、それが別紙6 シリーズで幾らか確認なんですけど右下 392 ページのところで、

1:01:07	えっとしたカラー10行目ぐらいのところで、また焼結炉ではっていうところで、ここだけ、共通部分でいうと、1回申請に入れてないんですけど、貫井にあります。
1:01:20	はい日本原燃イワダテでございますこちらにつきましてはですねちょっと全体のところの記載で1回出てるちょっと熱的制限値の話が出てきたのでちょっとそれが仕様表対象と。
1:01:31	いう観点で商標対象となるほど、ちょっと、ちょっとそれが指標対象と各申請対象設備の中で説明をさせ、するという形でちょっと整理した関係ですですねちょっとここだけ見かけ上抜けてしまったと。
1:01:44	いう形にはなります。今の現状の整理としては以上になります。
1:01:48	弓削西原でございます。という考えのもとにやりはしましたが、他の考えも含めた上でちょっともう一度整理をさせていただきたいと思います基本的にここだけ抜く意味があるのかというところが非常に気になると思います。我々も、
1:02:04	確かに悩みをしたので
1:02:06	全体、第1回でということも含めて整理をさせていただきたいと思ます以上です。
1:02:12	成長タジリです
1:02:14	なんか、特にここ(4)の途中の部分だけみたいな形で違和感はあったりするので、
1:02:21	別に共通部分であれば少し広目に歌いますっていうのは他の条文含めてやたらとあると思ってる場所なんで、これだけほとんど書いてここに三行だけはっていうふうに、
1:02:31	言う必要もないかなっていう気がします個別設備のところであつてやつの第2章関係は別途に飛ばすってのはまだ理解はしているので、共通部分で、ここに関しては個別設備のことを謳ってるんでっていうのを、
1:02:44	やり過ぎて前々から何かてこずってる気がするんで、ちょっと上に書いてくる分には別に止めもしないので、ご検討いただければと思います。
1:02:54	はい日本原燃米津でございますご指摘の趣旨理解いたしました。全体のところも含めて対応させていただきます。以上です。
1:03:01	規制庁田尻です。自分から最後かな。最後に1点なんですけど、右下の、
1:03:11	406 ページで、
1:03:13	3時間耐火隔壁のところとか、なんですけど、隔壁に関しては、一応、
1:03:20	今回建屋が申請対象になっていて、

1:03:23	右下 4 件、400 ページのところ、火災区域構造物とか区画構造物としては、今回第 1 回申請対象にするけれど、影響経験という意味でいうと、
1:03:33	要は防護対象となるものがある、それをどう影響軽減するかとかいう話になるのもものとしては、建屋の壁とかも当然そこには含まれる形になるんだけど、
1:03:45	今回の申請対象としてはあくまで火災区域構造物として建物だけとして説明する形になるから 3 時間耐火は今回書いてないということですかね。
1:03:58	はい日本原燃平手でございます今鳥居さんがおっしゃっていただいたのもその通りの整理をしてございました。建物としては火災区域構造物区画構造物として申請をさせていただきます、
1:04:10	戸田火災影響軽減設備の 3 時間耐火隔壁 1 時間隔壁のところに関しては防護対象が、分離対象が出てくる施設設備の申請改善の中で第申請範囲としてお示しするという形で整理しておりました。
1:04:25	市長達ですので、共通的な設計方針としては感知消火から影響軽減まで全部出るケア、発生防止感知消火影響軽減全部たって共通的な設計方針はまず立ってますよと。
1:04:35	今回設備登録という意味では火災区域構造物としての説明をして、3 時間耐火隔壁ん時も当然建物として出てくるんですけどそのときの説明は 3 時間耐火隔壁、要は営業経験設備の一種として壁を説明するというここと一応分類をしながら、今回あくまで
1:04:52	区画構造物の説明とかフィック構造物の説明としてされるということで一応理解はいたしました。
1:04:58	江藤自分からは火災関連は以上なんですけどほかに規制庁側から何かありますか。
1:05:07	朝そうであれば元は明日お願いします。
1:05:11	規制庁上出です。資料の構成みたいのところなんですけど
1:05:18	地震の方の基本方針を見ると、笠
1:05:24	関係の耐震性については、3-4、火災防護設備の耐震性に関する計算書で、
1:05:33	説明しますっていうのが書いてあるんですけど、今このか 500 の中で、その資料名とかって、どっかで出てきてますかね。
1:05:45	藤。はい。日本原燃イワダテでございます。えっとですね。

1:05:51	項目としては別紙 23 号の数、第 1 回第 2 回第三課で設備の展開のところでは、書かせてはいただいております。すいませんちょっと具体的なページ
1:06:05	ですけれども、
1:06:07	ですな申し訳ありません、ちょっと見づらいです 153 ページ。
1:06:15	別紙 2 でございますけれども、ここで感知消火、項目番号ちょっと 8788 等で、自然現象に対してもというところで方針を打たせていただいております、
1:06:28	ここ 2 から右に行くのと添付書類説明内容等ございますけれども、ここでですな括弧書き、青字でとか工期があると思いますけれどもここで、
1:06:38	構造強度の話はまず火災の中でも項目として立てますのでその中で具体的な対応者については 3-4 の耐震性に、火災防護設備の耐震性の計算書で示すという形で展開する形で整理をしております以上です。
1:06:54	はい。規制庁カミデです何か全体のその店舗書類の目次見たい。
1:07:00	ないようにはなっていないでしたっけ。
1:07:04	はい。日本原燃車でございますちょっと全体の目次的にはななくて、これどの条文見てもそれぞれ飛ばす先とか飛ばされる側、お互いにその関係のところに見えるような形にはなってますけど全体の目次構成については、
1:07:19	今まだお示しをできてないというか以前共通 08 で全体の目次なんかの構成をお出ししたんですけど 1 回引っ込みましたのでこっちで、
1:07:28	まだちょっと進歩を示してきてない状況にはなってます。以上です。
1:07:33	はい。規制庁上出です。その上で第 1 回についてはこの 3-4 は申請する対象がなしということで、ついてこないと。
1:07:43	ということで、目次のところで、次回申請対象ということで明示をさせていただくということで、考えておりました。以上です。
1:07:54	はい。規制庁神です。
1:07:57	建屋はさすが 2 はいらないうことなんですよ。
1:08:04	はい。
1:08:07	はい、わかりました。で、
1:08:09	規制庁紙ベースで、もう 1 点、これ、中身が出てこない中での確認になっちゃうんですけど、火災の条文でいうと最初の方に話あったみたいに、火災の重要な設備とその他の施設みたいな形は、
1:08:28	重要度分類に応じて耐震性を確保するっていうのがこの 153 ページのところを書いてますけど、
1:08:39	要は数が

1:08:41	5 設備に対してその波及影響っていうところも視野に入れて、こちらで説明されるのかっていうのがよくわからなかったんですけどその辺はどうなってますか。
1:09:06	はい。日本原燃石原でございます。
1:09:10	峰さんが今言われたのは、火災防護設備の設計において、他の設備からの波及的影響を考慮した設計をするという方針がどこかでうたわれているかということですかね。
1:09:24	はい。火災防護設備のちょっと耐震に関する説明で、おそらく重要なものはS sに耐えますだしそれ以外は多分Bクラスみたいな、
1:09:35	設計方針だと思うんですけど、そのときに、
1:09:40	S相当重要なものに対して波及影響及ぼすっていうものは、おそらく基本的にはS s機能維持だと思うんですけど、その辺、
1:09:50	がちゃんと手当されるのかっていうか、
1:09:53	今の別紙1ぐらいだとよくなかったってどういうふうに考えていくかっていうところ。
1:10:06	宮城西原でございます。ちょっとそこは神野さんおっしゃるように別紙1で見えてなくて別紙を当然次回で出てないところで
1:10:17	どういう考えかをもう一度整理をした上で、お示しできるようにします。今ちょっとすいません。考えてるかどうかも含めて、
1:10:26	みんな何か頭にクエスチョンマークなですね、ちょっとこちらで整理をした上で回答できるようにさせていただきます。お願いします。以上ですはい。規制庁上出です思ったのが、この地震の資料を見ながら
1:10:38	笠井に飛ばしてるなと思って葛西のこの資料見て。でも、
1:10:44	何か朝五条重要な機器とそれ以外っていう話で、
1:10:49	あって、なんか波及影響みたいな、見えないなっていう感じなんで、その時に波及影響の対象この11条29条説明するべきなのか。
1:11:02	もしくは波及影響分は、耐震側で説明して、
1:11:07	ていう整理もできるかと思えますから、その辺り整理をしてまた考え方を説明いただければと思います。地震側にそれは寄せるっていうのは地震側の今度、
1:11:20	話で聞かなきゃいけないなと思ってますんで、整理をし、
1:11:26	はい、乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいた趣旨は理解をしました。今おっしゃっていただいた通りどこでやるかは、役割分担をすれば多分整理はどちらでもできると思いますので恐らくは、

1:11:40	例えば耐震が出てる重要度の一番最後はSクラスと言ってるものをどう、いわゆる各条文で、例えば火災で言っている、防護上重要な機器等というのが、
1:11:55	いわゆる安重を抽出してたりしますのでそういったものとの比較で、同じものであれば同じ考え方で、消防が変わるだけ、対象が、対象は同じで、片側だけと違っていろんな意味でやり方があると思うのでそこをちょっと含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:12:14	はい。規制庁カミデです。
1:12:17	おそらく今言われたような感じで小さい耐震REVIAN発見影響の中に含まれるんじゃないかなと思いますけどその辺ちゃんと説明するように整理してください。以上です。
1:12:36	規制庁館です火災関連っていう規制庁側から他に何かありますか。
1:12:43	なさそうであれば原電側から振り返りをお願いします。
1:12:49	はい日本原燃イワダテでございます。本日の安保000に対しての振り返りですけれども、まずタジリですね。
1:12:59	はい。ちなみに細かいやつ、どうでもいいんで全体的に整理が必要なやつを、ポツポツと言っていたらただければというか抜けなく、言っていたらただければと思うんで全体的なセイリガクのところを中心に言っていたらただければと思います。
1:13:14	はい日本原燃イワダテでございます全体的に整理がっていうところに関して言うと、例えば加工計画のところの、ディー・ディー・エスでも、もともと許可でAとDの中で線を触れてたよっていうところ、これ、
1:13:28	今、書き分けしてるところはあるんですけども許可の成り立ちとか一体でも作るものとかですなそういった申請所の立ち位置を考えた上で、まとめ方を整理するというのが1点。
1:13:40	また、当間具体になっちゃいますけれども、水への最高濃度の言葉の使い方ですね、こちらについても、目的、何を目的として定性的に表現するのであればっていうところで
1:13:56	数値を書かないで別表現するのであれば目的が見える形できちんと表現をさせていただくと。
1:14:01	いうところが1点。
1:14:06	あとは自然現象絡みのところになりましたけれども、DBとSAで若干表現が違ってるところはあったんですけどもそういったところもですね、

1:14:17	考慮し、詳細設計の考慮としてどこまで指すのかといったところも踏まえた上で必要なものを書きに行く、或いは記載を適正化していくという形で塗布等、
1:14:29	整理していくことが1点。
1:14:31	はですね、全体整理、
1:14:36	やっぱり整理といたしましては、
1:14:38	当間最後にありました、波及影響の考え方のところですねここについて大進藤整理するか製造整理するって形で整理をさせていただくというのが1点というふうに考えてございます。
1:14:53	規制庁田尻です繋ぎしか増えてないと思っているんですけど全般として
1:14:59	今後は大丈夫だと思ってるんですけどヒアリングでよくあるのが、指摘すると、何か反対がものすごい振り切れてって何か内容がわかって書き過ぎてて指摘したら、何かざっくりし過ぎたりして、何か、
1:15:13	もうちょっとその中間みたいななんか、画像やりとりをしなければいけなくなるようなところあるんですけど、先行例を見たりレビュアーのひとう電力費とかも参加しながらやられてると思うので、下限っていうのは要は何を示さなきゃいけないのかっていうところをしっかり検討して示してもらえれば説明もできるしそんなに外れることはないと思ってるので、
1:15:30	全般として特に火災をここからある程度書いてきてる項目だと思ってるので、
1:15:36	何かあえて削らなくてもっていうところを削って無駄な議論とかっていうのがあんまないほうがいいかなと思うのでその点踏まえた上で、適宜対応いただければと思います。
1:15:45	自分から以上ですが規制庁側から原燃側から他に何か課題に関してありますか。
1:15:51	規制庁コサクです。衛藤。
1:15:54	栗田Cは実績つけて今入ったのでちょっと状況がわかってないからって申し訳ないんですけど、
1:16:00	昨日宮越事業部長が、市村部長のところにこられて、
1:16:07	審査会合の場で少しこれまでラップアップで話をしていたようなことを、審査会合の最後2限、
1:16:18	認識をちゃんと説明していただいて、認識がずれてないかと。
1:16:24	いうことを確認するような場合、
1:16:28	してはどうかと、というようなことをお話をしたんですけど。
1:16:32	今のやりとり、

1:16:35	わあ、その関係でいうと、本当に原燃の認識をちゃんと伝えているのだろうか。
1:16:43	いうのがよくわからなくて、
1:16:45	結果としてタジリが最後に言ったような気がするんですけど、
1:16:52	原燃は一体、今の話を踏まえてどうするつもりなのか。
1:16:58	やる項目を言われてもですね、その項目をじゃあどうする。どんどん対応していくんだと。
1:17:04	いう方向が認識できてないと。
1:17:07	何の意味もなくて結局整理した結果違うよっていう話になるような気がするんですよ。
1:17:14	んなんで、もう一度減免、
1:17:17	の認識、どういうふうにしていくつもりなのかっていうのを言っていただけですか。
1:17:31	聞いた時にですね一応伝えてちょっと自分先ほど言ったっていうのは、一応補足しますけど一応ヒアリング途中のところで、さっきのぼやっとした記載になってたところに関してはある程度、加来であるとかあそこ言葉を補うとかっていう許可に書いてあるやつかやりながら書きますよとかそれぞれのところである程度答えていただいたやつを、
1:17:50	多分最後、すごいざっくり言われたっていうところもあってだと思うので、別に何かすごい目新しいことを今考えていただく必要は主担当今野笠井に関してはなかったような気がするんで、思い悩んで言われるというよりは普通に、
1:18:03	言ってたようなやつ、整理して言ってもらえれば大丈夫だと思います。
1:18:10	はい人間でイワダテでございます。そういう意味で言いますと、一つあったのは、その系統。
1:18:20	その他施設っていうところをまとめて定義を使ってその他施設で表現したところですね。
1:18:25	こちらについては、難しくって、規制庁谷井すいません、ちょっとタジリです。ちょっと今、さっき言ったのと違う項目言っても混乱するだけなんで、
1:18:38	一つ一つ、とりあえず自分が認識してるやつを書く一つ目だけ言いますね。最初に言われたのは火災防護計画の話のところ、許可のところでは、DB書いて描いてる中で火災防護計画だけは施設全体で書いてるところで、
1:18:53	今回、施工の方に行くと、DBとSA分けて書くような形になってるけどそのあたりの考え方で統一できてますかっていうところで、もともと

	説明としてあったのは一応今回は頭のところではP T S分けて、発生防止感知消火影響軽減というところは研究をまずベースで考えたんですけど、
1:19:11	そこに関して若干そこに寄り過ぎたところがあるので、許可の時にまとめて帰ったっていうの施設全体として火災防護計画述べなきゃいけないってところ認識があってやってたところなんで、それを踏まえた項目立てなりを考えますっていうような説明を途中から聞いてたような話があったと思っててそういうのが多分、
1:19:26	今求められてる説明で、その次のところの具体のやつも、何かぼやかしてなった水素最高濃度っていう言葉があって、ただそれって水素アルゴン混合濃度のところの9%の話で、ここっていうのは事業者として担保しなきゃいけないやつなので、
1:19:41	勝秋野譲先生のところにはその数値を変えたりもするので、そのまま数値を書くであるとか、少なくとも数値を書かなかった場合においてもその数値っていうのが想定できる値文章を補足として分布を出そうと思ってますとかいう説明があったと思うので、
1:19:55	新しいなんかどうでもいい些末な話を今追加で説明されるというよりは、さっき言った主立ったところに関して、どういうふうにさっき言ってたかってやつを軽く言ってもらえると助かるかなと思います。
1:20:17	はい日本原燃渡邊でございます。
1:20:21	ちょっとすみません田尻さんに大分いい等お話いただいたところがある中で恐縮ですけれども、
1:20:30	振り返りとしまして、それで火災運用計画、こちらについては、もともと
1:20:38	作業計画の中でも、DBの中ではいっぱいごめんなさい火災の計画を一緒にまとめて一つのもので整理、作っていくと。
1:20:51	いう形で、有本野間以西について触れていたところを、
1:20:56	動いたときに今現状基本設計方針の中ではD S sそれぞれ書き分けがされてる形で整理した状態になっているという形になっておりますけれども、先ほど言いましたように許可で、
1:21:07	こういった項目があった先ほどの実際に物として一つでつくり上げるという観点を踏まえて、そういったところについては
1:21:17	海の中でまとめて書いていく形で整理をしていくという形で考えてございます。
1:21:27	体制等をいただきました。規制庁コサクです。繰り返しのことを言われてもあんまりしょうがなく、今のもです、

1:21:36	私そこまで部隊を言ってもらうつもりはなくて、大枠でいうと、
1:21:41	きょカーンの整理に合わせるのか、合わせないものがあるのか。
1:21:47	その点はどうですか。
1:21:52	はい三浦でございます申し訳ございませんでしたそういった意味でいくと用地許可に合わせる形で整理をするという方向で考えておりました。
1:22:04	規制庁コサクです。そうすると、現状合わせてなくて、合わせるようにしていきますっていうのは、今の火災防護計画の他にありますか。
1:22:17	はい。日本原燃イワダテでございますそういう意味で言いますと西郷計画の他にはですね
1:22:25	発生防止の外部辞書をそこの
1:22:30	章ですね、あそこの許可の記載に合わせるっていう意味では同じだというふうに考えております。
1:22:40	衛藤。
1:22:41	今日、多分許可に合わせるっていうやつをどこまでとらえる。はい。
1:22:45	規制庁谷井です。
1:22:48	ちょっとここに合わせるっていう範疇で基本計画でいうと、今回話に出てきたやつ大部分の許可に合わせたと思うんですよ。簡単に言うと、許可で、許可添付レベルで具体の数字を言っていて、
1:23:00	それを設工認の業績法人に落とす時に、いや、何でもかんでも数値化とかちゃんと整理してくださいねっていう議論もあった中で、一応なんかぼやかして書いたら本当にぼやかしすぎてわかんなくなっちゃったっていうことで、
1:23:12	数別に書いても何の市場もない数字を
1:23:16	行政経営方針って一応本文事項なんで、書き過ぎてそれに無駄に絞られるっていうところを受けるだけなんですけど、数値としてしっかり担保するものは別に数字で書けばいい話で、一応現状の考え方として別にあの許可に書いてあった考え方であるとか数値を結局書くことにしましたとかっていう話だったり、
1:23:32	全般として別に目新しい話があったかっていうと、要は許可整合であるとか、技術基準的にも書いていく中で、全部削り過ぎていたり、現在の考え方でそこまでっていうふうに考えたやつで、もっと必要だと思うと書くことにしましたっていうやつが大部分かなと思っているんですけど、認識って違っていました。
1:23:52	IAEAと日本原燃言わなくてでございます申し上げます。佐治さん今おっしゃっていただいた形になると考えてまして藤先生ちょっと個別の話

	になっちゃうかもしれないですけどもさっきのちょっと数字の件については数字を書くっていうのとかこういったそういった、
1:24:06	フィットした書き方になってて用紙がわからないというところで素行については、表現を、目的を明確化するという意味でちょっとそういう意味で今日から何か機会があるかなと思ってちょっとそこをちょっと飛ばしたつもりだったんですけども、この突飛な部分はそういう意味での評価に合わせるっていう意見は、
1:24:24	その通りだと思ってます。すいませんでした。規制庁コサクですけど、何でこういう話をしてるか改めて申し上げますと、
1:24:33	これまで1年間、1年以上のヒアリングにおいて、こちらの指摘したことをコメントしたことだけを対応していて、水平展開が図られていないという問題点について、なぜかと考えると、
1:24:48	一つ言われたことに対して共通することってなんだろうっていう意識が十分に原燃の担当者或いは取りまとめ者において、持ててないのだろう。
1:25:01	ということなんです。
1:25:03	Dというところから振り返りの断面そのポイントをですね具体的個別を言うのではなくて、それが、
1:25:11	なぜそういうコメントがあったのか、対応するところとしてどういう視点で性展開が必要なのかという認識をちゃんと述べてもらうということだと思っていてお聞きしました。
1:25:23	で、今の点でいうと、許可通りにやっていきますというので、マルチコピーをし直しますということであればそれでいいのかもしれないんですけど、
1:25:36	今話のあったのはそうではない部分があって、
1:25:42	元はそうそう。
1:25:44	そのままじゃなくやってきたんだけどそのままにしますという見解なのか、そうではなくてもう少し考えていきますということなのであれば、その考え方、
1:25:55	について、今言ってもらう必要があって、
1:25:59	その点で大きくまず確認させていただくと、許可本文について、何らかモディファイするところがあるのか否か、今話があったのはおそらく添付で書いてあるものを、
1:26:12	業績方針として入れ込むといったところの範疇のような気がするんですけど。

1:26:18	その際にそのまま入れるつもりなのか或いはモディファイするつもりがあるのか。
1:26:23	12点、まず、
1:26:25	方向性を説明してください。
1:26:30	乳井平でございます。まずヒアリングしていただいた中で、共通的なルールを決めると言って私の方で決めさせていただいた考え方としては、
1:26:42	許可本文に書いてある数字の方については使用表現力の例外は別途全部書くというのが基本原則です。しています。添付の数字につきましては、
1:26:53	これについては、案、基本設計本文の設計としてここ、アップすべき事項であるかどうかで判断をするということで、個々に判断を聞いて、例えば我々が最終独立の当たり前なんですけど、
1:27:08	ということにしていたのがこれまでの状況です。今回の数字については特に9%みたいなやつがもともと、安全審査の中でも、水素の取り扱いとして我々健康条件としてお約束をした数字だと認識をしておりますので、
1:27:25	こういったものは、営業本部でしっかり示すべきだということの判断をしていくことだと思いますそういった個々に判断として、やはりこういうことでは多分駄目なので、
1:27:38	当然と受けて、これこういう理由でこれは書くんだということをしかりと決めていくということだと思います。以上です。
1:27:47	はい。規制庁コサクです。
1:27:50	石原さんが出てしまったので、よろしくということにはなるんですけど、担当者がですねそういう問題意識をまずちゃんと持つと。
1:27:59	ということだと思います。ヒアリングで取りまとめ者も同席されてるので、その場で相談していただきながら、方向性を認識共有できればと。
1:28:10	ということだとは思うんですけど。
1:28:13	その上で、今言われた
1:28:17	そのまま書くという範疇と、これは詳細すぎるので丸めましょうと。
1:28:24	いうところとの線の引き方っていうのを、次回のどのヒアリングかわかりませんが、ヒアリングの際にそういうことがある。
1:28:35	次の最初の時、
1:28:37	話をさせていただいて、展開をしていることが確認できるようにしていただければと思います。
1:28:44	もし丸める場合には、丸め方、
1:28:49	の考え方。
1:28:51	最低限こういうような方向性がはっきりするように書きますと、

1:28:55	<p>というような方針についても、その際に説明いただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
1:29:03	<p>はい、梅野石田でございます。はいメンバーの考え方も、以前から同じように指摘を他の条文になっていて、</p>
1:29:11	<p>例えばですけど 206 億円とちゃんとその 100 っていうことが、日立がわかるように、いろいろ書きましようということいろいろやりとりをさしていただいたこともありますのでそういったことをちゃんと全体述べて、</p>
1:29:24	<p>展開をされてそうするんだと、その結果が顧問部署ですということが、ちゃんとそれぞれの条文ごとにちょっと説明できるように、展開をさせていただいた上で、体制を整えたいと思います。以上です。</p>
1:29:37	<p>はい。規制庁コサクですよろしくをお願いします。ちょっと蛇足にはなりますけど、言っておくと、し先ほどカミデも耐震関係で話ありましたが、</p>
1:29:49	<p>まだあそこ或いはその前の日、00 のヒアリングにおいても、レベルがまだ十分できてなかったねというポイントが幾つか上がってきています。</p>
1:30:00	<p>そういった点も全体共通として見る視点っていうところで整理ができると思いますので、しっかりと今後改めてレビューする際にポイントを、</p>
1:30:10	<p>項目を上げるようにしてください。その項目について、誰がその視点でのレビューをしたのかと。</p>
1:30:17	<p>いうのを明確にさせていただいて責任を、それぞれの作業者が、作業者、レビュー者が責任を持った対応をすると。</p>
1:30:26	<p>いうことを約束いただきたいなと思ってまして、今後その中途半端なものが出てくるというのはこの断面において有り得ないことだと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
1:30:37	<p>ヒアリングにおいてはその視点が何か、それが誰をやったのかについても説明いただけるようお願いします。</p>
1:30:47	<p>はい、西田でございます。承知いたしました。</p>
1:30:52	<p>規制庁館です。日程だけなんですけど、こちら側から何を聞いてるかっていうのも踏まえた上で答えてもらう等、混乱がないかなという意味で言わせていただくんですけど。</p>
1:31:03	<p>先ほどのやつで下から帰るんですみたいな雰囲気と一緒に出されたかと思うんですけど、あれも、9%っていう数字を書くんじゃなくてさっきヒアリングの中で僕が聞いたのは、9%ではなくてその下に文言として書いてある空気といかなる混合比においても爆轟が発生しないとかっていう、</p>

1:31:18	許可に入っている文章で書くかどうかで悩んでますっていうのを僕はヒアリングで聞いた覚えがあって、それを許可から変えるんですっていうと、いや、変えてなくて文章だけで書くか数字まで書くかで悩んでるんですって言われるんだと。
1:31:29	さっきの藤伊井に対するものとしては、受け、うちの受け取り方が全然変わってくるので、うちに聞かれてうちが聞いているものの意図をしっかりと把握した上で、そこに対して何を答えていくかっていうのは、検討いただいた上で答えていただけると、より混乱がないかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:31:51	はい。日本原燃荒田でございます。申し訳ございませんでした
1:31:56	ちょっと言ってることで、同じ紙で行ったつもりが
1:32:00	別の意味にちょっととらえられてしまう形になってしまって申しわけございますちょっと言い方に、発言の仕方といいますか、記載発言の趣旨については
1:32:10	きちんと
1:32:11	統一な考え方を持って発言できるように対応したいと思います申し訳ありません。
1:32:15	規制庁田尻です。先ほど調査官が言ったようにこちらが何の問題意識を持ってるのかっていうのを考えながらやっていただけると、対応はそこに限定されないし、答えとしても適切なものになってきてくれるんじゃないかなと個人的には思っているところですので、そういったてよろしく願いたします。
1:32:31	で、火災は火災等後調査官からの話、指摘事項とはして発言事項先ほどのやつは認識されたとは思いますが、あとは閉じ込めでしたっけ今日、
1:32:47	日本原燃石田でございますあととじ込みでございます。
1:32:50	規制庁谷井です。飛び込みをし、説明をお願いします。
1:32:56	はい。日本原燃石田でございます当然※0-020 ビジョン7ということでこれも4月15日に提出させていただいた資料になります。
1:33:05	はい。全体的な、先ほど指摘を受けてしまいました修正の観点とカリビューの観点というのは同じでございます。はい。クコメに関して特に
1:33:19	全体のルールの展開というのとあとは、
1:33:23	特に別紙6ですね。ていう、第1回の範囲の修正と。
1:33:30	いうのをやっているという点と、
1:33:34	職員についてはすいません、市長鳥羽白崎矢代君言っちゃいますけど、別紙6については、

1:33:40	91 ページに書いてあります通り第 1 回の範囲はすべてということで取り組みに関して第 1 回全部出させていただきますというこの整理結果でございます。
1:33:51	あと変更前変更後につきましては、従前からのご説明していた出資までの考え方も踏まえてご指摘も踏まえた上で整理をさせていただきました設計基準事故に係ることは、
1:34:04	変更を先ほど別の条文でも言った通りの考え方でございますことは、
1:34:08	92 ページにあるような、グローブボックス内の設備とかの設計方針はこれ設計基準事故の事象の選定のときにいろいろ
1:34:18	ここで設計をするということを前提にということで今回新たに出てきたと、つ我々として担保条件として整理をしたと思っておりますので、変更後ということで整理をしましたということでございます。
1:34:31	別紙 23 とかでいろいろ青字になってますので第 1 回の範囲を変えたことに変わったことによっていろいろ青字が追加になってますが趣旨としてはそういうことでございます。
1:34:43	さっき飛ばしました別紙 4、54 ページの別紙 4 からでございますけども、別所についてはまず、基本設計方針で述べたことを、添付の頭の方に基本整理しっかりとまず喪失モデルということを、
1:34:58	整理をさせていただいたということと、
1:35:00	あとは 62 ページですかね、にある隔離ベストの汚染防止の話、ここも前回いろいろやりとりをさせていただいて修正を、
1:35:13	我々なりにしたんですが、直した後で見ると、若干まだ、書き方がおかしいところがありまして修正させていただこうと思っております。
1:35:24	特に何かと言いますと (1) に会長の青木でございまして、これ小椎野忍壁みたいなのところの、
1:35:32	襲う範囲を言ってるんですけども、これ一、工程室は前年度になので工程室に適用されない。ただ私は押し壁天井、床ってところを塗る対象それぞれ分けてそれぞれどういう、区域についてはどこを見るんだということで説明をするのに、
1:35:49	腰壁の部分の説明をしたかったんですが、
1:35:53	入れるのであればこれ頭に入れるか、それが出てくる (3) に入れるか、ちょっとあの部分を考えたいと思います今 3.13-13 の頭の文章のところに
1:36:04	まずは、売り上げのところの範囲の対象をしっかり説明した上で、それぞれ (1) (2) (3) という説明を展開していくということで大変恐縮でございます修正をさせていただくことで考えております。

1:36:17	あと、修正した結果として若干時おかしな整理になってしまったところが 63 ページの、
1:36:26	106 番のメーカーなんですけどこれ
1:36:30	既認可で汚染防止に係る措置が 0 になっている状態。ただ、これは、エレベーターといってもエレベーターの中ではなくてエレベーターの
1:36:42	エレベーター自体がある II、移動する躯体そのものの通路みたいなところでして、ここについては基本的に 62 ページに書いてます通り、線の発生が極めて少ないということで本来こう浅部措置をする対象ではないだろうと。
1:36:58	ということで整理をして、
1:37:00	右側全部バーにしたんですけども、汚染防止に係る措置が必要だと言ってマルを打って全部ばーってのもおかしな整理ですので、本当はこの最初の部分汚染防止に係る措置もないにして修正しましたよということがわかるように、
1:37:15	するべきだったかなということでそこはすみません修正の仕方が十分ではなかったと思ってますんで、ここは、訂正をさせていただきたいと思えます。
1:37:23	はい。説明は以上になります。
1:37:27	はい。規制庁谷井です。
1:37:30	ではとじ込みに関してなんですけど
1:37:35	県が及びとかまたじゃないかとか何か細かな話は前回その他外部で指摘したので勝手に直されると思うので、ちょっと記載の考え方で幾らか全体に共通しそうなところだけ、
1:37:46	幾つか確認なんですけど、まず右下 7 ページのところなんですけど、
1:37:53	中段ぐらいなお書きが書いてあって、何とかに基づくものとするっていうのでぜひ薄井説に基づくものとするっていうふうに書いてあるのと、
1:38:02	阿藤衛藤、右田発経費に行って、
1:38:05	上から 10 行目ぐらいでお書きで、換気設備に示すとかってあったりするんですけど、基づくものとするとか示すとかって何かルールがあるんですけど。
1:38:22	はい。弓削西原でございます。後藤くんのせい考え方としては、基づくものとそれについてはその前に書いてある設計方針があった上で、大枠設計方針こうだけでも、
1:38:35	具体の設計は、どこどこに書いてある設計に基づいてするんだよという場合は基づく設計とする。

1:38:43	そこの展開を関係する条文としてそちらを見てくださいますという場合は、示すというリンクだけを示す場合を、一応区分けはしているつもりでございました以上です。
1:38:56	規制庁大谷ですすみません、ちょっとさ、差分がいまいよくわかんなかったんですけど
1:39:02	基づくものとするっていう場合は、例えば右下7ページのところでいうと括弧Bのところで、何とか何とか影響を及ぼさない設計とするっていうふうに言っていて、
1:39:12	その設計方針は、
1:39:15	橋本だから、共通的な話が8ポツに書かれていて、それを踏まえた具体がここに書かれてるとかそういう話ですかね基づくのときは、
1:39:24	具体っていうか、個別の設計というか、
1:39:29	そうですねですね、ここは、まずグローブボックスに対する設計閉じ込めの要求としては、グローブボックス、
1:39:38	の近くに扱うクレーン等の機器に対して重量物の落下に閉じ込め機能に影響を及ぼさないっていうのが、閉じ込め当初の設計方針です、これ重量物の落下っていうと、これ内部発生し産物の設計方針とリンクをします、この重量と何か起こさないという設計については、
1:39:56	内部発生飛散物側の設計方針に基づいてやりますよということで、こちら側にリンクを飛ばしているというのが7ページの括弧Bのなお書き以下の文章の趣旨になります。
1:40:09	8ページのなお書きで、換気設備で飛ばしているのは、逆流防止に係る設計方針というのがこの閉じ込め側では言わずに換気設備の概要で示しますよと。
1:40:20	ということで、そちらを見てくださいますという意味で、見解を飛ばしている意味で、何とここに示すということを書いてあるということでした。以上です。
1:40:30	社長タジリです。何でもくまでここ閉じ込めの条文の基本設計方針でとじ込みとしての設計方針を示してるんですけどそこんところに関連するものとして試算物の発生防止内部発生飛散物に係るものとしてはそこにベース、そのベースの強制供試に従いながら書いてますよっていうのが書かれていて、
1:40:46	D棟、右田8ページのところは、閉じ込めとしての設計方針をうたいつつも個別設備としての換気設備の話があって、換気設備のその具体の設計方針に関してそっちに飛ばしてますよということとは今、

1:40:59	わかったんですけどその上で若干関連して、その換気設備にいっぱい飛ばしてるんですけど閉じ込めのところで、
1:41:07	換気設備のポツ 2 に何を書いているのかっていうところなんですけど。
1:41:12	右下 8 ページのところかというと、まず上から七、八行目のところで、核燃料物質等を取り扱う設備のうち、気体廃棄物を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については換気設備ですって言って、で、
1:41:25	さらに下のところに行くと、負圧順序により核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針についてはとか、何かやたらめったら換気設備に書かれてそうな雰囲気はするんですけど、
1:41:35	換気設備っていうのはあくまで換気設備の説明を書いているのかなと思いつつなんですけどこの設計方針がいろいろ飛んでいってるんですけど、これっていうのはその前段に書かれている閉じ込めの設計方針以外のものが環境に書かれるんですけど。
1:41:53	はい。
1:41:55	井上電車でございます。換気設備自体は、確かに今回お出しをしてないので設計方針としては、
1:42:03	これも許可の本文、添付での換気設備で要求してるものってのが、大部分が確かに閉じ込めとか部という部分がありまして、
1:42:13	いわゆる逆流防止換気設備の上で見たときに換気設備として要求を満足しなければいけない、9 月 10 条の話であるとか、拡大防止をするために、換気設備としての設計とかっていうのを、
1:42:27	別にそれぞれ必要なことを換気設備側で、
1:42:31	うたっています。これ許可本文だったり添付で 1000 展開しているものを受けて示すということでそそれがここに書いてある飛ばすと言っているものが、
1:42:42	一通り全部書いてある形にはなります。以上です。
1:42:45	規制庁田尻です一章と 2 章の関係性の再確認になるかもしれないんですけど、一章に関しては閉じ込めであるとか別に臨界であれば遮へいだろうか共通的な設計方針に関するものが共通として書かれていて、
1:42:59	第 2 条には、個別設備としての換気設備であるとかさっきあった火災防護設備であるとかそういったものに関する使用率海洋の設計方針が書かれてるようなイメージだったんですけど、
1:43:10	ここで飛ばしてる設計方針っていうのは、共通的な設計方針というのはその全体で書かれてる設計方針に基づくものだけけれど、換気設備としての小部 11 に担保しようとする設計方針については、そっちに具体的に書いてありますよとかそういうことになるんですかね。

1:43:27	はい。茂木西原でございます現状の整理はそうなってます。
1:43:33	今一度声こちらの整理の内、考え方は整理をしてお示しをしたいと思えますおっしゃっていただいてる通り、一章と2章の区分けがうまくできてるかっていうところはこちら方と説明しなきゃいけないので、
1:43:47	そこがわかるように具体、
1:43:50	提示をしたいと思えます実際問題ここは許可の本文で頭の方に共通的な事項を入れている中に、換気設備の閉じ込めと同率で、
1:44:04	もともと入っているところもあって、第1社なのかという上部向けにはあまり換気設備という条文がないのでの第二条で受けている個別設備で受けてますただ、
1:44:15	第2章と同閉じ込めは、換気設備についてはあまり第2章の経路よりも第1章と第2章の合体版みたいなイメージが強いのは実態でございますので、
1:44:26	そうなった時にじゃあ閉じ込めまして、全部の閉じ込めの設計って、じゃあ説明し切れないじゃんっていうところもあるので、そこをちょっと一度整理をさせていただきます。以上です。
1:44:37	規制庁田尻です。多分、閉じ込めと換気と排気の産業だいいが、多分ややこしい気がして、そうです。で、かつ閉じ込めとしての共通的な設計方針で言うんだったら、
1:44:50	何かすでに書かれてる内容以上のもんが、個別のところになにか書かれんのかなってのも何かいささかの疑問があったりしたところなので、その辺り含めて、ちょっと今回対象としてとじ込みが出てきてなかったんで見切れなかったところもあって、
1:45:03	言ってるところもあるので整理についてまた説明いただければと思えます。
1:45:08	規制庁保坂です。はい。二本木西田でございます。はい。
1:45:12	規制庁コサクです。
1:45:16	確認ですけど、基づく食う示すってということにも繋がるんですけど、
1:45:24	まずそのネタとして話のあった、閉じ込め、
1:45:29	換気廃棄と。
1:45:31	いうところの関係性を示すのはまさに共通だと思うんですね。
1:45:36	その上で関係で担保しますということ。廃棄の方でやるべきことと、いうことが整理されれば、あとは個別の設計方針でしっかり止めますと。
1:45:49	いうのは何もおかしくないと思ってます。

1:45:52	なのでその整理をちゃんとして、説明をしていただくと、そういうような書き方になっていると、いうことを言っていただければよくて、そういう場合には
1:46:04	個別の云々に示すと。
1:46:07	いう言い方をすると、
1:46:09	いうことと理解をしました。一方で、基づくと言ってるのは、共通の設計方針の中でそもそも宣言しなければいけないことと、
1:46:19	いうことについてメインで説明するのはどこですかといったときに、こっちの方ですよと示すのは何々に基づくと、
1:46:29	いう形で書くと、
1:46:31	いうことと理解をしましたが、そういうことで大丈夫ですか。
1:46:37	はい。日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:46:43	はい。規制庁コサクです。わかりました。そうすると、もとづくの方は、共通の設計方針なんだけど共通のところにも各条文があって、
1:46:53	どこが一番メインで書くべきところかなと。
1:46:57	いうことを考えた場合、先ほどの落下封水みたいところは、安全機能を有する施設のところでの条文要求に対応するところなので、
1:47:07	そこをメインにして、関連するものについては、飛ばすということ、基づくということで飛ばす形で書いていきましょう。
1:47:16	いう理解ですかね。
1:47:19	はい。日本原燃石原でございますはい。こちらで整理をしたのはそういう考え方でルール化というか考え方を整理させていただきました。以上です。
1:47:28	はい、規制庁不足です。で、その考え以外2、
1:47:33	悩んで、こういうふうに書きましたみたいな
1:47:38	類型みたいなのはありますでしょうか。
1:47:45	はい。日本原燃志田でございます。
1:47:49	私から1個1個、多分こっちって決めちゃってるので、
1:47:53	その関係で悩んだところがありますかって多分ないような記憶もないので、数、ここの制御がすんなりできたと思ってますのでそれほど悩んでなかったと思ってます。以上です。
1:48:08	はい。規制庁コサクです。
1:48:13	今言われたのでついでに申し上げておくと、俗人的な作業になるとですね、他の人が、なんでそれでいいのかっていうのが理解できなくなると。

1:48:23	ということがあって、そうする等、今後メンテナンスできなくなるんですね。
1:48:30	なので、レビューワーは複数いるはずですから、その人たちもレビューできるように、考え方を整理をしていくと。
1:48:39	ということだと思っていて、そういう文書化はその判断したところに、もうできればいいんですけど、
1:48:47	隣レビューしてる人が、これって何でこうだったんだっけというのをか自分なりに考えて、こういうことかなというものを文書化して、
1:48:57	こういうことでいいと、いうことを、まず、社内でやるということだと思います。
1:49:02	今私がこう話をしているようなことをまさに社内でやると。
1:49:07	ということだと思いますのでよろしくお願いします。
1:49:13	はい。乳井の石原でございます。はい、ありがとうございます。
1:49:17	もう座ってこれ区切っちゃうと、再処理はって話になってしまうんですけど、
1:49:24	レビューワー、すいません的が隣同士だったり優秀だったり固まってるので、ことあるごとに話をして、かつルール化も並行して進めてますんで
1:49:36	私が先ほど言ったような決めたことがなぜっていう考え方も含めてそれをルールにするということも、決めた後、レビューア同士で話をして決めて、そのあと決めたことについてはルール化をして、
1:49:49	まぜ演台に展開をすると、ということが、
1:49:53	比較的
1:49:55	所帯が小さいのでという答えになっちゃうかもしれませんが、
1:50:00	スケジュール感的にも、速やかにできるという体制でやらしていただいとってはあれですけども将来的にちゃんとそのルールやったことが記録として残る、また考え方がちゃんと統一的に展開ができるということはおっしゃっていただいた通りだと思いますので、
1:50:15	そういうところはしっかりと気をつけて対応していきたいと思います。以上です。
1:50:22	はい。規制庁館ですよろしくお願ひいたします。衛藤。
1:50:25	で、自分の方から閉じ込めもう1点なんですけど、右下9ページのところで、これはどこまで書くのかっていうところの整理に近いと思うんですけど一番下のところで当社の記載不一致の理由というところが書かれていて、

1:50:39	イワサキの話が書かれていて一番最後のところで貯槽等からの全量漏えいした場合でも積等により全量を受けとめられる構造としているためって書かれてるんですけど、
1:50:48	どこで担保したんでしたっけってところがあって、例えば発電炉の設工認とこの中段部分ぐらいのところで書いてあって、施設外の漏えいを漏えいすることを防止するため堰はっていう、誰が書いてあって、最後のところ書いてあるのは何かっていうと、
1:51:03	言うた状の放射性廃棄物の上、漏えい量のうち最大の漏えい量をもって、もってしても流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とするっていうふうに言って、
1:51:14	ここは最大の漏えい量とかを担保してるんですね、御社は不一致の理由っていうふうな形で書いて、全量を受けとめる構造っていうふうに枠外で書いてるんですけど、設計方針ではそこがうたってるようにいまいち見えなくて、ここらっていうのはこの、
1:51:29	枠外と言えればいいのか、
1:51:31	ピンク色オレンジ色なのかよくわかりづらい色のやつっていうのは、設計としてどっか別のところで担保してるっていう趣旨になるのか、それとも何かここで宣言をした、てになってるのかいうとなんでしたっけ。
1:51:46	はい。日本原燃社でございます。まず1点目の答えとしてこの枠で吹き出し書いたことが設計方針なのかっていうのは当然そうなりませんので、
1:51:59	こう書いたものがどこかで担保されてるのかっていうことについては、ちゃんと整理をしないといけないと思ってます。
1:52:07	ちょっと溢水との関係も含めてすみません記憶で話をしてはいけないので伊勢側の資料も見た上で整理をしていきたいと思えます急いでも当然施設内の漏えいが管理区域外であって施設外に漏えいしないことっていうのも、要求として、
1:52:24	当然ありますので、そういったことも含めた上で、
1:52:27	どちら側で、各担保して、そので担保したことが申請書上明らかになるのかということも含めて整理をさせていただきたいと思えます以上です。
1:52:39	院長コサクです。ちょっと
1:52:41	今の点はですね、そもそもこの吹き出し、何が言いたいのかっていうことを整理をした方がいいと思うんですね。
1:52:48	積等により防止すると言ってるんだから、担保してるようにも見えるんですよ。

1:52:55	一方で、
1:52:57	何が不一致なんだという、その方針が不一致なのではなくてそれ以外の周辺の内容が不一致だ。
1:53:05	ということのようにも見えるんですけど。
1:53:09	何が説明したかったんですかね。不一致って何ですか。
1:53:20	はい。与儀西原でございます。毎回私が答えちゃいけないんですけども、
1:53:27	ここ自体は実際にやってる行為自体はこれが何となくまずそんな感じもしてきましたけど、黄色いハッチングってところを比較をして単純に一致してないと言っていてオオオカほとんど抜けないじゃないかって話で、なので、
1:53:43	不一致といただくまで請求をせ施設伏せて支出することにより、漏えい施設がへの漏えい拡大棒が漏えいをするのを防止する設計とされている。
1:53:57	ことと、
1:54:01	規制庁コサクですけど、私が言わんとしてることの入口は言われたと思います。不一致の理由と言っておきながら、一致してるところをマーキングしているので、
1:54:12	不一致が何かをですね。
1:54:15	規制庁館です。僕が最初これ見て読んだときは、ファンネルがあるかないだけが不一致で、そうですね社員は同じなんじゃねえかっていうところがあってはいけません。そうですねであるならば、同じところだったら同じように書けばいいけど、
1:54:30	でも黄色のっていうのはその一部みたいな形になってその前段の上のところは書いてなかったりするんで、何だっけっていうところにすいません繋がってました。
1:54:38	はい。失礼しました。まさにそうで、ちゃんと違うところをはっきりさせて、
1:54:45	原燃のMOX施設についてはパネルに期待しないので書きませんと。
1:54:50	ということなんだと思います。
1:54:53	で、そうすると一積だけでも担保なんですねということで、関野だけの担保でいいという理由は添付書類に書きますよと。
1:55:01	というようなことになるんじゃないかなあと思ってますので、この資料でちゃんとそういうことがわかるように整理をしてい。
1:55:09	していただくということかなと思います。よろしくお願いします。
1:55:14	日本ネシアでございます。はい、ありがとうございます。はい。

1:55:19	成長をタジリれず、
1:55:21	取り込みに関して、自分がちょっとその全般に近い話で1点確認しておきたいんですが、14ページがあると思うんですけど、14ページで、限らず、個別の設備がたくさん並んでるところがあると思っていて、
1:55:35	今安全機能を有する施設Ⅱのところ老で何か成型だろうが組み立てるがなんだろうが第2章関連を述べる形になっていたと思っていて、
1:55:45	だから、個別の条文のところ許可の本文とか添付で個別設備の名前が出てきてるようなやつは最終的には安全機能を有する施設のところは今ぶら下がってついてきている第Ⅱ相関連と固陋に、
1:55:57	含まれながら何か説明がされるってことですか今、第2っていう形でいろいろ書かれてるやつがいて、第2って確か重複系ですよな多分。
1:56:08	個別具体的か、添付資料2で示すためって形で書かれてて、
1:56:13	どこで示すんでしたっけっていうところがいまいまいちよくわからなくてこの条文として何か今後示そうとするんでしたっけそれともう既認可で示してるとかって言うのか、それとも他の条文ところで何か示してくんでしたっけ。
1:56:26	はい。入園者ですこれ個別で、他のところ先ほど言ったように男優とかで展開をしますということで抜けがないように示させていただきますと、
1:56:35	ということだったと。
1:56:38	と思いますがちょっと待ってくださいね。
1:57:01	規制庁田尻です写真はここにこだわってるというわけじゃないんですけど、県の方がこの別紙1と4の関係で別紙強いところで、添付に飛ばす番号がついてそうなやつが、
1:57:13	添付に全部書いてあります系っていうの方マリーなんか、
1:57:16	そう見えないときがほかの時は、後からあったんで、特にこういう他の条文とかにもし飛ばしてるやつがいるとしたら、そういうことかなって思えるところとしてあるのかもしれないなと思って今聞いた限りなので、
1:57:28	原燃内において、許可の本文添付があって、結局添付に書いてあったやつをそのまま設工認添付に書こうとするって言った時に、ちゃんとどこかに行ってるっていうのは追っかけてますよねっていう、まず確認できれば、
1:57:45	そこに出てくる。
1:57:47	日本原燃瀬谷でございますすみませんちょっと私が勘違いをしていたかもしれません29ページ見ていて、第9、第2ですね。

1:57:54	個別チェック体の設計としますよという添付書類はと書いてあって、今下見ていただくと5-1-1-2-1、いわゆる今回つけている別紙4の添付ですね閉じ込めの
1:58:08	この添付で受けますよというのが今の整理です。それは次回申請、次回以降の申請ということで55ページに出てくる、3.1からずっと並んでいるこの個別設備で受けるやつが、
1:58:24	閉じ込め側の第2、個別設計に関わる具体的内容等で5添付書入れ示すと言っているものの分類になります。である例えばああいう飛ばす場合は、ここで、
1:58:38	どこが他の条文で受けますよという場合には他の条文との関係を示す例えばですけど、第4みたいに、第11条で展開しますと言って他の条文に振った上で、
1:58:50	その関係するものを整理していくというのが、今のやり方ですので今の今の整理としては
1:58:57	第2に関しては少なくともドリコムで受けますということになってます。以上です。
1:59:02	規制庁田尻です。衛藤整理としてアイデアの方ってどっちかということと基本設計方針の本文事項として、第2章の各個別設備を受けてるような感じが今していて、
1:59:13	だから資料の構成として若干いびつではあるけれど、
1:59:17	本文事項としてその設備が出てくるものとしてはああいうところに行って、その閉じ込めに係る詳細の説明っていうとこっちに飛んできたりっていうのがあり得ると思っければいいですかね。
1:59:28	はい。日本原燃志田でございますおっしゃっていただいている通りでございます。ちょっといろいろ交錯しますが、許可後の展開も含めると、そういう整理がいいかなと思って例としてはそういう形で整理をさせていただきました。
1:59:42	規制庁田井です。第1回申請という意味ではあんまり出てこない気はしてるんですけど次回以降のところ、要は本文としてIUのついでに出てくるメイン工程全部の設計方針のところ、
1:59:56	添付に飛ばしたときこの店舗に飛んでいってるんですよとか、どこがぶら下がってるんですよってというのがわかるようにしといてもらえればこっちも確認がしやすいかなと思うので今後という意味では考慮いただければと思います。
2:00:10	はい、日本ギリシャでございます承知いたしました。

2:00:15	規制庁田尻です。江藤取りかえ別紙 1 関連で今んところで他の方から何かありますか。
2:00:29	生協の田尻です。いや別紙 1 かめって言ったんですけど、あんまり後ろの方でどこがあるものでもないの、ちょっと自分の案件でホッカー。
2:00:40	言えそうなところでちょっとすみません。
2:00:43	これも送電つまらない確認かもしれんですけど道下 95 ページのところ、今後という意味で確認しておきたいんですけど。
2:00:52	変更前後で、番号なんですけど変更前の番号って、
2:00:58	例えば、今回変更後って項目増えてるやつがいると思うんすよ。例えば溢水が増えました何とか増えましたらどうしても要ってるんですけど、
2:01:06	変更前の番号って同じになるんでしたっけそれとも何か。
2:01:10	番号ずれを起こすんでしたっけ。
2:01:17	二本木西原でございます。番号ずれは起こし、
2:01:23	さないように、
2:01:25	したと記憶してますほんとにだからスライドしろって言ったと思うので、
2:01:31	はい。
2:01:33	社長谷井です例えば 123 絞ってあって、変更後の方の 3 番目に溢水が行ったとするじゃないですか。だとすると変更前に行って溢水ないから 3 倍以内じゃないですか。その場合って変更前、1245 が現れるんですかねそれ 123 って番号を変えるんですかね。
2:01:54	えっとですね、変更前は変更後と同じ番号
2:02:01	記憶だけであれですけど、溢水が例えば変更後でしか出てこなくても変更前に溢水の章番号を同じ番号書いて、水道タイトルも書いてあげれば、
2:02:12	というのが確か今の変更前後の書き方だったと記憶してます。
2:02:17	規制庁館です。ちょっと実用炉の時の整理が二つからちょっと記憶が定かじゃないのでちょっと実用炉を見てもみますけど 16 に多様な整理でしたっけ。
2:02:29	そうですね以前バックやつで外部衝撃のやつで何だっけな竜巻とかがもともとなないよねって時に、
2:02:39	そこは、この方も音楽の絵を、
2:02:44	自然現象の項目で高項目だけは書いてバーだった記憶があったのでそこも含めてちょっと再度確認しますがそういうふうに、すみません整理をさせていただいたと思ってました。

2:02:56	規制庁田尻です。今の現状のチェックは理解したのでちょっとこっちも確認して、かつ他のところが統一できるかどうか的に見ていこうと思うんで一応わかりました。
2:03:05	取込関連で北海道すいません日本のタニグチです。今、手元に形なのがあったのでちょっと見てみたんですけども、項目の番号は変更後に書くものと合わせて、
2:03:16	記載をしています。で、変更前にはないところは、これは今、今ぱっと見たところだと、項目を完全に抜いてます。なので変更前が飛び飛びで、
2:03:27	番号を貸したり、アルファベット、例えばA B D、E、Gとかって打ったりっていう、ちょっとそんな記載になってます。全体ちょっとよく見て、そんな内容に合わせて、こちらで考え方を決めて対応させていただきたいというふうに思います。
2:03:44	以上です。ちょっとROMプラントによりけりだったかもしれないんで僕もちょっと見てみます状況はわかりました。
2:03:51	と閉じ込め、すいません別紙1とか限定したんですけど、閉じ込め全体を通して規制庁側から他に何かありますか。
2:04:02	ケース。
2:04:10	成長タジリです。はい。ちなみに先ほど原電から説明あった62ページはまた直した山がどっかで提出されてその時にまた確認すればいいということでもよかったですかね。
2:04:26	はい。日本原子はでございます。はい。丸直したやつを提示をさせていただきますすいません。
2:04:32	規制庁田尻です。了解いたしました。
2:04:35	衛藤。
2:04:37	規制庁側から他に閉じ込め関連全体として何かありますか。
2:04:45	なければ、年々から振り返りをお願いします。
2:05:02	日本原燃鳥羽です。まずですね、
2:05:07	七、八ページのところで、届くものとするというところ後示すという部分の記載をしてるというこの考え方についてなんですけども、
2:05:17	まずは第1章共通的な部分についての記載で、他の条文が他の部分がメインの記載になるというところに関しては
2:05:29	何か書き方については基づくというところその共通部分のから個別に展開して個別のところで、
2:05:38	具体的な設計方針を示す場合は、示すと、というようなルールでまず考え方に基づいて記載を、
2:05:48	精査していくというところということが1点。

2:05:53	もう一つは9ページですかね。
2:05:57	吹き出しで不一致の部分という部分を記載してございました。今回ちょっと書いてる部分を見ますと、石の話という意味では、露頭、
2:06:11	基本的には変わらないところをちょっとという部分が見られるんで、ちょっと吹き出しの不一致という部分について
2:06:20	整理をですね、しまして再度ちょっと整理し直すというところが2点目。あともう一つは95ページですかね。
2:06:31	変更前のところの記載で変更後のですね、章番号ですね、ここの書き方に関して聾の
2:06:45	例を、ろうの方も参考にしながらですね本当に学校の振り方が変わらないかどうかという部分も考え方を確認しながらちょっと整理していくところ。
2:06:57	いう大まかにはそういうところかなというふうに認識してございます。以上です。
2:07:03	規制庁田尻です。大体認識合っていると、9ページのところの話で説明途中であったんで大丈夫だと思ってるんですけど、結局設定として何を担保するのか全量の話について書くのか、それとも
2:07:17	容量だけ書いておけばそれはわかるでしょっていうふうに整理されるのかとかいろいろあり得るとは思ってるんですけど、とりあえず炉との比較の話と、結局設計として成り立たせるのかの話の整理も聞いたと思っているのでその点も含めて整理いただければと思います。
2:07:33	はい。
2:07:33	ビー・エム・エル大林了解いたしました。
2:07:37	規制庁田尻です。状況の項目は以上かと思っておりますが規制庁側から議事課から全体通して何かありますでしょうか。
2:07:54	規制庁田尻です。現在側からもなければ一応今日のヒアリングこれで終了したいと思いますですが現場は大丈夫ですか。
2:08:03	はい、乳井西原でございますはい。
2:08:07	少々お待ちください。
2:08:17	今のさ、積のところってさ、全量云々とかも書いてないから、記載内容です。任命者でございますスケジュールの案件としてはこれですべて終わったということで若干ちょっと精度の方からお話をしたいということなので、
2:08:33	変わりますって言っちゃったらいいです。それ、今日のヒアリングですかね、何かとりあえず今日の環境でいただいたらいいかなと思いますけど。

2:08:46	でも荒氏、
2:08:49	規制庁コサクですけど、須藤さんは何の話をされたいんですか。
2:08:56	再処理の資料の提出の話です。
2:08:59	その件はちょっとベツ等す、そちらの対応状況とか面談で話をした方がいいかというふうに管理課と話してますので、
2:09:09	それで対応いただければと思い
2:09:13	アイウエオカしましたありがとうございます
2:09:17	規制庁鳥居です。それでは本日のヒアリング項目、すべて終了したので本日ヒアリング終了いたします。
0:00:00	はい。録音回収しました。
0:00:04	規制庁の武田です。
0:00:07	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:12	実のヒアリングは、令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:19	4月10、15日に提出があった、補足説明資料ごとにヒアリングを行うものです。
0:00:28	植松規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:32	部長は出席者の紹介をお願いいたします。
0:00:38	はい、本庁側会議室、ツガネハバサキキシノ、あと後程古作調査官が参加する予定です。以上です。
0:00:49	次、規制庁タケダですありがとうございます。WEBからの参加がカメラタケダ以上になります。
0:00:58	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と議題の構成。
0:01:04	説明範囲、達成目標について説明をお願いします。
0:01:10	はい。日本原燃再処理事業部、中浜です。
0:01:14	日本原燃側の3ヶ所を紹介いたします。
0:01:18	タカマツ。
0:01:20	タニグチ。
0:01:21	伊藤。
0:01:23	千原。
0:01:24	カサモ。
0:01:26	交換し、
0:01:27	倉林。
0:01:29	菅原。
0:01:31	宇野。
0:01:32	工藤。

0:01:34	佐合は、
0:01:35	菊池。
0:01:36	以上となります。
0:01:39	本日ご説明差し上げます資料は、画面共有をさせていただいてございます。
0:01:44	まず一つ目
0:01:46	審査会合を踏まえた今後の対応内容、スケジュール化について、
0:01:51	その後、地震 00-02 についてご説明差し上げたいと思います。
0:01:58	よろしければ、審査会合を踏まえた今後の対応内容、スケジュール感についてからご説明差し上げたいですけれども、よろしいでしょうか。
0:02:10	はい、規制庁の竹田です。
0:02:12	それでは最初ですねスケジュールについて、説明の方をお願いいたします。
0:02:20	はい。日本原燃の谷口です。
0:02:22	今画面の方には今日させていただいた審査会合を踏まえた今後の対応内容スケジュール等がありますがこれN-Sの
0:02:30	この対応として今後どういうふうに資料を提示していくかということだと思っておりますので、その内容でご説明をさせていただきます。
0:02:39	えっとですね一昨日 25 日の日に実施をしていただきました会合で、一定の S s の対応を大枠の方針としては、ご議論いただいて整理ができたんじゃないかというふうに思っております。
0:02:53	その内容を踏まえますとですね、今までご説明をしていた、その 1.2 の整理の仕方は、
0:03:00	これ入口は 30 条の重大事故等対処対象設備で健全性を確保しますと。
0:03:06	いうことを説明した上で具体的なその健全性の確保の方策は、耐震の側の添付書類の中でご説明をしますと。
0:03:14	というような構成でご説明をさせていただいております。
0:03:19	これいっぱい 25 日の
0:03:21	議論をしていただいた内容を踏まえるとですね。
0:03:24	我々としてまず 30 条だからその重大事故等対処設備の中で、どういう考え方で、その重大事故等対処を実施するかということと、あとはそのために、必要になる設備がこういったことだと。
0:03:37	いう会合の中で一部二部三部で整理をしていただいたさせていただいたような内容は、30 条ぐらいでちゃんと記載をする必要があるかなというふうに思っています。

0:03:49	ですが内容としても添付で書き込む内容もあろうかと思ひますし、実際例えば代表としては代表というか 1.2 対象の設備として選んでるのは、
0:04:00	こういうことなんだというその根拠の説明なんかも補足でしょうかというふうに思っています。
0:04:05	まずその 30 条としても、添付書類と、補足説明資料で、そういったまづ上位の考え方ですね。
0:04:12	この一定の S s に対してどういうふうに行っていくんだという方針を添付と補足で説明するのかなというふうに思っています。
0:04:20	それを受けまして、じゃあ具体的に、設備の健全性の評価というのはこうやってやりますというその計算の内容ですがその計算の結果が、従来通り耐震の資料の中で説明していくのかなというふうに思ひます。
0:04:35	今回整理をさせていただいた実際その 1.2、1. 二倍した地震動に対して、設備がきちんと健全性を維持できるかどうかということを中心に、添付書類の中で説明した上で、
0:04:49	補足資料として、実際それをどういう根拠で、その計算を成り立たせていて、こういうふうなやり方でやっていて、そのバックデータはこういうふうになってますということと、
0:04:59	あと影響評価を合わせて実施をいたしますということでこの結果を補足説明資料の中に入れて説明するのかなと。
0:05:07	思っていますので、そういった内容で資料構成してお出ししたいというふうに思っています。
0:05:14	ちょっとそういったその全体資料全体の構成としてこうなっていて、それを踏まえると、基本設計方針の本文の添付書類を計算のない記載と計算の内容、そのバックデータとしては補足と、
0:05:27	今まで一式でそろえて説明をした方が、全体の構成と流れご理解いただけるかなと思ひますのでそういった形で資料を出したいというふうに思っています。
0:05:38	そういったことで現状考えておられますのは 5 月のゴールデンウィーク 1 週目ですのでその次の週 2 週目の中で、資料として意識してお出しをしたいというふうに考えておりました。
0:05:51	現状、一般入札に対して考えていたその資料の内容とご提示のスケジュールにつきましては、以上でございます。
0:06:01	課長の竹田です。ありがとうございます。今の説明を受けまして規制庁側から確認がありましたらお願いします。
0:06:12	規制庁カミデ。
0:06:14	まず先週の会合では考え方、大枠のところは認識があった。

0:06:23	ということですが、じゃあ具体はっていうと、まだ全然具体の整理はできてなくて、という話。
0:06:34	と理解してます。それで、今のご説明だと、
0:06:39	ゴールデンウィーク明けなので5月9日の週ですか。
0:06:44	今回いろいろ出されるようでしたけど、
0:06:49	ちょっと理解を
0:06:51	するために、資料番号等を、
0:06:55	教えてもらえますか、何を出そうとしてる。
0:07:00	はい日本原燃谷口です。先ほどお話をしました内容でお出しをするのが必要な資料でいきますと、まずは重大事故の00-02。
0:07:12	この中で本文で、基本、基本設計方針として記載する内容をご説明するのかなと思います。
0:07:19	そこの別紙4で、今重大事故等設備の健全性の説明書というのがあるんですけども、その中に1.2の内容を拡充して記載をするということになるかなと思います。
0:07:31	もう一つはですねこれもまだちょっと資料のタイトルとか番号を決めてないんですが、重大事項、
0:07:37	その説明としての補足。
0:07:39	が、必要になる追加になるというふうに思っております。
0:07:43	今確か重大事故って00-0、H01、重大事故01。
0:07:50	が、存在をしていたのでその次の番号、その中で、今とられてる番号の一つ、新しい番号で重大事故の、その条文としての説明の補足をつけようと思っています。そこで先ほど申し上げた、
0:08:03	括弧で議論させていただいた、一部二部三部みたいな内容を書き込んでいくのかなというふうに思っておりました。
0:08:10	一方で耐震の方なんですけれども、耐震の方につきましては、その健全性の評価の方針を踏まえた計算の結果になりますので、こちらにつきましては今日この後ご説明させていただく、地震の00-02、
0:08:24	この中の別紙の4で、1.2の計算の仕方計算方針のところと、その実際の計算の結果というのをお示しする添付書類がございます。
0:08:35	本日のですね、介護の議論の内容を踏まえて、提出しますということでご提出した資料の中には入っていない、になるんですがその資料をお出ししてご説明をすると。
0:08:47	ということで添付の計算の内容をご説明できるとなっています。

0:08:50	あとはこれに対しても、その実際の計算のエビデンスですとか、考え方ですとか、追加で、実際の評価を行っていく内容みたいなことを、補足でお出ししようと思っています。
0:09:01	これは従来からの延伸にS S っていう補足をつけさせていただいていました中に資料として入れていこうというふうに思っています。
0:09:12	ですから、結論から言うとちょっといろいろありましたが重大事故の 00-02。
0:09:17	それに補足説明資料として重大事故-02103 から曾田間のところ、あとは地震 00-02。
0:09:27	別紙で今、資料の中で、間が抜けているもの、あとは 1.2、ごめんなさい、1 審 1.2。
0:09:36	S s っていう井谷先生で、従来から耐震側でつけていた補足説明資料というその資料を考えておりました。
0:09:44	以上でございます。
0:09:46	はい。規制庁上出です。
0:09:49	重大事項、十時 02 という資料、0 新井田の数側ですけど新しいのパーを作ると言っていて、
0:09:58	今、一部二部三部と言っていましたけど、これ何の話でしたっけ。
0:10:04	すいません日本原燃の谷口です。25 日とあと 3 月ですね、審査会合の中で 1.2 S s の対応こんなふうに説明をさせていただきますと、
0:10:14	要は大きく五つの、
0:10:17	ここに分けてご説明をするということをさせていただきました。そのうちの冒頭部分 123 で、許可のときに、重大事項ってどういうふうに整理をして決めていて、それに必要な対処する設備って、こういうのがあって、それに要求される機能というのはこういうことなんです。
0:10:32	そこまではやっぱり耐震の中で、伸びるとか説明するってのはちょっと違和感があるなということでしたのでそれは重大事故の中で説明が必要かなと思っていました。
0:10:42	以上です。
0:10:46	はい。規制庁カミデです。そうすると、先ほど耐震側で補足をつけている 1.2 S s
0:10:57	-001 でしたっけ。そっちには、今話をしていたような、前回の会合の一部から三部のような内容が、今までは言っていましたけど、それは重大事故側の補足説明資料、付けて、
0:11:14	耐震で言ってる 1.2 S s の雄っていうのは計算方針だとか、計算結果のエビデンス的なところを、

0:11:25	まとめる、そういう感じですか。
0:11:30	はい。日本原燃谷口です。今おっしゃっていただいたような構成を考えていました。えっとですね、今の 1.2 S s に直接的にこういうふうに対応しますという文章は、30 条の重大事故等対処設備の基本設計方針の中に、
0:11:44	記載をすることになっています。ですんでそれを受けて、実際それがどうしてこういうふうになってんですかというご説明は、やっぱり 30 条の中でするのかなということで会議終わった後、社内で整理をさせていただいて、
0:11:57	まずはそういったことで考えておりました。
0:12:00	以上です。
0:12:05	はい。
0:12:06	規制庁加来です。重大事故の 00 の資料って、今回もらってるんですけど、中に入ってます。
0:12:19	はい。日本原燃谷口です 4 月 15 日の資料としてはあの中に一緒に入っております。
0:12:25	ただですね従来からその基本設計方針として記載をする内容はそんなにたくさんなくてですね、まずその 1 点の金系統その対象系の設備があってこれらは 1.2 倍の地震力に耐えるようにしますってやつと、
0:12:40	あとこれらを置く建物構築物についての、その 1. 二倍した地震力に対して、機能維持するように設計するみたいなそんな程度の記載になってますが、一応そんな内容が入っています。
0:12:51	ただしこれをですね、今 15 日にお出しをした内容ではまだ少し、この間、審査会合で議論していただいた内容だと、記載が足りないと思いますので、その内容は追加をして改めて、
0:13:04	その意識でお出しすると、先ほど申し上げた資料の中で、お出ししたいというふうに思っておりました。
0:13:09	以上です。
0:13:12	はい、規制庁、そうすると 4 月 15 日に提出を受けた重大事故の 00 については、
0:13:21	ヒアリングを行わず、
0:13:25	そちらが改定されるってということですか。
0:13:29	はい。日本原燃の谷口です。従来時十字の 0002 のステータ数でいきますと、1 度ですねもうすでにあれば、1 月 2 月ぐらいの段階ですかね、ヒアリングをさせていただいて、

0:13:41	今の記載の内容で、概ねもうコメントもありませんよと、あと細かい記載を修正してくださいということと、
0:13:48	今回第1回の申請で再処理施設の方は重大事故が申請対象設備がありませんので、今資料としてお出ししてませんでした。
0:13:58	ここはですねヒアリングの中で、もし、もしその再処理さんのその記載の内容として、MOXにも反映する内容があるかもしれないのでその確認をしたいと。
0:14:10	ということでお話をいただいている、今ですねお出しはしたんですが従来からの内容としてはほぼ固まったものということで整理をさせていただいていました。ですので今回ヒアリングをさせていただきたいと思ったのは
0:14:23	5月の20分に出した後、その1.2のその記載の部分だけ、改めて説明をさせていただいて、ヒアリングしていただければというふうに思っておりました。
0:14:32	以上です。
0:14:38	はい。清長官です。その他の部分については、慰留ヒアリングをするかしないか、そちらは知らないということでしたけど、
0:14:49	そういうことであれば、こちらが、必要があればやるということだと思いますね。
0:14:58	一応説明してもらった内容であらかじめ
0:15:04	こういうものを出してもらわないかなあと思ってたところは、概ね入ってるような感じがしますね。
0:15:14	1点注意点としては、
0:15:19	重大事故もほそ食う。
0:15:22	が、補足の構成っていうのを、
0:15:27	次回も全体見渡した上で、適切なあ、構成になっているかっていうところは、今一度整理をしてどういった形で、
0:15:39	資料を作るのかっていうのは考えてもらいたいと思いますっていうのも、
0:15:45	やっぱりいきなり、
0:15:47	1.2 S s のこの間の会合の内容の資料があるんだけどそのあとまたいろんな補足がついていて、
0:15:55	なんか收拾がつかないというか、整理がされてないようなんじゃないよ。
0:16:02	ですね、その辺は重大事故の00の中の別紙なり別紙3で後で四、五っていうところで、

0:16:12	整理はされるんだとは思いますが、
0:16:17	ちょっと、
0:16:18	ちゃんと整理できるか不安だなと思いますので一応コメントまでをしております。
0:16:25	はい。日本原燃谷口です。今のいただいたお話コサクですけど、会合の資料の中の参考の4のことを指していらっしゃるのかなと思ったんですけど、そんな認識で合ってますか。
0:16:46	と、規制庁カミデです。すみません参考4っていうのは財務機能とかを展開してる中身だと、そうではなくて、
0:16:59	00シリーズの中に、別紙1が本文概要で別紙2と別紙3の整理があって別紙4で、この基本方針、別紙5で、補足説明すべき方の、
0:17:12	まとめっていうのがあって、そこ、
0:17:16	ですねそこでちゃんと
0:17:18	重大事故として説明すべき、項目全体を見据えてこの補足説明のまとめ方だとか。
0:17:26	がちゃんと整理されてるかってそこを出ます。
0:17:31	はい。日本原燃谷口です承知いたしましたありがとうございます今までの、きちんとご説明してきていた、別紙の流れの中にちゃんと入れ込んで、ご説明できるような構成にするっていうそういうご指摘かなというふうに思いましたんでそこははい。
0:17:46	注意して構成していきたいというふうに思いました。ありがとうございます。
0:17:52	はい。清長官です。よろしく申し上げます。同じように耐震側も、いろんな補足説明資料があって、
0:18:02	先ほど話だと1.2S sに関係するものは何かそっちにまとめるみたいな話でしたけどすでに話を聞いている中でイエスも含めた説明だという、聞いているものもありますからこれも同じように00cmの中で全部
0:18:18	切り分けを整理するところがあって今日のところはG N S S てない話を正木次回にはそういうところ含めて、
0:18:28	お話ができ、
0:18:30	します。
0:18:32	はい。井上タニグチさんありがとうございます。正直に申し上げますと実はそこ社内でも結構今議論をしていたところでして、おそらくおっしゃったように耐震建物とか耐震綺麗で、

0:18:43	いろいろご説明をしてきた中にも、すでにその 1.2 に関係する内容もあって、それどういうふうに整理をするかということかと思っていますんで 1.2、
0:18:54	耐震いって 2 S s というその補足説明資料の中で、ちょっとそれをどんなふうに展開するかというのを整理してお出しをさせていただきたいというふうに思いました。
0:19:10	はい。規制庁、丹治です。
0:19:15	大体私の方からは以上ですかねこれ一色。
0:19:20	間違いなく 5 月、この下の主なかなか対等だと思いますけど、見通しとしてはどうなんですか。
0:19:29	日本原燃谷口です。ありがとうございます。厳しいですけど、頑張ります。
0:19:36	ただしそのバラバラと出すやっぱりその構成わかりにくいなというこちらも思いましたので、意識でお出しできるようにちょっと頑張って整理をしたいと思います。
0:19:50	はい。規制庁菅です。わかりました。
0:19:54	一色あった方がわかりやすいと言いつつ、
0:19:59	一方で、
0:20:02	上流の整理が間違えてしまうと、それ以降が無駄になってしまうっていうのが、
0:20:10	ありますから
0:20:13	今まで結構そういう言葉って、
0:20:17	そういうことはないよ、しっかり
0:20:21	整理して、意識出すんだったらそれはそれでわかりやすいし、
0:20:25	しっかりとしたもので準備いただければと思います。
0:20:30	途中でやっぱり上流からっていう話でも妨げるものではありませんが、とりあえず意識ということで、よろしくお願いします。
0:20:42	はい。日本原燃谷内です。ありがとうございます。今おっしゃっていた 30 条と耐震のところはきちんと振り分けができる場所にはなりますので、ちょっとそこは液明けの作業の状況も踏まえて、適宜、
0:20:54	ご連絡をさせていただければというふうに思いました。ありがとうございます。
0:21:01	はい。規制庁菅です。とりあえず私の方からは以上ですか他規制庁側から何か。
0:21:25	規制庁津村です。今 1.2 S s 関係大体説明してもらったんですけども、
0:21:31	1.2 S s 以外も含めた全体的な、

0:21:35	要するに補正申請に向けた動きみたいなものって何か説明できる内容ありますでしょうか。
0:21:47	日本原燃谷口です。すいません、流れでそのまま答えてしまいました。隣ですからそのグループの資料として、
0:21:55	どんなふうにするんですかということでしょうかそれとも全体として分析していくのっていう、そういうことでしょうか。
0:22:05	規制庁津金です。
0:22:06	グループ2としてもそうですし、
0:22:09	結局、個性ってのを見据えると、耐震だけではないってところもあるんで、
0:22:14	今の現状では耐震の部分だけということであればその部分だけでも結構ですけども、
0:22:19	今後の流れっていうのは全体的にどういうふうにとらえてるかということを少し説明していただきたいんですがよろしいでしょうか。
0:22:28	はい。与儀イシハラでございます。まずAグループにグループ1問わず、
0:22:34	00の資料の今日もご説明をしますがその中で、設計方針が入れて添付で書くことっていうのを整理する上で、個別の補足で整理が必要なものがある場合は、
0:22:48	セットでヒアリングっていうのを特にグループ1の方はそういう形で、今後スケジューリングを含めてお示しをしようとしています。すでにお示ししてるものもありますし、
0:22:59	これから後、今日以降推しスケジュールを改定してお示しをするものもあります。あとは、0資料の説明に利息にはならないけども、ちゃんと会計して、出しをしないとイケない補足説明資料っていうのも、
0:23:14	順次整理をしましてそこについても、5月のどこで出すんだっていうのをスケジュールで落とさせていただいた上で、お示しをするということで少なくとも5月の段階では、
0:23:28	補足も含めて取りこぼしがないようにやらしていただくということでスケジューリングしていきたいと思っておりました。以上です。
0:23:41	規制庁津金です。全体的な概要ってのは多分そういうことだと思うんですけども、
0:23:47	うん、これまでのように順次いいのか、個別にバラバラ出てくるのかまとめて出されるって話をされたんですけども、
0:23:55	一応その、

0:23:57	どのくらいの時期をめどに、全体も完成させるってことも付議されてるのかっていうところって何か、
0:24:03	説明的には、
0:24:06	はい、小峯志田でございます。正直、すいませんここをターゲットにてもそうしたいという、まとめ側の意思はある、思いはあるんですけど、それが具体的に、
0:24:17	これがいつこれがいつって確かにその持つ通りのスケジュール感なのかっていうところまで、まだ手を握りたてて社内で担当者との間で調整が切れてないところがありますんで今、
0:24:28	先ほど、大枠の説明をさせていただきました。当然近いうちにスケジュールを出さなきゃいけないと思ってましてそのスケジュールには取りこぼしがないようにということで補足説明資料のスケジュールも、
0:24:40	入れてということでお示しをするようにしていきたいと思っておりました。以上です。
0:24:48	規制庁津金です。ご説明は理解しましたので
0:24:52	実現可能なスケジュールを示していただくようにお願いします。以上です。
0:24:59	はい、与儀西田でございます。承知しておりますのはい、実現可能なスケジュールということでお示しをしたいと思います。
0:25:14	えっとその他スケジュールに関しまして規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:25:20	すいません。カミデです。もう1点だけ
0:25:24	1.2 S sにも絡むんですけど、
0:25:28	アイシンきれん30番、機能維持の考え方についてまとめる。補足説明がいつまでたっても出てこないんですけど、
0:25:39	それが出てこない、一遍にS sのもの一式出たところで、結局ちゃんと確認できないし、今日のこれからやるゼロゼロもそういう意味ではタテウチの状態、
0:25:53	お話を聞くことになってしまったんですけど、そのあたりのスケジュールですけど、
0:26:00	はい、弓削西原でございます。
0:26:04	まだちょっとスケジュールとしてお出しをできてないと思いますが、
0:26:09	資料自体は
0:26:12	修正の作成をして修正化している状態になってますで、綿Cがまだ見てなかったところではありますけど担当者での作成であったりレビュー者のレビューというのを順次、

0:26:27	やってる状況でございましてそれほど遠くない時期にお出しをしたいと思っておりますおっしゃっていただいている通り、機能維持の方針のところではどの機能もなきやいけないかっていう項目が決まってないです。
0:26:39	その項目で確からしいのかっていうご確認貸しできないけど重々承知でございしますが
0:26:48	連休前はさすがにちょっと無理そうな気もするので連休後速やかにということでは、お出しできるような形だと思っております。以上です。
0:26:59	はい。規制庁上手です。なるべく 1.2 S s 医師キーをヒアリングするのであればそれまでには、
0:27:10	出てないと、法律は進まないというところで、ご承知おきください。はい。私の方からちょっと、
0:27:25	規制庁側から各ございますでしょうか。
0:27:32	よろしいでしょうか。
0:27:35	それでは地震 00-02 ですね。
0:27:40	こちらの確認に進みたいと思います。
0:27:43	まず、全体を通して何か現場の方から説明はございますでしょうか。
0:27:51	はい。すいません。日本原燃佐川です。
0:27:54	ちょっと中身の補足っていうのはちょっとこの後しますけども、まず今日、本日の臨む体制というところで、私、一応 MOX っていうことで ke V かかってますけども、ちょっと共通的な部分が多いので、再処理側、
0:28:06	の菊池も同席した上で、ここの考え方っていうのは回答していきたいということと考えてございます。
0:28:12	以上です。中身の説明ちょっと井藤さんの方からよろしくお願ひします。
0:28:18	はい。日本原燃伊藤です。
0:28:20	ですね今回地震の共通 002 ですけれども、前回 2 月 16 日に 1 度、別紙 4 のところだけ、提出させていただいておりました。
0:28:32	ちょっとその時に、全部ないと、中身が見れないといったコメントを受けております。そういったことを踏まえまして今回全部お出ししてるところでございまして。すいません。ただし 1.2 S s の建物耐震のところは今回アプリしております。
0:28:47	その前 1 月 17 日に出しておりますけれども、その時点から DB とか SA の記載の見直しと、細かいところ、
0:28:58	動き等々ありましたので、その辺りの方の修正を今回させていただきます。

0:29:03	内容については以上になります。
0:29:35	経常
0:29:36	すみません、また、
0:29:42	規制庁カミデまでちょっとタケダの方が、厚が不調のようなので、とりあえず代わりに進行しますが、
0:29:53	今回4月15日ですかね、一式出してるということでためには
0:30:03	全体、まず事業者でしっかり見て、
0:30:08	その上でちゃんとしたものを、
0:30:10	出されてるっていう認識で受けとめてますし、他の条文でもそういう話聞いてますけど、特にこういう点がこれまで、うちが違う。
0:30:23	だとかこういうことをしっかりやってきたんだみたいな、アピールはありますか。
0:30:33	はい日本原燃の伊藤でございます。
0:30:35	ですね、
0:30:38	最新の
0:30:41	内容だけじゃなくて他の条文のヒアリング等もございましてそういったところについて、資料の内容の方に反映さしてもらってるといったところと、
0:30:52	あと作成した資料について、レビューですねそちらの方も、今回見たい、見ていただいて、レベルレベルコメントを反映して、ちょっと資料の方は、全般的に見直したといったところでございます。
0:31:10	はい。ちょっとそういった点も今回、留意して作成してございます。
0:31:15	すみません。日本原燃さあです。先ほどちょっと最初伊賀宇都、共通的なところもあるというところで話しましたが、ちょっと進め方としまして、最初にはこの耐震についてちょっと範囲広いですよねっていうところで、
0:31:27	ルールに基づいてやるっていうのはそれは当たり前の話になってまして、別紙1から、適合とかっていうところまで作っていく中でもそこは、一緒くたにできないなっていうところで特性に応じてまず細分化をした上でこういうことでやっていこうとさらに、
0:31:41	共通ルールをマイナールール作って、ちょっとやりましたっていうのが最初になってます。最初にそれやったやつを、M A C C Sが今の伊藤の方に展開しまして、でもF A Xで再処理との差分というところを確認した上で進めていきましたと。最終的には、社内のレビュー、
0:31:57	イシハラのレビューを受けて、お出ししたということが全体で、改善というか、対応してきたというところになります。以上です。

0:32:07	はい。規制庁上出です。わかりました。
0:32:11	それでは実際中身に入ってとりあえず別紙1から順々にと考えてますけど、7、
0:32:24	もう資料は読んでますんで何か補足で説明したいことがあれば、私、
0:32:31	はい。日本原燃伊藤です。
0:32:34	こちらの方で主に変更した点ですけれども、DBのSADBとSAの記載分けですねこちらの方、これまでも何度もコメントを受けておりました、
0:32:47	安全機能有する施設の中で、建物、機器の内容の説明、あと重大事故等対象の中で、
0:32:56	建物、機器の内容といった説明を中心に記載のほうを見直しております。ただ一部、共通的な事項とか、耐震設計上の留意事項とか、
0:33:08	そういったところにつきましては、内容を修復するといったところがありますので、ちょっとBBSへの記載、一緒に書いてあるところありますけれども、
0:33:19	ちょっとそれ以外のところについてはイーピーエスへの記載を見直すようなことを、今回行ってございます。
0:33:26	説明以上です。
0:33:31	はい。規制庁、上出です。それではちょっと確認していきたいと思いますその前に
0:33:39	今日もともとヒアリング、
0:33:42	今日明日とヒアリング予定していて、藤担当は共催処理側の耐震建物ニジュウサンをやろうと思ったのがそれがリスクになって、
0:33:55	なんで、ゼロ増資を今日と明日やろうと、もともとと思ってたところなんですけど、
0:34:02	今日、00、耐震のずるずるを終わる積み残した場合って、明日そちらが対応できるものなのか、それとも、今日、
0:34:13	今日いっぱい終わらせなきゃいけないのか、その辺事業者の所ですか。
0:34:20	はい。日本原燃伊藤です。
0:34:23	今日積み残しがあつた場合ですけれども、そちらの方については明日やらせていただきたいと思います。ただ、明日なんですけども、
0:34:34	先新居、地盤と津波あっていただいて、そのあとに、積み残した分というようなスケジュールで対応したいというふうには考えてございます。
0:34:46	はい、規制庁亀井です。わかりました。終われば、今日あればそうしたことはないです。とりあえず、

0:34:55	それで、まず別紙1ですけども私の方から何点か確認します。いきなりちょっとマイナーみたいな話なん。
0:35:05	ですけど、10ページのところで、
0:35:08	括弧Aで、4行目のところですかね、これが設計方針を踏襲してこれSAの、
0:35:17	設計は、DBの設計を講習って言って、
0:35:23	お礼
0:35:24	あれなんですよね。1.2S sでも本当集ってという言葉が今後使うことがあると思っていて、
0:35:35	踏襲っていうことの意味が全く同じことをするのか、そうではないのかってというのが、
0:35:42	何かそれぞれ別々に流れるんじゃないかというのを危惧してるんですけど、この辺りって何かもう一遍にS sの話になっちゃうんですけど
0:35:52	資料作り込むにあたって何か、
0:35:55	こういう整理をしようとか、何か考えておられますか。
0:36:02	はい。日本原燃谷口です。1.2の方の整理の話になろうかと思います。
0:36:08	ですね。
0:36:09	前回の会合の中でも整理をさせていただいて、考え方として、きちんと投資をしますということと全く同じことをしますってこの今の、
0:36:21	お話いただいて10ページの記載の内容としては、実際やることは変わってくるんだというふうには思っています。それを今ちょっと具体的に書き分けるのかというところまでは、
0:36:33	正直考えておりませんで、実際その1.2の方につきましても許可で投資をするというふうな表現を使っておりますので、
0:36:40	ちょっとその記載を変えてしまうというのはあれなんですけど、
0:36:45	今これベンチャーサイドですけど補足の中で、こういった考え方で評価として進めているんですということを1.2の方は、
0:36:56	改めて記載することになるかと思っておりますので、そこできちんとそのSA設備のSEでやってる。
0:37:04	耐震とまたちょっと違うんですってということも含めて、そこで記載すれば、区別ができるかなというふうには思いました。
0:37:13	以上です。
0:37:15	はい長カミデです。
0:37:19	とりあえず、今の段階では課題って何か注意ポイントとして認識しておく。

0:37:27	ゴールデンウィークの終了って言って実際資料においてはその辺がわかるようになっていれば、
0:37:34	思ってますんで、よろしくをお願いします。
0:37:39	はい。日本原燃タニグチですありがとうございます重要な今回の整理項目かなと思いますので、ちょっと考えて整理をさせていただきます。ありがとうございます。
0:37:50	藤。はい。規制庁か。
0:37:53	次に行きますけど、35 ページまで飛びますが、
0:38:02	35 ページの 3 パラ目、有効力の話があるんですけど、
0:38:10	ボックスっていう高野ポリスでしたっけ。
0:38:17	はい。日本原燃の伊藤です。
0:38:20	こちらの方 P A 建屋については、非常カノウ影響がないというふうに考えておりました有効応力解析の方は考えてございません。
0:38:30	ただ
0:38:32	労働ですね、
0:38:35	最初の紙 B 建屋と接続する貯蔵容器の搬送労働がございまして、
0:38:40	こちらの方につきまして、液状化、液状化の影響がある場合については有効量解析をする必要があると考えておりますので、
0:38:51	こちらの方の記載を残さし残しているところでございます。
0:38:59	藤規制庁カミデです。ドウドウはとりあえず S + S でわかんなくて、A と B 相当だと思うんですけど、普通に B クラスですね。
0:39:10	員クラスで共振。
0:39:14	動的解析が必要な施設があったと。
0:39:18	から、こういう話をしてるってことですか。
0:39:22	日本原燃の宇野です。
0:39:24	ドーンにつきましてはですねおっしゃる通り B クラスでございまして、この P A 建屋と C B 建屋を結ぶところところにですね、
0:39:34	ロード搬送台車がございまして、それをサーベを S F R S をですね、2 分の 1 S D で求めてございます。これにつきましてはですね耐震計算書等の
0:39:46	提出は考えてございませんが、現在ですね、道道も含めましてですね有効力解析というものがですね、取りざたされておりました、
0:39:57	これにつきましてもですね図、
0:40:00	労働自体はですね全部流動化処理に追われてるんですがその近傍にですね、やはりその埋戻し等々がございまして、確認のために、有効力を実施するというところでございますそのためにですね、

0:40:12	ここにですね記載させていただいております。
0:40:18	はい。規制庁菅です。わかりました。要はBクラス。
0:40:23	に対しての設計方針だから、基本設計方針は同じく、こういうふうに、
0:40:30	ただ計算書っていう意味では基本はSに関係するものが経産省系なんですけど、方針として、Bの方、Bに対する方針として書かなきゃいけないのでってということで1回します。それでよろしい。
0:40:46	日本原燃の宇野でございます。おっしゃる通りでございます。
0:40:53	はい。規制庁川満わかりました。
0:40:58	それで36ページなんですけど、36ページの内、アラメ動的解析、解析モデル観測記録によりっていうのがあるんですけど。
0:41:11	これMOXは
0:41:14	現時点の観測記録がないんですけど、将来のものをイメージしてはい。てですねその辺が実用炉。
0:41:25	の趣旨と合ってるのかどうかも含めてちょっと説明してもらいたいです。
0:41:33	はい日本原燃伊藤です。
0:41:35	おっしゃる通りで今、稗田ではないということで、
0:41:41	観測記録網で獲られた解析、もので、妥当性の確認ってのは行えないんですけども、
0:41:50	それと将来のこともありますのでちょっとこちらの方を記載しているといった整理になります。
0:42:02	規制庁菅です。そうなると日本、
0:42:06	原燃の、今回ここに書くのは基本この設工認における解析モデルを、
0:42:14	こうしますっていう話であって、将来、こうしますっていう話をここに おな。
0:42:21	同じように書くのは何かおかしいよ、感じが。
0:42:25	S I M M E R すし。
0:42:29	だから将来、
0:42:32	約束であれば多分、違う書き方になるし、
0:42:37	ていうのが1点目で、あと今回のもの、観測記録はないなりにどうやって説明するかっていうところも、考えてこそ、ちょっと2点をコメントなんですけど、いかがですか。
0:42:53	はい。日本原燃伊藤です。
0:42:55	すいませんちょっとはい。
0:42:58	こちらの方、炉の記載を、基本設計方針等に合わせてちょっと記載してるところでございまして、

0:43:04	MOXについては何なりの評価を行っているというところで、ちょっと記載のほうは見直したいと思います。
0:43:15	須恵町カミデです知ってる方いればですけど、あれですね実用炉の新設の建屋とかはあたりするような気もしてそういう場合って、
0:43:25	どういう約束をしてるか、してるかみたいなところを
0:43:30	聞いて整理いただければと思いますけど、いかがですか。
0:43:34	日本原燃カサモですすいませんちょっと私も新設されたような基本設計方針よく見れてないんで、大間とか島根3号にちょっと確認して検討したいと思います。
0:43:47	はい、清町カミデサトウ i s 新規性基準の中でも何かペアが増えたりっていうのはないんでしたっけ。私もあんまり知らない、川内玄海で特重の建屋を作ってるんですけど。
0:44:00	と業績方針は、ICの同じ基本設計方針で作りに行ってるのでちょっとこの記載を特化して書いたっていうのがない。
0:44:11	はい。規制庁加来ですいずれにしてもちょっと周辺を見て、
0:44:17	とりあえず触発としては将来これをやりますっていうのは、
0:44:23	何か、
0:44:24	そのあと我々との関係でどう借りるのか含めてよくわかんない。
0:44:29	感じ
0:44:30	しますし、
0:44:34	今のモデルがどうかっていうのは補足説明書である程度確認他の建屋の観測力を踏まえてやっていたりってところもあるので、す、もう少しここにどう書くかっていうところをまっせ。
0:44:53	はい。日本原燃伊藤です。はい。こちらの方、整理して、修正したいと思います。
0:45:00	はい。規制庁菅です。続けて同じページの天候の一番上に吹き出しがついていて、
0:45:12	屋外重要東北、
0:45:15	野間道道の話なんですけど、
0:45:19	書き出しの意味がよくわからなくて結局記載しないって言うんですけど、
0:45:27	ここの吹き出しが、の意味がよくわからなくて、それに
0:45:31	同じように書けばいいんじゃないかと思うんですけど、説明いただけますか。
0:45:41	はい。日本原燃伊藤です。
0:45:43	こちらの方ですけれども、

0:45:48	さっきの
0:45:49	ですね、抗力解析のところとちょっと運用するようなところがございませけれどもこちらの方は、道路の耐震評価として、
0:46:00	Bクラスであるといったことから、こちらの方については、
0:46:07	基本設計方針の方に記載しなくてもよいといった、
0:46:11	ちょっと判断をして基本設計方針は変えてございません。そういったことで、許可からの変更点でちょっとこういった記載をさせていただいておりました。
0:46:22	たださっきの有効応力解析の話も踏まえるとちょっと分析方針に変えた方がいいのかなと思いますので、ちょっとこちらの方は修正させていただきたいと思います。
0:46:38	規制庁管です。吹き出しの中身とはまた別の説明をされて、
0:46:47	結局は、
0:46:51	整理してたのかって言う方法だと思うんですけど、
0:46:58	きちんとその何を書くべきかっていう整理が、
0:47:03	いまだに、
0:47:05	ちゃんとできてるのかっていうのはもう、
0:47:08	今の質問ですごい疑問に思ったところですから、
0:47:15	今回、
0:47:18	おめでとうこれから事実確認スルーのは本代表例だと思ってですね、午前中のヒアリングでも言ってますけど言われたことだけ、
0:47:29	対応すれば完成するかっていうとそういうわけじゃなくて、ちゃんと類似のものがないかっていうのを自分たち、ちゃんと水平展開してみてください。
0:47:38	ですから、きちんと精査して、次回出してもらいたいと。
0:47:46	すいません日本原燃井藤です。ちょっと今の回答でちょっと補足したいんですけども、許認可から変更点吹き出しの中で屋外重要土木構造物である堂々と書いてあるところちょっと、
0:48:01	所さんの方が動きだといった、市の発言だったのかとちょっと今になってそういうふうに理解しました。
0:48:10	こちらについてはその他、
0:48:12	の土木構造物の道路というふうな、
0:48:16	市内容は適切かと思えますちょっとこちらの方も併せて修正させていささせていただきますと思います。
0:48:27	規制庁神です。またよくわかんなかったけど今、添付書類項のところにある構築物のうちっていうところは、

0:48:37	おそらく基本方針の方に入ってきて、
0:48:44	そのときに、
0:48:47	そうなると、
0:48:50	だんだん吹き出しがそもそも入るのか。
0:48:54	どうかもよくわかんなくなるような気もしてたんですけど。
0:48:58	何か修正イメージが合っていないような気がします。大丈夫ですか。
0:49:05	はい。すいません日本原燃伊藤ですけどもちょっと修正した際には、ちょっとこの吹き出しの方についてもなくなると。
0:49:12	そういったふうに考えてございます。
0:49:18	規制庁加来です。なくなるかもしくは構築物のうちっていうところが今回の施工人に記載するとその土木構築物のうちみたいなもしくは建物構築物のうちの構築物の
0:49:35	歩道や何かそんな説明になってそこの表現ぶりだけ違うというか、東は入るのかもしれないですけど、
0:49:44	そんなところだと思います。説明します。はい、須藤です。適切にはい。修正いたします。
0:49:57	規制庁カミデです。52 ページまで飛びますけど、
0:50:10	中国要請の留意事項のところこれがこれ、S A と D B の書き分けの話で、
0:50:17	ここまでは割と
0:50:20	D B は、まず D B を示して欲しいです。であったり、あと D B と S A をお呼びでつないで同じ方針を歌ったり、
0:50:31	というのがあって、そういうところは今回直してきたんだろうと思いつつ、
0:50:37	この 52 ページのところに行くとその辺からまたごちゃごちゃになっていって、
0:50:48	2 ポツホポツは、
0:50:50	D B と S A を並べて集合会、
0:50:58	今度、
0:50:59	イロハについては、それがなくて、
0:51:03	どっちの方とできるだろう。
0:51:07	次のページのへと格好は平行はええとですか。は、S A ってなって、
0:51:15	結局、全体としては分けができてないような気がするんですけど、この辺って、何でこんなことになっちゃうんですかね。
0:51:28	はい。日本原燃伊藤です。
0:51:30	そうですね。こちらの方で、
0:51:35	スーパー、はい。

0:51:37	のにつきましては、
0:51:41	基本的には
0:51:46	AとDのちょっと補足しますさせていただきます。まず今回のディー・ディー・エスへの書き分けってところで、同じ内容が繰り返される。
0:51:58	中身が一緒ってところは、主語をD B S Aおいて記載しますと。
0:52:04	いうところで切り分けをしてきてまして、今の荷重の組み合わせの留意事項、
0:52:11	この部分につきましては、前半部分がD Bの対応。
0:52:17	対象になってましてその間に、その共通する積雪風ってところ。
0:52:23	がありましてその続きでS Aという並びで今、並べてがおりましたと。
0:52:32	そこの書き分けとしては、ルールには則っては、
0:52:38	ありますので、一応我々の考え方としては最初に見据えたときに、再処理が1回では、設計基準しか出ていきませんので、
0:52:49	そこの章構成を崩さずに、S Aを追加できるってところで今の構成で考えて作成しておりました。以上です。
0:53:00	規制庁の上出です。そうすると、色主語がないと思うんですよ。羽賀Dだっていうのが、
0:53:09	明示ではないんですけど中身見ればわかるでしょ。そういうこと。
0:53:17	日本原燃菊地です。確かに
0:53:20	読めばわかるでしょっていうようなちょっと乱暴な書き方ではあるので、
0:53:25	すいませんそこはちょっと、
0:53:28	設計基準の対象だということが明示されるような修正の方を検討させていただきます。
0:53:37	どうぞ、規制庁のカミデですか、今耐震重要度って言うてるから、あとは、席順実行。
0:53:45	あと設計基準結構あれですけどろうとかは、これ、S Aと指違いがないような気もするし、
0:53:55	中身読んでもよくわからないので、
0:53:59	いずれにしてもちゃんと主語、
0:54:01	明示して書けばいいだけの問題だと。
0:54:06	思いますので、ちゃんと書いてもらって、
0:54:10	日本原燃木伏承知いたしました。
0:54:22	規制庁カミデです。
0:54:24	次に、50、

0:54:27	7 ページ、
0:54:33	機能のところですね吹き出しの中に、
0:54:43	耐震建物さん、耐震危険 30 の話があってこれは先ほど言ったので香典、4 月 10 とは言いつつ、これでバックになる。
0:54:54	思いまして、似たような資料で、耐震建物 01 っていうところで、網羅性の資料があるんですけど評価部位とか網羅性、
0:55:08	それもセットになるのかなと思ってるんですけど、01 の方、どうなん。
0:55:23	日本原燃古林でございます。
0:55:27	耐震建物 01 で以前、大分前から言っても見せ省略時間が経っておりますが、あちらの方については 1.2 S s とかそういったものも踏まえて、最終的に網羅的な結果を示すということで、誠意を進めておる最中でございます。
0:55:44	で、引き続き現在作成中という段階でございます。
0:55:52	規制庁上手です。評価部位とかが、なんじゃこれでいいのかっていうところなので、
0:56:01	その説明がないと、その前段の、
0:56:05	方針が計算書の、
0:56:10	中身がいいのかどうかよくわからないと私は思ってるんですけど、その辺は何か工夫される。
0:56:27	日本原燃卜部でございます。どういったお示し方ができるので切り離すなのかどうか、含めるとして、一旦検討させていただきたいと思いません。
0:56:41	規制庁菅です。その上で、
0:56:45	資料がいつまでも出てこない。
0:56:49	ことが、疑問で、何か困ってることなり、
0:56:56	あって、我々との関係でそれが、整理が進むのであれば、行ってもらえればと思いますけど、いかがですか。
0:57:12	日本原燃富樫でございます。すいませんその今村さんの資料でございますけども先ほど少し浦橋の方からもあったところで、もともと少し止まっていたのが、いっぺんに取り扱っていったところがございまして、
0:57:25	その部分の評価の部分で、整理の方がなかなか進んでいなかったといったところでもともと去年の 5 月ぐらいから止まっていた原因でございます。
0:57:36	現状の方としましてもこちらの方 1.2 のページの方が進んできてそのあたりのすみ分けといったところが見えてきているのでその部分は解消さ

	れています。今現状あと整理の仕事として、屋外重要土木構造物とかです ねそういったところとの、
0:57:50	最終的な横並びとかです ねそういったところの調整の方を現在進めていて、その部分が、添 ほぼ見えてきたので、ゴールデンウィーク明けぐらいには ですねお出しできるような形の方で今準備の方を進めている という状況でございます。
0:58:07	はい。規制庁深見です。わかりましたよろしく お願いします。こういう会話も今まで何とかして るんですけど、結局出てこないのは続い てるんで、よろしく お願いします。
0:58:21	えっと、
0:58:22	日本よろしゅうござ います了解いたしました少し そういったところで1年間で 少し出そうと思うと少し別 な課題が出てきていたと ころが少しついたもので ありましたので、その 辺り今、見えてきたと ころでございますので、
0:58:36	今回としてはご計画の ところでお出ししている ものというふうに考 えてございます。
0:58:44	はい。規制庁菅です。 よろしく お願いします。次に60 ページで、
0:58:54	50ページの(ホ)、 君津、
0:58:58	下へ行くのこれも昨日 の話をちゃんと出して くださいっていう話 でいつまでたっても、 それが無いってこと なんですけど、
0:59:07	いや、機密。
0:59:09	清。
0:59:10	という言葉と、あと 閉じ込めって言葉の 使い分けがよくわか らなくて、その 辺りって今説明でき ますか。
0:59:25	はい。日本原燃石田 でございます。イメ ージ性の方はもとも と、何に対してこれ を適用するの かってのちゃんと 説明できてなかつた のであれです けども、
0:59:35	私は緊対所のところ とかです ね、を対象に話をし ようとして ました。これ
0:59:43	事故時に活を したい といったこと で居住性を 確保する といった こと もあるので そういった こと に対して 気密性を と いうこと で、展開 を しよう と。
0:59:51	一方閉じ込めにつ きましては いわゆる 閉じ込め
0:59:57	排気機能台風期 等のその換 気設備と 相まって 閉じ込め を確保 する とい った 老古美 機能 とい う、最 加古 加工 施設 や核 燃料 施設 特有 の閉 じ 込 め とし ての 担 保 事 項 とい う こ と で そ の 機 能 を 上 げ る と。

1:00:13	こういったようなことを整理をしようとしてましたが、今挙げてる機能でいいんだっていうとそのそれぞれの機能に対する期待するのは何かということと設備との関係っていうのを、
1:00:24	先ほど、いつ出すんだというご指摘のあった個別の補足説明資料で整理をして、募集をしようというふうに考えておったところでした。以上です。
1:00:35	はい。規制庁カミデです。とりあえずそこを見てということではあるんですけど、やはり申請書上の
1:00:45	頭の方ですかね今日午前中でもお話ししましたが、共通みたいところで、こういう、
1:00:53	ところ機密と閉じ込めの違いみたいところが、最初のバー再処理っていうかMOX再処理の場合ですね
1:01:03	ないと読み進められないんじゃないかっていうがしますし、そういったところも整理が必要かと。
1:01:14	あと、閉じ込めっていうときに、先ほど言われましたけど排気設備と相まってっていうことなんですけど、その
1:01:24	耐震の中で閉じ込めを見るとときに、その誤ったところまで含めて話をする、相俟ってなところはまた別、
1:01:36	側というか、そのね、物というか容器というか質というか、
1:01:43	レモンだけの話で、耐震は首だとか、ちょっとそういうところも、ちゃんと整理しないといけないのかなと思ってて、そういうところが確認に時間がかかりそうなので、
1:01:57	早く聞きたいなと思ったところ、いずれにしてもそういうところをですね、してもらって、
1:02:03	来月話ができればと思います。よろしくお願いします。
1:02:08	はい、日本西浦でございます
1:02:11	確認が必要な事態については理解をしました。おっしゃっていただいている通り換気設備と相まってといったときに、換気設備の能力も含めて全体の閉じ込め機能というのを、説明をしたいのか、
1:02:25	換気設備の換気能力というのを前提にした上で、建物のいわゆる壁としてそこに存在することを閉じ込め機能として、
1:02:35	今回の申請で説明したいのか、どこの対象に対しての機能として説明するのかっていうことをちゃんとせ、明確にした上でかつこれから分割申請をした時に成立するのかと。
1:02:46	いうことも含めて整理をしてご説明をしないといけないという認識をしましたので、ちょっとそこも含めて、

1:02:53	頭出しをする個別の補足説明資料踏まえて、御所、
1:02:58	説明ができるように、整理をしたいと思います。以上です。
1:03:03	はい。規制庁菅です。今おっしゃっていただいた通り、内気なわけでしょう。
1:03:10	あと、62 ページです。衛藤。
1:03:20	ここは、
1:03:23	いう的影響の話で、
1:03:37	すいません、ちょ、
1:03:47	規制庁カミデすみません
1:03:49	大丈夫です私のちょっと勘違いがあったので、ここは、
1:03:57	特にない。
1:04:01	です。すいません、別紙1について私の方からは以上ですけど、ほか、成長側から何かありますか。
1:04:26	あと、規制庁カミデです。括弧2、なければ、こういうことですけど、
1:04:35	どうしますか一旦これで、じゃあ、まとめ的な、
1:04:39	ところ、事業者の受けとめを、
1:04:43	説明いただけますか。
1:04:48	はい。日本原燃伊藤です。
1:04:50	別紙1で、ちょっといろいろコメントいただいております、まず頭踏襲ですから、こちらの使い方、そちらについて参って2S sの設計を踏まえて、
1:05:04	どういうふう書き分けるかとか、ちょっとそういったところについて整理をさせていただきたいと思います。
1:05:10	あと、地震動の観測記録がないところ、間内新設でないんですけども、そこの観測記録を用いた
1:05:21	解析とかそういったところについて中身をきちんと整理するように、響の新新設炉の記載等も確認してそちらの方は、
1:05:32	修正したいと思います。
1:05:34	あとは、基本設計方針の文書の主語が、設計の耐震設計の留意事項ですね、そちらの方の文書の主語不明といったところで、
1:05:46	そちらの方の修正もさせていただきたいと思います。
1:05:49	あと、労働の動的解析の話についても、適切に修正したいというふう考えております。
1:05:58	最後閉じ込めとか気密性の説明こちらの方について、耐震建物参事という別の資料の方で説明するように準備させていただきたいと思います。
1:06:10	はい。修正点等々以上になります。

1:06:16	清長官です。
1:06:19	午前中がヒアリングでこちらからお伝えしたんですけど単純に確認、
1:06:27	知多事項を繰り返すのではなくてそれを踏まえてどういった視点で今後レビューするのか。
1:06:36	みたいな、もうちょっと広い視野で、まとめを発言いただければと思います。
1:06:45	今の別紙1で言うと、
1:06:49	簡素記録の話とかしてましたけど、結局何かコピペをしてきたもので実際MOXではやってる、やってないものとかっていうのは、本当に、
1:06:59	あるやなしやっていうところですねその事実関係をちゃんと踏まえて本当にこれ方針持ってきていいのかっていう視点だとかですね。
1:07:10	あとはDBとSAの書き分けっていう意味で、良い、荷重の組み合わせの留意事項だけじゃなくて
1:07:20	ある程度は整理していて、しているつもりだけど、やっぱりまだ不備があって、また磨けてないんですね。
1:07:30	あとは昨日のプレゼンについては整理をしなきゃいけないのでそれを踏まえ、また、
1:07:38	一旦見直しなきゃいけない、というようなことだと思いますので次からはそういう感じのまとめをしていただければと思います。
1:07:50	はい。日本原燃伊東です。はい。そちらの方へ、
1:07:55	全体的な目を見てどう修正するかという形で説明させていただきたいと思います。
1:08:05	はい。規制庁カミデです。よろしくお願ひしますというか別に、我々としてはどっちでもよくてそちらは急いで、なるべく早く、
1:08:16	ということでしょうからこちらあまり無駄なことはしてないですよっていう意味ではよろしくお願ひします。
1:08:24	そういった視点で、効率的に進むよう、お願ひします。
1:08:31	あと他、特になければ、次、別紙。
1:08:36	家にいますけど、別紙2は、事業者から何か説明することですか。
1:08:44	はい。日本原燃井藤です。こちらは基本設計方針の中身が変わりまして、それをどう添付書類に反映したかというところを青文字で書いております。
1:08:57	ちょっと今まで修正できてなかったところ等ありましたので、そちらの方の修正をメインに行っております。
1:09:07	そういったところで特段目新しい記載といったところはございません。以上です。

1:09:18	はい。規制庁上出です。
1:09:21	それでは別紙2についてちょっと確認します。まず私の方から何点か
1:09:30	椎野記載医療でも完全に把握してるわけではないので、そう。ちょっと 素朴なところもあるんですけど幾つか確認。
1:09:41	え。
1:09:41	まず107ページの、
1:09:46	6-1ですかね、第4回申請のところに、
1:09:51	軽油貯層とか勤怠みたいのがあって、添付書類における記載が、
1:10:00	あるんですけどこれって、
1:10:02	第4回的时候に、
1:10:06	あれでしたっけこの基本方針。
1:10:09	は、第4回で初めて入ってくるってことでしたっけ。
1:10:18	はい。日本原燃伊藤です。
1:10:21	確認させてください。
1:10:26	106ページの方に、その前の記載があるんですけども、第1回で燃料 加工建屋出しておりますので、
1:10:36	第1回の方にも今入ってるような構成になってるかと思います。で、あ とは第4、
1:10:43	そうですねはい。あと第4回で共用として出てくるもの。
1:10:48	そして言うタンク等ございますので、貯水槽ですか、そちらの方ござい ますのでこちらの方にも挙げさせていただいているといった構成になり ます。
1:11:00	はい、規制庁加来です。お礼でなんですけど
1:11:04	なんで申請対象設備は確かに増えてますけど、それ以外のところは、
1:11:10	第1回申請と同一って書いても、書類としては成立するような気がする んですけどこれは、
1:11:19	何かこうやって書くっていう決まりなんでしたっけ。
1:11:33	日本原燃カサモですが、レビュアーとしてあと許認可業務課として確認 したんですけど、そういうルールで、
1:11:42	別紙に作成している。
1:11:43	ると。
1:11:45	いう人式でちょっと確認してます10日のところで、ちょっともう1回 見させてもらっていいですかすみません。
1:11:58	はい。規制庁深見です。
1:12:01	何となく、

1:12:05	何かこう次回でこういうものが出てくるんだっていうのを明確にするためのものかなと思ってそういう意味だと、別に同じことは書かなくていいんじゃないのっていう気がしますけどそういうものでもなくて何か別の目的があってこういうルールになってってことなんですかね。
1:12:24	日本原燃カサモです。お薬する単位ごとに添付書類をつけていきますので、と同じ内容でも、その添付書類を、
1:12:33	土肥 2 回申請 3 回申請とつけていくので、その時の添付書類にどういうものをつけるのかっていうのがわかるように、この別紙 2 を整理してってという考えです。
1:12:47	規制庁上出です。そうなるともう、その場合、
1:12:53	第 2 回とか第 3 回で、
1:12:59	この添付が出てきますよみたいのがあんまり、
1:13:04	見当たらないような気がしましたがそうではないですかね。ですから、第 1 回申請と同一って書いてるところは、と同じ天保。
1:13:16	出していきますので、そういったものがほとんどになると思い、考えてます。
1:13:24	規制庁加来です。第 1 回申請と同一っていうの第 1 回と同じ添付が出てきます。具体的に書いてあるものは、
1:13:34	違うってことですか。でもそれだとしそうだとすると先ほどの 107 ページの緊対所の、同じ添付書類が出てくることになってて、
1:13:46	ちょっとまたよくわからないなって感じなんですけど。
1:13:52	先ほどの人間のカサモですけど、申請対象設備が違うものは、第 1 回申請とか第 2 回申請と同一意思ないルールにしているので、
1:14:02	と同じ記載が 1 階と 4 階に、先ほどの燃料加工建屋と緊対下手が違うものは、今入ってるっていうことで、申請対象設備がないような基本設計方針で、1 回申請で添付書類を出すものは、
1:14:16	第 1 回申請と同一ってことで同じ内容の添付書類が、2 回 3 回 4 回って出るっていう形で今別紙を整理してます。
1:14:26	はい。規制庁菅です何となく。
1:14:30	設備を上げて、それにひもづく更新方法ですね。
1:14:36	した方がいいということのようなので、
1:14:39	何となく理解はしました。はい。
1:14:43	ちなみに全然、同じ 107 ページの同じ場所なんですけど、第 2 軽油貯槽とか第 1Q 貯槽というのはこれ、
1:14:54	詭弁に当たるんですか、それとも、
1:14:57	建物構築物は 1 ツガネ。

1:15:04	はい。日本原燃伊藤です。
1:15:06	こちらは、構築物の方に、
1:15:11	該当するかというふうに考えております。
1:15:17	規制庁管ですタンクもあって、これあれでしたっけ。RCの貯槽なんでしたっけ。
1:15:24	地下の。
1:15:32	私としてんじゃないかを、あ、すみません
1:15:36	日本原燃伊藤です。
1:15:39	その周りの側ですかね、そちらについては、若生知久物で中のタンクについては機器、そういうふうにちょっと、
1:15:48	考えてるんですけどちょっともう一度、そこは確認して、はい。
1:15:52	ご説明したいと思います。
1:15:57	はい。規制庁カミデです
1:16:00	一緒にしっかり読み込んだわけじゃないんですけどきっと、
1:16:04	この地区別情報だとしたら何かもうちょっと、他のページでもこの貯槽が出てくるのかなっていう感じがして、今建物構築物としてしか、
1:16:15	提示されてない。
1:16:17	ちょっと気になって、いい点だと、あまり大きな違い。
1:16:23	は清スタッフ。
1:16:30	はい、日本列島です了解しました。
1:16:43	規制庁カミデです。あと、同じような書き方の質問なんですけど119ページの、
1:16:50	真ん中の32番、
1:16:53	のところ、これは申請対象設備のところの基本方針って書いてあって、何か幾つか
1:17:02	何か埋まってますけど、これはどういう、
1:17:05	意味で書かれてるんですか。
1:17:14	すみません日本原燃伊藤です。
1:17:16	今おっしゃられてるのは勤怠の記載のところよろしいでしょうか。
1:17:23	うん。
1:17:24	はい。そうですね緊対の話だと思いますので、今の申請対象設備とか、基本方針とか、
1:17:33	うん。ていうところですけど。
1:17:36	はい。

1:17:40	はい、日本イシハラでございます。要求種別のところを見ていただくところで冒頭宣言になってると思いますけども、設備にそのまま直接の設計に影響するような細かい詳細な事項といえば、
1:17:52	共通的に線源として示しているような分類になる場合は、対象の設備というもうこれは大枠としては、基本方針として全体への設定するものですよということで今、対象設備側に基本方針として、
1:18:06	展開をさせていただいているところでございます。以上です。
1:18:12	はい。規制庁関係、ロッカーわかりましたというかそういうものと受け取って、
1:18:21	あとは、
1:18:25	ボンベ 154 ページ。
1:18:40	154 ページの
1:18:44	93 番。
1:18:47	なので一番、
1:18:50	下ですかね。
1:18:54	ここで地下水排水設備の耐震性についての計算書っていうのが出てくるんですけど、これ、
1:19:04	建物でも、機器でもなくて徳田氏に
1:19:08	なぜ経産省、この計算書だけ徳田氏、位置付けてもわかりわからないんですけどそのあたり説明いただけますか。
1:19:19	はい。日本原燃伊藤です。
1:19:21	こちらの方ですけれども、
1:19:24	154 ページの青字で書いてあるところで今、3-2-4 で、
1:19:30	地下水排水設備ですか、配信計算書を
1:19:35	示すとエース記載になっております。
1:19:38	こちらの方は建物の一部というふうな扱いするのはちょっと適切かと考えております。
1:19:49	今の構成ですと、3-2 の一井ですかね、阿蘇、そちらの方で加工設備等の耐震性に関する計算書というのがありますので、
1:19:59	ちょっとその中に入るのかなというふうに考えてますちょっとその方の整理が上手くできてなかったと思います。
1:20:06	こちらの方を修正させていただきたいと思います。
1:20:14	はい。規制庁上出です。わかりました。
1:20:19	一応別紙について私の方は以上ですけど、規制庁側から何かありますか。
1:20:32	規制庁の竹田です。

1:20:34	それ、ちょっと明日、瑣末な確認事項ではあるんですけど、104 ページをお願いします。
1:20:53	ここのですね、
1:20:58	添付書類、説明内容 (1) っていう、真ん中ぐらいの真ん中でもないですけど、
1:21:06	の行のですね、括弧 2.1 基本方針。
1:21:11	鍵格好 (2) の重大事故対象。
1:21:16	市政対象当節 G のところの二つ目のポツですね。
1:21:23	耐震重要施設以外、ノーという記載があるんですけど、
1:21:29	これは、常設耐震重要重大事故対象施設以外の記載ミスでしょうか。
1:21:39	はい。日本原燃、伊藤です。
1:21:41	ちょっと耐震重要施設以外といった、ちょっとこういった記載はございませんので、
1:21:47	これは常設耐震重要重大事故等対象施設ですかね、そちらの方は正しいですちょっと超えミス、ミスしておりますので修正させていただきます。申し訳ございません。
1:22:00	規制庁の武田です。これ 1 例として挙げさせていただいたんですけど、この資料も、もうそろそろ完成に近づけていく段階で、記載ミスとか、
1:22:12	もうなくしていく、精度を高めていく段階だとは思っているんですけど、こういった記載ミス防止する観点のレビューとかっていうのも、今されてるんでしょうか。
1:22:27	日本原燃カサモですいません。
1:22:29	今回、レビューという形で再処理と MOX に比べて、
1:22:34	修正される都度かけてレビューしていたんですけど、ちょっと今のご指摘の点は気づいてなかったもので、今後も、
1:22:43	1 回しっかり見直したいと思います申しわけありませんでした。
1:22:46	はい、定常のタケダです。わかりました。一応そういったレビューはしてるということですので今一度ちょっと精度を高めてお願いします。ちょっとこれ 1 例として挙げさせていただきましたけど、他にもですねこの別紙 2 だけでも散見されましたので、改めてよく確認いただきたいと思いますので、お願いします。
1:23:07	梅田カサモです。了解いたしました。
1:23:10	私からは以上になります。
1:23:19	頭成長紙ですとか、特になければ、
1:23:27	一応、別紙 2 として、ちょっとまとめを、また、説明いただけますか。

1:23:35	はい。日本原燃伊藤です。今回ご指摘しいただいた内容をちょっと修正していきたくはありますが、まず要求種別で書かれてる記載ですかねちょっとこちらの方について、もう一度確認して、
1:23:50	後の記載が正しいかどうか、ちょっとそういったところを全体的に見ていきたくはあります。あとは誤記とか、ちょっと
1:24:00	次Dの記載をちょっとコピーしたようなところの記載もちょっと見られましたので、そういった点についてもきっちり、作成者側でも
1:24:10	見ていきたくはありますし、レビューの方でもその辺はチェックできたらというふうに考えてございます。そういった面で修正していきたくはあります。以上です。
1:24:20	現在カサモさんの追加で、
1:24:22	機器と構築物の申請対象設備がきちんと書かれているか。
1:24:27	あと最初の差がきちんと反映されてるか先ほどの別紙1と同じような内容を踏まえてしっかりチェックしたいと思っています。
1:24:40	はい。規制庁神戸です。よろしく申し上げます。
1:24:45	それでは次別紙3ですけど、
1:24:50	試算で、事業者から補足で説明はありますか。
1:24:57	はい日本原燃伊藤です。
1:24:59	別紙3の方につきましてですが、こちらにつきましても、設計方針からの展開ですかねそちらを踏まえて、見直しているところでございます。
1:25:11	記載概要につきましては、
1:25:15	ちょっとこれまで記載がちょっと、概要に書いてるところが多かったんですけども今回、もう少し記載の内容を充実させて、
1:25:25	よりわかりやすくといった観点で整理してございます。
1:25:29	あと申請開示のところについてもちょっとこれまで誤記等ありましたので、そちらの方の修正も今回させていただきます。はい。別紙3の修正点は以上になります。
1:25:46	はい。規制庁カミデそれでは下司さんについて、過去の説明
1:25:53	等、また私の方から何点か確認しますが、まず、169ページ。
1:26:02	の、
1:26:03	1バーンした
1:26:06	右ですね、補足説明の項目がいろいろあって、
1:26:16	アンカーの
1:26:19	補足だとかですね、補足第20、
1:26:22	あとは、
1:26:25	みたいな話って

1:26:27	1.2 S s 数の話でも、ちょっと話題になってるところで、
1:26:35	そういう意味で、
1:26:39	要はこれは多分、S S に対してだけのものなのかもしれないんですけど、
1:26:44	1.2 S s 数の、これを踏まえて 1.2 S s でどうするかっていうことだとは思いますが、
1:26:53	その辺りって
1:26:57	事業所としてはイメージできて、資料の準備もちゃんとできてますか。
1:27:06	はい。
1:27:08	今おっしゃられたコンクリート定着部の方の補足説明かと思うんですけども、
1:27:14	ですね、こちらの方 1.2 S s
1:27:20	どうするかといったことよりも一般的な
1:27:23	アンカーのちょっと記載ということで今考えてございました。一定の差がございません、今のカミデさんのご指摘に対して、対しましてはまさにおっしゃる通りで、
1:27:35	もともとこれ提出してるときっていうところについては 1.0 S s っていうところを意識して、補足を作り込んでいったっていうところになってます。冒頭の話で、うちのタニグチの方から話あった通り、1.2 っていうところも審査会合の中で、
1:27:50	. 本分と添付計算書補足の書き分けでやっていかなきゃいけないことは認識してございまして、今おっしゃっていただいた通り、ご指摘ありました通り、1.2 っていうところをどうやるかっていうところも含めて今検討はしなきゃいけないという監視し始めたところです。
1:28:08	それ込みで冒頭谷口が言ってました 5 月 9 日以降というところはどう臨んでいくかというところは、検討を始めたところというのが正しい言い方になります。以上です。
1:28:23	はい。規制庁カミデです。大体問題意識は伝わったのかなと思いますけど、
1:28:31	1.2 S s
1:28:33	の話はおそらくされるんだと思うんです会合の話の中でそういう話をしましたし、建物だけの話をしても、終わらなくて、設備側の手当の話もして、ようやく、
1:28:46	一人前の方針だと思ってるんで多分それはあるんだと思いますけどその前段というか、

1:28:54	S sに対してどうなのかっていうところも、話を聞いておいた方がいいのではないか、説明しないといけないんじゃないかっていうところで、おそらく今、MOXで言うところの、
1:29:06	アンカー定着部の評価については、次回で出すんだと思うんですけど
1:29:14	必要に応じてこのパリ弁、今回、
1:29:18	出さないと説明できないっていうこともあるかなと思ってお話を聞いたところです。整理中っていうことなのでその辺り整理して、
1:29:29	いずれにしても、一式資料出した時、
1:29:35	今ちゃんと説明できるよう、
1:29:38	新
1:29:42	米沢です。了解いたしました。
1:29:48	規制庁営です。同じところで、今度は単純な話なんですけど、
1:29:54	高温環境下でケミカルアンカってというのがMOXで、あまり思い浮かばないんですけどそのあたりの、
1:30:04	はい。日本原燃伊藤です。
1:30:06	モック数で、事故としてGB内の火災等がありますので、ちょっとそれで短時間でありますけれども環境温度が上がると。
1:30:18	ちょっとそういったことは、別の記載はしてるんですけども、さすがにコンクリート内部のアンカー部分までの温度上がらないと思いますので、
1:30:28	ちょっと環境の方の整理も踏まえて、ちょっとこれは削除できるかと思っております。ちょっとそういった方向で修正したいと思えます。
1:30:39	規制庁営です。MOX、これから、
1:30:43	つ狂うんで、
1:30:45	ケミカルなのかっていうそもそも後打ち、
1:30:48	なのかっていうところになるんすよ。これはあれなんですか、あとちいでやるつもりなんですか。
1:30:57	はい。日本原燃伊藤ですけども。
1:31:00	FOXウエート新設と言えどももう地下3階床等も打設してるところがございまして、そちらの方で新たに追加する設備等のアンカーにつきましては、
1:31:15	ケミカルアンカーとか、ちょっとそういったものを使用することで考えております。
1:31:23	はい。
1:31:24	規制庁カミデです。いずれにしてもこの補足説明だけじゃなくて先ほどの地震観測記録とかと同じような話で、勢い余って

1:31:35	書き過ぎてないか、僕その実情に合わせて抜くようなものまで書いてあったり、逆に足りないものがないとかっていうところで、
1:31:45	全体を見てもらいたいという中の一つですので括弧、
1:31:52	はい、日本原燃伊藤です。了解しました。
1:32:01	規制庁、上手です。
1:32:04	あと 172 ページで、
1:32:08	まずおっきなテキストボックスで展開作業参照って、
1:32:14	あるんですけど、これってどういう意味でしたっけ。
1:32:19	日本原燃菊地です。こちらで、3. 開先を参照としてる部分につきましてはこの後のページのほうで各々の基本方針に対して、
1:32:31	別紙の 3-2、
1:32:33	を作っておりますので、と。
1:32:38	最初のこの 12 ページのところでは、添付書類 3 としての全体構成をお示した上で、その後に、各々の添付書類、
1:32:48	基本方針の構成をお示しているという構成で作成しております。以上です。
1:32:56	はい。規制庁カミデです。この 172 ページでは具体的に何ページが展開先になるのでしょうか。
1:33:16	衛藤宮永様です。この 172 ページ 173 ページがこの別紙 3 の目次のような形になっていて、一番頭のテキストボックスで塞いでいるところの一番左の、
1:33:27	3-1-1、耐震設計の基本方針、この中身についてが 174 ページから書かれてるっていう。
1:33:36	整理ですちょっとわかりにくくて申し訳ありません。
1:33:43	はい。規制庁、上出です。
1:33:47	そうすると、
1:33:51	うん、わかりました基本方針関係は細かくやってて、計算書はざっくり。
1:33:59	やってますっていうそういうことで、突破します。
1:34:05	あとですね 171 ページの
1:34:19	なんか、
1:34:21	ケーブル営業の
1:34:32	差なんで 3-321421、波及影響横須賀イクラス施設の耐震性についての計算書、
1:34:46	なんですけど、

1:34:49	あれが2階から4階までついていて、建物構築物でそんなに波及影響対象の
1:34:59	ものがもう複数出てくるんでしたっけ。
1:35:08	はい。日本原燃伊藤です。
1:35:10	ですね対象となるものを考えておりますのは1P棟でして、それは第2回で申請考えております。あと三階4階については確かにご指摘の通りで売却するのではない。
1:35:26	というふうに考えておりますちょっとこちら、ミスございます修正したいと思います。
1:35:32	これ、
1:35:42	成長紙でですねおそらくこれわかりやすいところで、パッと見て、あれって思ったところだけなので、他にも多分、
1:35:54	見ればですね、あるんじゃないかな。
1:35:57	はしますから、全般、ソフトウェアでちゃんと整理してもらえれば、
1:36:06	はい、日本原燃伊藤です。ちょっと申しわけございますちょっと全体的に、
1:36:10	申請してるものがあるかないか、する予定があるかないかそちらの方の確認はしたいと思います。
1:36:24	はい。規制庁カミデです。トウエイちょっと本で200ページですけど、
1:36:37	3ポツですね重要度分類の取り合いってというのが、
1:36:44	あって、
1:36:49	これが、
1:36:51	第1回じゃなくて、
1:36:54	第2回、
1:36:56	なってるんですけど、この辺、
1:37:00	他のところのほかに設備の話も第1回では、割と酒匂
1:37:08	してるのに、ここだけ高バーになってちょっと目立つんですけど、何かどういう意図でこれだけ、後に送ろうとしたのかって説明してもらっています。
1:37:21	はい。日本原燃、伊藤です。
1:37:25	こちらですね中身として、機器とそれに接続する配管、配管系で10度となる場合の取り合い点といったことで、
1:37:35	ちょっと第1回で、機器が出てないといったことで、2階でちょっと書いてるところがございましたけども
1:37:43	第1回の資料の中で、実は書いてあったと思いますちょっと、ちょっとこれ第1回であるつけなかったらしいかと思いますちょっと。

1:37:53	これはもう、すみません、誤ってるところございましたので修正していきたいと思います。
1:38:01	はい。規制庁、上出ですよろしく申し上げます。
1:38:10	あと、4 ページ、
1:38:15	204 ページの 4 ポツ、
1:38:21	なんです、波及的影響の設計対象とする施設っていうので、
1:38:29	これは第 1 回申請、全部説明するっていう話だと思いますけど、
1:38:36	MO X について、
1:38:38	まず
1:38:39	全部網羅的に選定終わってるんですけど。
1:38:53	はい。日本原燃伊藤です。
1:38:55	ちょっとこちらの方について、
1:38:58	まだ
1:39:01	すべて波及的影響のものっていうのは、
1:39:04	ちょっとまだ見えてないところがあるという認識です。
1:39:09	ちょっとまだ日本原燃カサモですけど、このサンプの記載が、波及的影響を選ぶ方針の記載で、1 階で示して、その内容が追加事項なく二階三階 4 階で、
1:39:20	示しますっていうことで今この別紙 3 を、
1:39:23	整理してます。
1:39:28	うん。成長カミデです。そうすると方針は、大会でやるけど、具体の設備の選定は、
1:39:37	2 回以降、
1:39:40	そうですね。それぞれ選定される設備があるかないかちょっと私把握してないですけど、あと初心に基づく選定っていうのはすべての開設します。
1:39:51	規制庁でその辺、
1:39:54	あれですかね、第 1 回の時、
1:39:58	申請対象設備っていうのはちゃんともらってくるっていう話なんで、何かその辺と話の底があるよ。
1:40:06	説明いただけます。
1:40:11	はい。評議員の石原でございますまずは申請対象設備っていうのはこの波及的影響の被害者になり得る人がまずそもそも申請対象設備で取りされる。

1:40:24	いうことからそれおっしゃっていただいて全体としての設備として申請が必要なものも、これでSクラスみたいな上位クラス以外にも下位クラスのをすべて、
1:40:37	上げた上で整理をするというのを、リストへ入れた上で、第1回の申請で全部お示しするというのを、それも、
1:40:45	今までいただいている宿題としてはちゃんとやらせていただきます。それに加えてこの波及的影響の場合ってというのは、波及的影響見るために、それぞれの位置関係とか、設備の構造だとかっていうのも含めた上で、その波及的影響があるのかないのかっていう結論を導き出すとなると、
1:41:05	その設備の構成被害者加害者両方もその情報がないと説明できない場合は、それぞれが遅いほうに合わせてその出るとかですなそういったものの関係になるということも踏まえた上で、あと先ほどカサモご説明した通り、方針は第1回でご説明します。
1:41:22	加害者被害者とそれぞれの申請解除関係を見た上で、適切なタイミングでそのそれぞれの対応関係をお示しして申請をします。
1:41:32	ということが、今の考え方です。そういう意味で4ポツの最初はマルが全部、最初に打ってあって、これは方針を最初に全部示して後はずっと変わりませんよと。
1:41:43	4.14024. 34.4のところはそれぞれ0が全部追記、これそれぞれの新生会ごとに、観点での対象設備をちゃんと出しますよということで、
1:41:54	それぞれ丸をつけさせていただいているというのが基本的な考え方でございます。以上です。
1:42:02	はい。成長カミデカノウ。
1:42:05	丁寧に説明いただいてありがとうございます。大体理解しました。
1:42:13	1次、
1:42:17	209ページ。
1:42:20	かね。一番上のところで、入力地震動のところですけど、これは
1:42:30	機器配管系の話なんですけど、第1回は安全機能を有する施設、第2回は重大事項。
1:42:40	ていう話なんですけど、
1:42:43	何でこれ分割するんですかね。
1:42:53	はい、日本円の井藤です。
1:42:57	おっしゃる通り機器は以下まだ1回で出してないところで、安全機能だけ。
1:43:04	第1回に入って、ちょっと重大事故だけ。

1:43:07	後になってといった、ちょっと記載おかしいと思います。ちょっとこれ第1回でまとめて開くのはいいかと思います。すみません。ちょっと。
1:43:17	こちらの方を修正させていただきます。
1:43:20	申し訳ございません。
1:43:25	はい規制庁カミデですのでこれ以降別紙4関係もですね、
1:43:32	なぜか理由がよくわかんないですけどSA施設の機器配管系だけは、今回含めないっていう整理で何か統一はされてる、よかったんですけど、
1:43:44	その辺は一緒に、基本的にその個別の設計でなければ、基本方針的なところは全部出るっていう、DBとSAと同じ考えである。
1:43:56	ということだと思いますので、この資料に限らず1と見、きちんと説明するようにしてください。
1:44:06	はい。日本原燃伊藤です。はい。ちょっと修正いたしました。
1:44:22	規制庁関係です。ホッパーにも
1:44:29	0月おかしいところ他にも、
1:44:33	めいたところあるんですけどそれは皆さん見ていただくをして
1:44:39	一応最後に、218ページで、
1:44:46	4.1の合計のいじって、
1:44:51	これが
1:44:55	衛星が工事かなっていて、さっきの話だとこれ多分第1回になるんですけど、
1:45:03	そもそも、
1:45:05	SA対策の動的機能維持って、何でしたっけ、泣いてきい起因のSAでそういうものがあるんでしたっけ。
1:45:21	いや、土肥木口です。はい。
1:45:23	日本原燃伊藤です。
1:45:31	重大事故等対処施設に係る動的機能維持については、
1:45:37	弁とか、消火装置ですかねそちらの
1:45:42	作動分ですか。
1:45:44	はい。すみません日本原燃志田でございますまずは、上出さんおっしゃっていただいたように、まず内定規制の設備、
1:45:54	自動で遠隔でやるっていうやつがあります中央監視室から閉める弁野田ババですね、あとは遠隔消火装置の内的SA時に中央監視すから、遠隔でやる弁の開操作、
1:46:10	そういったものが対象になると思っておりました。以上です。
1:46:18	規制庁、高見です。その辺が、
1:46:24	基本的に、平成だと、地震を起因とする場合の動的機能を担い、

1:46:32	ので、内的で使うものがあればそれが対象で、一方で 1.2 S s とか、
1:46:41	になると
1:46:43	円弧食うで、またリリースで使って、
1:46:49	弁開けたりとかあるんですけど、それって、
1:46:53	動的機能とは整理してないのかもしれないけど、似たようなもので、何かそれはそれで説明を聞かなきゃいけないんじゃないかっていうのが、何かそのあたりがまだ
1:47:05	1.2 S s の方でもちゃんと整理をしてない中で見てるんで非常に
1:47:11	曖昧だなあとというふうに、こっちには見えてるんだと思いますけど、
1:47:16	いずれにしてもこれ、第 1 回で、S A の話も
1:47:22	次には入ってくるでしょうからそれを見ながらもう少し確認できればと思います。
1:47:30	はい。与儀西原でございます。はい
1:47:34	設工認の段階になって具体の設備の構成だとか先ほど谷口の方から説明したような、S A 側での設備の構成で、特に、
1:47:44	消火設備関係で圧を抜くというところで、L E R F 弁だったり操作弁だったりいろんなもののパーツもありますんでそういったものの機能だったりっていうのも含めて、
1:47:54	整理をした上でこういった設計方針をどこでどういうものが対象になってというのが、リンクがとれるようには、整理をしていきたいと思います。以上です。
1:48:07	はい。規制庁上出です。別紙 3 の私の方からは以上です。他に規制庁ご案内ありますか。
1:48:26	規制庁カミデです特になければ、
1:48:30	別紙 3、
1:48:32	として、一旦、
1:48:35	まとめをまたお願いします。
1:48:40	はい。日本原燃伊藤です。
1:48:42	ですねこちらの方申請対象設備のちょっとマルつけのところについては、誤ってるところとございましたので、
1:48:53	その辺については全面的に修正させていただきたいと思います。
1:48:59	あとは、
1:49:03	ですね、
1:49:06	大きく言えば、そういうふうな感じになります。はい。
1:49:11	人間のカサモですけど、

1:49:13	ちょっと補足説明資料で再処理の持ってきてるものとか、ちょっとMOXの特徴を踏まえた資料となるように再チェックをかけます。あと、処理別紙4にも絡むんですけど、
1:49:25	1回申請で示すものを、
1:49:28	からきちんと示されているかっていう観点で、再度チェックをかけます。以上です。
1:49:38	はい。規制庁、赤嶺です。
1:49:41	それを、
1:49:42	そうすると、次別紙4に入りますけど、ヒアリング、
1:49:49	始めて2時間ほどかかってますので、10分ほど時間をとって、
1:49:58	15時、
1:50:00	35分再開にしたいと思いますけれども、この辺ね、よろしいですか。
1:50:06	はい。日本原燃六ヶ所です。
1:50:09	15時35分再開ということで了解。かしこまりました。よろしくお願いいたします。
1:50:16	はい。それでは1、3ページに入ります。本町5は、
1:50:21	6項2ページをお願いします。
0:00:00	はい。録音回収しました。
0:00:03	藤規制庁カミデそれでは引き続き、確認を行います。
0:00:09	次は別紙4-別紙4-1からですが、4-1で、事業者から何か説明することありますか。
0:00:21	はい。日本原燃井藤です。別紙4の一井ですけれども、別紙全般に関わってなんですけども、
0:00:30	前回お出しした時、基本設計方針に書かれてないように解して、ちょっと添付側に書かれている、記載が少ないといった、ちょっとまだございましたので、
0:00:42	その辺はきちんと拡充するように修正してございます。
0:00:47	別紙4-1につきましては基本設計方針を受けて、添付書類3の1-1に記載してるところでございまして、
0:00:55	特に追加でのコメントはございません。よろしくお願いいたします。
0:01:04	はい。規制を慣例です。それでは4-1について確認を行います。
0:01:12	うちのタケダが物申したいということで、ちょっと武田さんからます。
0:01:20	はい。規制庁の竹田です。衛藤。
0:01:23	はい。結んでか事実確認をさせていただきます。まずですね267ページをお願いします。
0:01:37	こんなんですね。

0:01:40	両括弧のdポツですかね、一番上の常設耐震重要重大事故等対象施設。
0:01:49	に関する記載なんですけれども、
0:01:53	ここで、
0:01:56	組み合わせる地震荷重なんですけれど、
0:02:00	弾性設計用地震動SD
0:02:04	とを組み合わせるということなんですけれど、MOXについての
0:02:10	衛藤常設耐震重要重大事故等対象施設以外の、
0:02:16	施設っていうのは、2分の1SDではなくて、SDを組み合わせるとい う理解で正しいんですか。
0:02:33	日本原燃伊藤です。
0:02:35	ちょっと内容を確認させていただいて回答したいと思います。
0:02:41	規制庁の竹田です。わかりましたそれでは待ってる間に他の確認を行う 方がよろしいですか。
0:02:51	はい。
0:02:52	日本原燃富樫でございます。今の竹田さんの記載、ご指摘の事項でござ いますけどもこちらの方が基本的に建物構築物に関しての記載になって きていますのでBCクラスの共振になりますので、武田さんのご指摘の 通りで2分の1SD、
0:03:09	の機械が正しいです。はい。
0:03:14	規制庁の竹田です。わかりました。これ記載ミスということで理解しま したが、
0:03:20	これは再処理のやっぱり引っ張ってきているからこうなったという認識 でよろしいですかね。
0:03:37	2番目の菅原です。
0:03:39	最初に本をこちら同様の考えではあるんですけども、もともとですね この弾性設計を地震動SDっていうところろの表現は2分の1SDも 含めた
0:03:53	交渉としてのSDというふうに、ここは変えているものと認識しており ます。
0:04:04	規制庁の竹田です。
0:04:08	ちょっとそれだと誤解を生むような
0:04:11	記載かと思うんですけどそこは改めていただくということでよろしいん でしょうか。
0:04:18	日本原燃フローラです。そうですね許可記載の、
0:04:25	流れも含めまして少し検討させていただきたいと思います。

0:04:31	はい。規制庁の竹田です。わかりました。では検討をお願いいたします。
0:04:37	続きまして 277 ページをお願いします。
0:04:49	これは被災ブリ竹野表現のお話ではあるんですけど、
0:04:55	一番上の重大事故等対象施設のポツ、建物構築物の両括弧、
0:05:05	当間許容量許容限界の話で、
0:05:09	長期化、両括弧 1、乙の両括弧への
0:05:15	による許容力度を許容限界とするということなんですけれど許容力度という表現は適切でしょうか。
0:05:40	少々お待ちください。
0:06:28	余計しゃべることで、
0:06:30	それ時間かかりそうでしたら、人間の意思でございますただこれ日本語として適切ではないと思います退去ホールドっていうのが前の方に出てくればあれなんですがおっしゃっていたっていうのは、
0:06:44	それが何も一言もその言葉が出てないのにに応じて適用するとかいうと、多分どれとどれがリンクしてるのかわからなくて、1 ポツとか (1)、(エ) の以下ポツですかね、2 位、
0:07:00	意見をするとかそれを 20 度がそのままちゃんとその通り使えますよということがわかるような委員会の文書を展開させていただきます。以上です。
0:07:12	規制庁の竹田です。
0:07:14	今の石原さんのご回答で、問題意識は使ったわかったかと思しますので、そのようにご回答いただければ。
0:07:21	お願いいたします。
0:07:24	それで最後なんですけれど、292 ページ、お願いします。
0:07:42	ここで一番地下水位の低下を期待する建物構築物っていう部分の記載なんですけれども、
0:07:54	等は、参照している発電炉については、
0:07:59	地下水を、
0:08:01	基礎で、
0:08:03	基礎で基礎底面レベル以深に維持するということから、浮力水圧は考慮しないと。
0:08:12	建屋の評価の中で一切考慮しないという記載になっております。
0:08:17	で、一方で、
0:08:20	年輪のこの MO X 燃料加工施設については、
0:08:25	定義、

0:08:28	水位を下げる範囲が、基礎スラブ上端以下ということで、
0:08:34	基礎スラブの上端からテーマまでは地下水がいやかった状態であると。
0:08:40	ということか等、理解しております。
0:08:44	で、
0:08:46	トーク参照し、東海第2の方では一切考慮しないことに対して、このように1から、
0:08:53	基礎スラブに若干変わった状態であることによって、
0:09:00	建屋の評価に若干これは影響することになるのかなとは思うんですけど。
0:09:07	その建屋の評価上において、先行の先行の発電のとの違いってというのはあるんでしょうか。
0:09:18	日本原燃、高原です。
0:09:20	おっしゃる通りですねここでは発電炉として
0:09:26	東海第23の、
0:09:28	周りの記載を書いているんですけども、実際ですねトーカイさんの場合はかなり低いレベルに地下水を押しえていますので浮力水圧自体がそもそもこれ自体はいらないと。
0:09:43	他のプラントの場合、
0:09:47	Sと必ずしもそう、そうっていないものもございまして、
0:09:51	基礎スラブ、当社の場合は基礎スラブ上端を地下水位と設定していますので、地表レベルと比べると大分よう圧力とか地下水圧もかなり、
0:10:06	しゃべることになりますので、そういった意味で低減させる設計とするというふうに、実情に応じて記載しております。
0:10:14	建屋の評価におきましても、下げたなりのですね、用圧力を経産省側の方でも考慮しておりますので、そういった意味で、
0:10:25	実情に合った記載になっているということで考えております。
0:10:32	はい。1セッションの武田です。ご説明の方は理解しました。
0:10:38	ただこの記載だけではですね建屋の評価に、実際に建屋の評価で考慮が本当にされているかどうかというのがいまいわからないのでそこもちょっと明確に記載いただくことは可能でしょうか。
0:10:54	日本原燃菅原です。
0:10:57	あって評価におきましても、経産省側の方ですね、具体的に
0:11:07	この浮力を考慮するという、数値を示してございますので、そちらの方に、この

0:11:15	方針から繋がってきてるのかなというふうに考えておるんですけども、どういうふうに考えております。
0:11:36	規制庁の武井財前カサモですすいません今の文章が、評価においては低減させる設計とするで、どの水位で評価するっていうことが読めない文章になっている。
0:11:47	のかなと思うので、ちょっとそこは検討させてください。
0:11:54	はい。規制庁の竹澤様、江藤そういった点、江藤記載のぶりですね、表現とかを検討いただければと思います。
0:12:03	シミズハバサキです。すいません今の件で、
0:12:06	基礎版上端から下端までの地下水を、建物構築物の評価上に考慮しているって具体的にどのようにされてるんですか。
0:12:17	例えば失点系モデルとかでも浮力考慮してるんですか。
0:12:23	日本原電側です。
0:12:25	建物の評価がワーにおきましては失点系モデルというよりはですねどちらかと言いますと基礎スラブの評価の際に、浮力としてこの基礎板厚の分の浮力を考慮しているということでございます。
0:12:42	規制庁浜崎ですそれでしたら、柏崎希衣の基本方針とかのを参考にしてもらった方がいいかなと思ってます確かに、
0:12:53	当人の場合は、ソフトウェアの位置が非常に深いというのもあるんですけども、結局やってることは一緒で、建物構築物の評価上は、
0:13:05	基礎下に置くと。ただ、基礎スラブの評価では、栄養圧力を考慮することで、基礎板厚だけですね要は、地下水を基礎上端にして評価しますっていう、
0:13:17	基本方針が、柏崎の方は書いてありますので、多分それと同じことを、MOXの方もやられてるかなと思ってて、
0:13:26	今、ここの表現ですと、
0:13:29	建物構築物の坂常務のですね、評価において、基礎×分の地下水を考慮したモデルなり評価をしておりますっていうふうにしか読めないんで、
0:13:41	ちょっと記載の適正化が必要かというふうにこちら思いますが、
0:13:46	いかがでしょうか。
0:13:49	はい。日本原燃菅原です。はい。ご指摘の使用しました。はい。見直しの方検討いたします。はい。検討お願いします以上です。
0:14:03	規制庁の竹川です。／s e c 補足ありがとうございますちょっと私も舌足らずなところがありましたので、ちょっと集中投資はそういうところでございます。
0:14:13	それですね

0:14:16	支店系の評価だとかそういった点での基礎スラブから基礎底面までの揚水圧を考慮する範囲が検討の中でこういった範囲で、これが考慮されるのかだとか、
0:14:30	そういった懸念点っていうのは例えば耐震建物 13 だとか、そういった関連する補足説明資料で説明はあると考えていてよろしいんでしょうか。
0:14:47	日本原燃菅原です。ちょっとですね現状そこまで
0:14:53	今ほど議論になったようなところが、ちょっと今の資料で手当できているかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。
0:15:04	規制庁の武田です。今ですね議論したような内容も含めて、基本方針の記載ぶりだとか、
0:15:13	そのもう含めまして、参照しているちょっととんとは条件が違っているところはあるかと思いますので、その他の先行炉でやっている。
0:15:24	条件や評価と相違がないということをごどこかで、説明とかをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。
0:15:35	はい。日本原燃菅原です。はい、承知いたしました。
0:15:40	はい。規制庁の竹田です。お願いします。
0:15:43	私からは以上になります。
0:15:50	規制庁上出です。
0:15:54	他ちょっと私の方からも何点かちょっと資料前の方に戻ってしまう。
0:16:00	内倉都度、
0:16:02	まず、227 ページの、
0:16:06	目次のところで、
0:16:10	今回、適用規格、
0:16:13	発電だと適用規格が、原燃だと住居企画ってなっていて、これってどういうこだわりがあつてのことなのか説明してもらいます。
0:16:29	塗料現年カサモですがこれ、12 月申請の基本設計方針の本文で、事業企画で申請してまして考えとしては、
0:16:40	衛藤。
0:16:41	発電炉は、技術基準の解釈で適用する規格が明確になっているものを適用している部分を、加工施設においては、その規格を準拠して、
0:16:53	適用しているっていうところを踏まえて、適用準拠に書き換えてあつと本文につける。
0:17:00	資料、添付資料。
0:17:02	事務局からルールを周知してこの記載に変更しております。

0:17:09	規制庁カミデです。そういう意味だと、規格、それぞれの規格の対象が、
0:17:17	発電どう、
0:17:19	であったり、要は加工施設に対してのものではないから適用とは言わず、準拠します。
0:17:27	もしその加工施設内再処理施設に対してのものであればそれは適用になるってということですか。
0:17:37	今個別の規格でそこまでの整理をせずに、準拠ってという言葉で統一して、
0:17:45	資料今作ってますので、ちょ、
0:17:48	ちょっと検討させてください。すみません。
0:17:51	全体の整理がすみません、原電の谷口です。
0:17:55	今ほど笠間さんからあった通りで発電の方は技術基準の解釈があって、その解釈の中に、これに沿ってやるっていうエンドースを
0:18:06	していただいている架空の名称まで来の指定があって、それを使いますということですので適用ということで、使わせていただいています。
0:18:15	一方最初に加工もそうなんですけれども、技術基準の中には制度規定しか規定がなくてですね、具体的にこの規格に沿えというのはありません。
0:18:27	それはもう事業者がこの規格を使って評価をすることを適用する設計することが適切だと考える結果を使ってやりますという意味で使わせてもらってますですね記載としては今 19 ということでこれは別に、ここの記載だけではなくて、
0:18:42	他の場所の記載についても、全部準拠規格という記載で統一をさせていただいています。
0:18:52	はい。清長官です。わかりました。とりあえずね網羅的なちゅうか全社全体的に整理をされた。
0:19:02	結果としてとりあえずして、
0:19:06	次に、283 ページですけど、
0:19:23	(7)、発電炉でいうと(7)番で通水期の除斥の維持っていうので
0:19:35	これを、
0:19:37	あれでしたっけ。
0:19:41	発電のってどういう設備を、
0:19:44	言っているんでしたっけ。
0:19:50	日本原燃菅原です。発電炉ですと、主水路をですとかあと、貯水槽みたいなものを、

0:20:01	ここで言ってるものだと認識しております。
0:20:07	日本原燃谷口です。これも補足をさせていただきますと、崩壊熱除去のために大量の冷却性が必要で、そのための取水設備と取水用のポンプとあと配管がついていますので、
0:20:20	それを移動したもんだというふうに思っています。毛布の方でそういった崩壊熱を、海水で利益を除去するという説明ありませんので、そういった意味で記載がないというところでございます。
0:20:36	規制庁深見です。S A 設備だと、貯水槽みたいなのもあって、何か今の説明だと類似があるんじゃないかっていう気もしますけどその辺って、何かチェックしてます。
0:20:51	はい。日本原燃谷口です。こちらでお伺いしている貯水設備って、大規模損壊があったときに、大量の補正をしますというための貯水の設備だというふうにお聞きをしまして、
0:21:04	やはりその崩壊熱を除去するために循環冷却をして冷やすというような設備ではないというふうにお聞きしていますかそれとも発電炉と設備違いますので、記載としては切り分けできるかなというふうに思っておりました。
0:21:19	はい。規制庁カミデです。そうするとMOXが持ってるじよす貯水槽が、
0:21:27	水をちゃんとため込んでなきゃいけないっていう機能はあるんですけど、それは
0:21:33	前段の、
0:21:35	何ページ、今、括弧 6 まで多分、
0:21:40	多分整理されてますけど、どこに入れ込んでるっていう理解なんですかね。
0:21:54	日本原燃谷口です。私思っていたの 277 ページ。
0:21:59	2 ある (5) 。
0:22:01	もうこれで全体として、0 と呼んでるっていうそんな意味かなと思っていました。
0:22:10	規制庁カミデすみません、277。
0:22:14	ですか。
0:22:16	日本原燃谷口です通しの 277 で、基本設計方針のところにある (5) 、重大事故等対象施設、
0:22:24	ことですがけれどもここで言う、建物構築物の中の一部の施設だっていうそういう整理かなと思っていました。
0:22:34	ごめんなさい添付書類でいくと (2) ですね、申し訳ないです。

0:22:45	と規制庁カミデです。私が言った 280、
0:22:51	3 ページって、これはもう機器じゃない。
0:22:54	機器の話に限定して話が展開されてるって、だから、建物構築物の話は書けないってことですか。
0:23:13	評議員の谷口です。今のご指摘でいきますと、
0:23:18	入口になるのが多分 280 ページの 5 ポツの機能維持かなと思いました。で、それは、建物構築物だろうが、機器配管系だろうが、
0:23:30	この両方のことを指して説明してる場所だというふうに思います。
0:23:39	はい、規制庁、その上で、
0:23:43	それであればポポツに出てこないっていうのは、
0:23:47	よくわからないですね。逆にここ次に載ってるのはどういう、
0:23:52	整理なんかをポツ 1 で、
0:23:55	どう書いていたから、ここで説明しなくちゃいけなくてっていうのも、
0:24:00	よくわからなくていずれにしても、機能維持の話は、
0:24:06	だからこそちゃんと資料でもらって、に作って説明してくださいと言っているんで、もう少しちゃんと推移してもらって、
0:24:17	説明してもらえればと思いますけど、大丈夫ですか。
0:24:22	はい。日本原燃谷口です。お話いただいた内容、承知いたしました。この機能維持をポツ 2 で言っているところの内容として、こういったものを上げるかっていうことをきちんと整理をしないといけないなっていうのを今私も話してて、
0:24:37	思いましたので、ちょっとそこは整理をさせてください。
0:24:44	はい。規制庁可児です。よろしくお願いします。
0:24:49	すげえに変えると。
0:24:52	286 ページで、
0:24:59	6 ポツが、構造計画、7 ポツ場周辺斜面なんですけど、
0:25:08	S A と D B の書き分けの話、体裁の話なんですけど、ポツは、中身が一緒だから
0:25:16	安全機能を有する施設と重大事故と対象施設及びでつないで全部話をしている一方で、7 発は、
0:25:28	これ、おそらく中身一緒なんじゃないかと思うんですけど、耐震重要施設と常設。
0:25:35	S A 施設とで、
0:25:38	分けているようなんですけどこれってどういう考えなんですかね。
0:25:56	日本原燃笠間ですいませんこれ最初に M O X 同様の整理をしているんですけど、あと機能設計方針を書き分けていたので、

0:26:05	この辺の 1、
0:26:08	もう書き分けてそれで最上さんおっしゃる通り、
0:26:11	中身が一緒の内容になりますので、ちょっと再処理で差別化が必要かどうかというのも確認して、
0:26:18	ちょっと記載を、
0:26:20	検討したいと思います。
0:26:24	はい。規制庁加来です。前にも、S s - Dの話は分かれたので 1 例だと思ってもらって全体に、
0:26:37	カサモです基本設計方針、あと添付書類を踏まえて、同じ考え方で再確認して、
0:26:44	適切な修正したいと思います。
0:26:47	はい。規制庁カミデですね、よろしくお願いします。
0:26:52	あとですね次、191 ページ。
0:27:02	なんですけど、
0:27:10	ここ
0:27:11	建物構築物で江藤と構築物を除くものが、
0:27:18	の説明があって、
0:27:22	その下に、
0:27:25	土木構築物の話があるんですけど、
0:27:34	なんかこう書いてる内容が並んでないというか、
0:27:45	何ていうか評価手法の話在建物構築物はいろいろ読み込んだ上で評価手法はなっているんですけど、これは地区別なんかそんな並びでもなくてですね、
0:27:59	おんなじような構成で、
0:28:02	各説明項目についてそれぞれどうなのかっていうことを説明してもらえればと思いますので、もう少し
0:28:12	チョウダンと下段の並びを見て、精査をしてもらえればと思いますけど、これで伝わりますか。
0:28:24	はい。日本原燃伊藤です。
0:28:26	ちょっと資料について、今詳しいもの、ちょっと出席してないので内容、
0:28:35	伝えた上で、明日ですかね、明日、地盤関係の、
0:28:40	終わりますのでそちらの方でご説明したいと思います。
0:28:47	羽生中浜です。
0:28:50	わかりました同構築物の 6 で頭変えて、
0:28:53	次の

0:28:55	構築物の評価の内容書きで書いてるっていうことも、ほとんど取れてませんので、ここについてはちょっと規制を検討させてください。
0:29:06	はい。静聴カミデです。よろしくお願いします。別所の位置について私の方はでしょ。
0:29:20	と規制庁カミデです。岡部塩野の位置関係、規制庁側からはよろしいですか。
0:29:34	規制庁深見です。特にないようですので一応また4-1で事業者側からまとめということで、
0:29:42	します。
0:29:44	はい。日本原燃伊藤です。
0:29:46	ちょっと今回別納修正箇所、
0:29:51	大久保、それも全体に見ていきたいんですけども、まず重大事故と対象施設の組み合わせ荷重の今SDという記載ですけども、
0:30:02	そちらの方は2分の1SDが製なので、そちらがわかるように修正したいと思います。
0:30:08	あとは、DBのあれですね、協力の考え方を引っ張ってきているところで、ちょっと記載
0:30:20	全然、前段に書いてないところの記載をしているとか、ちょっとそういったところがございましたので、
0:30:25	こちらについては全面的に、こういったことがないのかを見直していきたいと、いうふうに考えております。
0:30:32	あと、地下水の考慮ですね建物の評価で、どのように考慮するか、こちらの方については、柏崎も参考にして、
0:30:42	ちょっと補足で説明するか、整理して回答したいと思います。
0:30:49	はい。あと、機能維持のところでは貯水機能ですね。はい。こちらについても修正いたします。
0:30:56	あとはこれまでの資料でもありましたけども、DBSAの書き分けの話。
0:31:02	あと同構造物Gでの動的解析の整理補佐の方についても適切に行いたいと思います。
0:31:10	以上です。
0:31:11	あと日本原燃カサモですとDBSAの書き上げにつきまして先ほど申しましたように全体確認して、再度チェックします。あと、今回ご指摘いただいた内容が、
0:31:22	再処理と記載を変えてるところに、
0:31:25	ちょっと多かったのですが、その辺につきましてはちょっとMOXの中で、

0:31:29	しっかり地震の技術者、検討して、規制を考えたいと思います。
0:31:39	はい。規制庁上出です。
0:31:42	それでは次は別紙 4-2、これはどうですかしたの説明になりますか。
0:31:53	はい。日本原燃の伊藤です。こちらの方はした御説明ということでさにご説明させていただきたいと思います。
0:32:03	はい。規制庁深見ですわかりましたじゃ次、別紙 43 ということで、あまり説明もないと思いますし、
0:32:15	はい。日本原燃伊藤です。別紙の 3 の内容につきましては、重要度分類、あと、重大事故等対象施設の設備分類といったことで、
0:32:27	赤嶺さんがおっしゃられてる、特に補足するような内容はございません。
0:32:32	そうです。
0:32:38	はい。規制庁加来です。それでは確認に入りますけどあんまりなくてです、まず私から 2 点ほどですけど、まず一つが、
0:32:51	318 ページの、
0:32:55	(1) と (2) で実用炉に並んで、書いてきてはいるんですけど、
0:33:05	(2) の内容が、実用炉とは違って、再処理の場合は何かシンプルな、
0:33:12	方法なんですね。
0:33:14	結局圧力バウンダリがないから、
0:33:17	ということになっちゃうと、小磯括弧に書いてることと全く一緒なんじゃないかって読めちゃったんですけど、何か違うんですけど。
0:33:27	あれ。
0:33:29	日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいているのに、何を忠実にかよくわからないですけど分けてますけど、言ってることは一緒なので、はい。分ける必要はないですね。
0:33:42	はい。規制庁加来です。よろしくお願ひします。
0:33:47	あと 321 ページで、
0:33:57	これタイトルだけの話なんだと思いますけど、大事故と対象施設の設備、うん。
0:34:19	すいません、エーッね。
0:34:31	規制庁カミデすみませんちょっとメモだけ残っていて、何の話だったかっていうのがちょっと出てこなかったんですけど、
0:34:45	これは、
0:34:49	施設 10 台、施設って言葉等設備って言葉が、
0:34:58	ごっちゃになっていて、よくわかんないんだ、基本的には設備の話。

0:35:05	ここで言ってる施設っていうのはほとんど設備に置き換えられるんじゃないかと思いましたが何かお作法上施設になるんでしたっけ。
0:35:15	日本原燃狩野ですけど、今、耐震の条文要求として考えた重大事故対処設備が要求受けてないってことでこの説明から、
0:35:26	除いて、常設のみが含まれる重大事故対処施設という言葉を使って、その中の設備分類っていうように整理して、そこが気をつけて、
0:35:37	記載してますで発電炉の今その記載になってると考えてまして、そこはそういう意味での使い分けをしております。
0:35:48	はい。規制庁カミデです。そういう整理であれば、とりあえずわかりました。はい。あまり重いものではなかったですね。
0:35:59	4-3 に関してはそれぐらいですか、規制庁側から何かありますか。
0:36:09	規制庁の竹田です。
0:36:11	1 点だけ確認させてもらいたいんですけど、410 ページお願いします。
0:36:23	ここで下位クラス施設の掲揚限界の説明があるんですけど、5.5. 1 の
0:36:32	また書きですね 2 段落目のところなんですけれど、
0:36:37	ここで下位クラスの施設として、RC 造の建屋に関しては耐震平均の最大せん断ひずみに対してっていうことで記載があるんですけど、
0:36:50	鉄骨造のものっていうのは、存在しないのでしょうか。
0:36:59	日本原燃伊藤ですけれども。
0:37:01	今角田さんがおっしゃってるのは波及的影響に係る基本方針のところであって、
0:37:10	ご質問ということで、
0:37:12	それ、
0:37:13	はい。
0:37:14	さっきの天羽 J V の方がよろしいということで、
0:37:18	すか。
0:37:22	あれ。
0:37:25	峰志田でございます大変恐縮です先ほど、切れ目がちょっとなかったもので 4-3 というふうに移ったということであれば今のご指摘の回答を
0:37:37	さしていただくと思っていたところでございます、長官別まだ 4-3 をやっていたつもり。
0:37:44	でしたので、すいません 4-3 でしたかね、失礼しました。
0:37:51	すいません、ちょっと先走ってしまいました。失礼しました。
0:37:57	ここで大丈夫です。
0:38:00	長谷町カミデ末岡山野さんは切ります。
0:38:08	と、なければそのまま、4-4 ということで

0:38:14	説明もあまりないと、勝手に判断して、じゃあ、竹田さんの方から今野助教お願いします。
0:38:24	規制庁の竹田です。ではちょっともう一度、なぜ恐縮ですけど読み上げますと、410ページの5.5. 1の、
0:38:34	第2パラグラフ目の記載で、
0:38:40	インフラ水施設の許容値としてRC造に関する表示の説明はあるんですけど、鉄骨造に関しては、対象になるものはないという理解でよろしいのでしょうか。
0:38:59	はい。
0:39:01	五名の伊藤ですけれども、建物については、ございません。
0:39:07	ちょっと今頭言ったら廃棄等が、ちょっとこちらの方に、
0:39:14	外と鉄骨どうではないかと、ちょっとそのあたり、確認して、
0:39:21	ご回答し、整理したいと思いますけれども、建物については、わりとすまないということになります。
0:39:31	はい。規制庁の竹田です。わかりました。お願いします。
0:39:36	すいません。日本原燃伊藤ですけれども、廃棄等
0:39:40	ちょっと整理してみると鉄骨造ではないので、鉄骨造のものは該当し、該当すればないというような整理になります。失礼しました。
0:39:49	規制庁の竹田です。わかりました。
0:39:53	目標の周辺でエネルギー管理建屋とかってあると思うんですけど、これっていうのは、かいいクラスの施設ではないんですかね。すいませんクラスはあまり把握しなかったのでもっとお伺いしてるんですけど。
0:40:09	はい、日本エリアでございませぬかエネルギー管理建屋は、中に入っている設備は申請対象の設備になりますので
0:40:21	クラス分類にも適用されますd側の建物ですけども、そのぐらいはしてます。ただ申請上はその人は、建物としてはエントリーはしておりません。
0:40:34	あくまでそこにはそういう設備がいますということだけを申請書上でお示しをするということを考えておりました。ということなので、設備の分解クラスの中には、資機材とかとあわせて同じだと言ってしまうと中には入るか。
0:40:50	いうところのレベル感ですよ。以上です。
0:40:55	規制庁の武井貨物の位置付けについて理解できました。ありがとうございます。
0:41:01	明石からは、4-4については、確認書になります。
0:41:07	規制庁上出です。

0:41:10	今のところ 410 ページの
0:41:15	建物構築物として波及影響の下位クラス、
0:41:20	は、
0:41:22	なんないんか、ないんだっていう、あれですね、
0:41:26	建物はないんだって話ですね、これ廃棄等はあるってということなんですけど今の記載は、RCの建物に対しての許容限界があって、
0:41:38	対象がないのに何で書いてあるのかっていうところですし、
0:41:43	一方で、排気大賀、耐震平均の最大せん断ひずみで見ると、なんかよくわからないんですけど、そのあたり、
0:41:54	まともな導入整備をされていますか。
0:42:00	はい。日本原燃伊藤です。ちょっと上出さんのおっしゃる通りで、整理が全然できてないところがありました。
0:42:09	実際、Cの当てもないといったことで、この記載不要かと考えておりますし、
0:42:17	駅頭について、こちらの表現化については、ちょっと記載しないといけないというふうに考えておりますちょっとし適切に修正させていただきます。
0:42:30	はい。成長管理です。
0:42:34	関連するようなどころなんですけど 408 ページに、
0:42:38	配当の話があってこれ何度か話をして仕様表に記載するようなどころ、
0:42:48	わあ抜く、大体書いておいて実際に次回でシュウキョウ出た時もこの記載、取ればいいみたいな形で大体理解はしてるんですけど
0:42:59	1点、S sに耐えるように設計します、S sを維持しますっていうところも、あわせてここdステップで言っておくと、
0:43:10	話が早いから、他のところも言えば当然やるんだろうとは思いますが、そこまで、
0:43:16	言っておいた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。
0:43:22	日本原燃井藤です。はい。わかりましたこちらの方、廃棄等についてはS sで評価あげて経験を評価する旨、ちょっと記載、追加したいと思います。
0:43:40	はい。規制庁加古です。
0:43:46	あと
0:43:49	409 ページ。
0:43:57	109 ページでこれ地震応答解析のところがあって青字で、以上かみみたいな話があるんですけど、
0:44:10	これって、

0:44:12	そもそもまた六つで今後これがあるのかっていう話でいうと、どうなんですかね。
0:44:27	はい。日本原燃伊藤です。
0:44:30	そうですねこちらの方、
0:44:33	は、具体的なものはないと。
0:44:37	考えておりますはい。ちょっとこの記載は不要かというふうに思います。ちょっと修正いたします。
0:44:48	はい。清長官です。
0:44:51	ちなみに、
0:44:53	あるとしたらどうどうなんですけど、Bクラスの、
0:44:57	あれは波及影響は与えないっていうこと等、
0:45:02	なんですよねそれって何でかって悪影響の補足説明資料とかで何か書いてましたっけ。
0:45:14	はい。日本原燃伊藤です。
0:45:17	ちょっとはっきり景況の補足説明で、どう書いてたか、ちょっと確認が必要なんですけれども、
0:45:24	地震時のいいですかそういったものが小さいとか、あと、燃料加工建屋と、
0:45:31	距離を離して、
0:45:33	エキスパンション噛ましてるといったそういう設計しておりますので波及的影響を与えないといった整理になってるかと思います。ちょっとこちらの方はまた確認して、
0:45:44	説明したいと思います。
0:45:50	はい、規制庁カミデ、以前に指導はわかるようになってた方がいいかな。
0:45:57	今おっしゃられたエキスパンションがあるとか一体で動くっていう花Cは、
0:46:06	堂々は2分の1SDでしか振ってない以上、
0:46:12	想像でしかないというかそれだけです、それなりの
0:46:17	頑健性を持って作ってるので、そうだって思うのは私もわかるんですけど、もうちょっと説明場として、
0:46:29	整理をしてなんではあった。
0:46:32	ところが
0:46:33	ちゃんと説明してもらいたいと思いますので、よろしくします。
0:46:39	日本原燃伊藤です。はい。
0:46:41	承知しました。

0:46:52	成長紙予定です。
0:46:55	あと、
0:46:57	は、
0:47:09	特性上、410 ページのところですか。
0:47:16	子供ちょっと話ありました。そっか建物構築物でだから、また書きはなくなるので、
0:47:26	もはや関係がないので、最初2のときにちょっと聞くかもしれないですけど、
0:47:36	一手に接しても話しましたが支持機能っていう面では、習得までOKって話ではないと思うんで、
0:47:47	何らか手当必要かと思いますが、もう、それに関しては、そもそもない。
0:47:54	一方、
0:47:55	ここでは説明不要ってということだと思いますけど、
0:48:00	とりあえず気づいたのでお伝えしています。
0:48:16	成長カミデちょっと抽象的で、どなたも受け取ってもらえない。いやギリシャです今神谷さん言われたのは確かに
0:48:26	1.2 S s 時褶曲を保障した上で、ただし、クライテリア、それによって2000 にしますよという話をしましたで、
0:48:38	こういう上位クラスに対して、寛許容それぞれのある下位クラスの施設に対して、下位クラスということも含めた上で、その判定基準なり許容限界を設定するのかなってところで多分、
0:48:53	今日共用、今、終局耐力っていう話を書いていると、私は議会をしていてそれは、例の1.2 施設の関係も含めると、そうはならないんじゃないかということですかね。
0:49:08	長カミデすいません私も物を理解しないで伝えていました。今話をしてるのは、これは下位クラスの設計だから、
0:49:19	海部安野施設が何か壊れませんっていう意味で言えば今の記載で問題ないんです起こさない、なくなるつつつても、
0:49:28	問題ないですね。
0:49:31	1.2 S s で言っていたのはこれとは別な話で、どちらかという、5.5. 良きや配管系のところの間接支持構造物としてどうあるべきかっていうところ。
0:49:45	だったので、
0:49:48	そういう意味で言うと、

0:49:53	この410ページの範囲によっては2000マイクロっていう世界で話をしてるので特に関係なかったの、
0:50:03	ちょっと長々となりましたけど、忘れてもらっていい指摘ということで すいません。
0:50:20	はい。的場家のその前にただ記録してもらってこの記載は、全体的にM OXとしてどうあるべきかもう一度見た上で、書くべきことをちゃんと 書くと。
0:50:31	ということで展開をさせていただきます。以上です。
0:50:37	はい。規制庁カミデです。岡。
0:50:41	別紙4の4について、規制庁ばかりあります。
0:50:51	特になければ一応4-4でまとめるとしてもあまりないですけどさ、形 式上サッとまとめていただきました。
0:51:00	はい。日本原燃伊藤です。
0:51:02	ちょっとご指摘あったところですけども許容限界のところの記載です ね、建物構築物について、
0:51:11	さっき言ったまた1項の記載、該当するのではないのでちょっと記載の方 は削除したいと思います。あと、廃棄等について、ちょっとこちらの方 について記載が必要かと思しますので、追加の方させていただきます。
0:51:26	あとは道道の道路について波及的影響を与えないことですね、そちらの 方について、こちらから補足説明資料か、ちょっとどちらか適切に
0:51:40	記載の方していきたいというふうに考えております。はい。説明以上で す。
0:51:49	はい。
0:51:51	規制庁カミデです。次に、この別紙4の方ですが、これについての事業 者側から何か説明ありますか。
0:52:03	はい。日本原燃伊東です。こちらについても、基本的な記載は、従前か らそんなに変わってないところがありますし、
0:52:14	一部補足説明資料ですか、そちらの方の
0:52:19	説明を受けて修正しているといったところを、今回反映してるものでご ざいます。
0:52:26	以上になります。
0:52:33	成長カミデそれでは別紙4の方について、まず私の方から何点か確認し ますが、関連する話はこれまでもしてますので、417ページで
0:52:50	土木構築物、発電所はあるんだけどもくさ屋外需要じゃないから記載し ないっていう考えがよくわからなくて土木構築物としての像があって、
0:53:04	それはBクラスで方針を説明するっていう話。

0:53:08	なので、いるんじゃないかなと思いますけど、この辺りは、
0:53:15	また整理いただけるっていうことで、
0:53:18	はい。日本原燃伊藤です。
0:53:23	以前、今日これまでご説明してる内容につきましても、同じように、区 営労働という可動構造物の図で解析の話。
0:53:34	記載するようにそういったとっておりましたので、こちらの方もあわ せて修正の方、記載するように修正いたしたいと思います。
0:53:49	はい。規制庁、丹治です。続けて
0:53:54	418 ページに機器配管系の
0:53:59	手順ということで、これ最初にワーワーの特に冷却塔なんかをイメージ していろいろ話をしている中で、一方のフローにまとめたっていうこと なん。
0:54:13	もうすら、
0:54:15	あれですよね冷却塔みたいなのがないから、
0:54:19	実用炉と同じようなところで別にいいじゃないとは思いますが、方針 としては最初に合わせたいっていうことですか。
0:54:32	はい。
0:54:33	日本原燃伊藤です。こちらですね
0:54:38	MOXの中でも10名支持構造物の上に載るような設備っていうのも一 部出てくる今後出てくると。
0:54:46	考えておりますので、そういった時を踏まえてちょっとこちらの方は記 載させていただいたといったことになります。
0:54:56	山根佐川です。
0:54:58	ほんで届いてますかね。すみません。
0:55:02	はいおっきく大丈夫ですか。
0:55:05	申し訳ないです。ちょっとこれポイントになりますのが、*1の真ん中 ぐらいのところなんですよ。
0:55:14	ここの真ん中ぐらいのところでは支持構造物の振動特性による影響を受け るってところがポイントだと思ってまして、受けるものについて は、先ほど内野伊藤が申しました通り、例えばその、
0:55:27	10ということを行いましたけど、そこの重要なものについてはそこの特 性を見る必要があるということで考えてますので、なのでこれについて はMOX再処理、そのようなことを見なきゃいけないってことでこれは MOX側にも記載したというの考え方になってございます。以上です。
0:55:46	規制庁限ってです。具体的に、

0:55:51	この設備とかっていうのがあったりします。それじゃ、それは発言できません。
0:55:58	はい。日本原燃佐川です。
0:56:00	奥沢さんの設備等、1月以降自分も見てますけども先ほど伊藤が申しました支持構造物が床置きじゃないものが出てきますので、その中には一部そういうものが存在するってことで考えております。以上です。
0:56:22	成長。
0:56:26	は一応わかりました。思いとしては原則52っていうので、
0:56:33	よっぽどでない限り、ここに作って欲しいなっていう気はしますけどまた、この方針が駄目というわけでもない。そういう、
0:56:43	意味であればと思ってます。で、
0:56:47	そういう意味だと、*2の見立て。
0:56:54	*2はMOXの場合は、何でしょう。最初の場合は、
0:57:01	じゃないし、構造は着工の支持構造物でも、時刻営業とは撤廃するにして説明があったんじゃないかと思って、
0:57:12	それは直接に書いてもらえればというぐらい。
0:57:18	はい、日本ヘサーです。ちょっと二つ回答させてください。まず前者の方ですね、原則5というところはもちろんそう考えております。それは再処理もMOXも原則5ということを剛設計を念頭に置いてるってところになってます。
0:57:31	その中で一部っていうところなのでそれについては、次回でちゃんとしっかり説明して、その影響があるのかないのか含めて説明する必要があるってことです。2点目としまして、最初に変わってるところはまさにおっしゃる通りで、
0:57:43	それ、その設備につきましては、これからちょっと観点が違うっていうところで、
0:57:50	時刻歴使ってるっていうところがあるので、そこは再処理側に反映する必要があるなということで今考えましたので、そこを読めるようにします。支持構造物の観点だけではないというところで考えておりますので、以上です。
0:58:09	はい、清町カミデです。
0:58:14	私の方から4-5は、それぐらいです。岡規制庁側からありますか。
0:58:22	規制庁ハバサキです。
0:58:28	ちょっと待ってください。
0:58:37	すいません。
0:58:39	北畠です。416ページの図の1-1で、当時主要と解析。

0:58:49	N O手順のフローが出てまして、
0:58:52	ここに廃棄等も一応括弧つきで入ってるんですけども、
0:58:57	こんこれ今回追加されてるんだと思うんですが廃棄等をここに入れた理由等、実際今廃棄等、これからですけども、
0:59:07	申請出されるんでしょうけれども、具体的にどのような形で応答解析をされているのか、説明をしてください。
0:59:18	はい。日本原燃伊藤です。
0:59:20	ちょっとこちらに廃棄等を含めてる理由ですけども、構造物というふうな整理をしております。ここに含めているところございます。あと、廃棄等の解析ですけども、
0:59:33	今P A建屋の地上1階ですか、そちらから立ち上げるような形にしております、
0:59:42	地下、A P A建屋の地上1階分の地震動です時刻歴はをもとに、時刻歴改正を行うようなことを考えております。
0:59:53	ということで、こちらのフローの流れでいって、最終的には右、左側の基準地震動S sに対する地震応答解析、マップの方の
1:00:05	解析を実施するといったことで考えております。
1:00:09	はい。規制庁浜崎です。説明は理解しましたいや、ちょっと廃棄等の扱いが
1:00:17	今回申請分として出てきたり出てこなかったりしてますので、
1:00:22	ここに追加されていておかしいというものではないんですけども、中央事業者の判断として、今回、ここにも廃棄と記載したというのはわかりました。
1:00:36	ただ、先ほどの話で、
1:00:39	すいません日本エリアでございます。はい。田崎さんおっしゃっていただいてる通りでここに括弧書きを書くっていう場合は、基本は、それも納付を書く場合は、当然括弧書きなり、
1:00:52	その対象物を書いて、フロー各図の第大にするんですけどこれ、建物構造物の一般的なフローを書きたくて書いてると私は思っているので、
1:01:03	甲賀広域は多分間違いじゃないんじゃないかと。
1:01:06	思ってます。実際その排気塔そのもののフローを書くのであれば、話し合いおっしゃっていただいたように、こういうルートを通りますっていうのは実際、線を違う線を書いて、
1:01:18	実際どういうルートをとったかってのがわかるような手順として、フローを示すというやり方をしますので、ここで示したいことをもう一度ち

	<p>やんと整理をした上で、上の台名称も含めて再度ちょっと整理をさせていただきますと思います。以上です。</p>
1:01:34	<p>はい規制庁ハバサキです。今、一緒に社さんおっしゃっていただいた通りで、建屋の試験応答を入力として排気塔だけ単独でまた応答解析をやってると思いますので、</p>
1:01:47	<p>ちょっとこのフロー自体、このフローから派生して、書くのか或いは独立して書くのか、それは事業者の判断なんですけど、ちょっとこのフロー一つでは乱暴かなというふうに思いましたのでコメントさせていただきました。</p>
1:02:01	<p>検討の方をお願いします。以上です。</p>
1:02:06	<p>はい。日本原燃伊藤です。了解しました。</p>
1:02:14	<p>他規制庁側からありますか。</p>
1:02:23	<p>特になければ簡単にまとめていただければと思います。</p>
1:02:28	<p>はい。日本原燃伊藤です。</p>
1:02:30	<p>ちょっと1点目ですけれどもフローの中で、土木構造物の解析のプロですか。</p>
1:02:38	<p>ちょっとこちらの方、これまで説明してる内容と、からは間野部隊が必要かと考えておりますので、こちらの方の記載は追加したいと思います。</p>
1:02:49	<p>あと、今ほどありました木藤の評価のフローですね、こちらの方については、</p>
1:02:55	<p>ちょっと地震応答解析の提示同意、ちょっと検討の方、させていただきます。はい。以上です。</p>
1:03:10	<p>はい。規制庁菅です。特にフロー関係は、実際やってることと書いてあることが整合してるのかっていうと、</p>
1:03:24	<p>次、別紙4-6はペーパーレスの作成方針ですけど、これは何か説明ありますか。</p>
1:03:35	<p>はい。日本原燃井藤です。こちらについてはちょっと今までから記載してないからほとんど変わってません。特に追加の説明はございません。</p>
1:03:48	<p>はい。規制庁加来です。それでは何点か確認しますけど、</p>
1:03:57	<p>445 ページで、</p>
1:04:03	<p>下線が引いてあるところで誘発上下動の話があるんですけど、</p>
1:04:09	<p>もう、</p>
1:04:10	<p>諏訪。</p>
1:04:12	<p>あれ何でしたっけ。</p>
1:04:14	<p>関係ないような気もするんですけど、どうなんですか。</p>

1:04:19	はい。日本原燃伊藤です。
1:04:21	そうですねちょっとここで書くのが適切かどうかというのがあるんですけども、1.2 S s の、ちょっと地震動をする時には一部、誘発上下動の
1:04:34	影響が出てきておりますので、
1:04:38	ちょっとここに今記載しているところでございます S s とか S D では、 そこまで大きな地震等ということではないので誘発上下動は、
1:04:48	発生してないといったことになっております。
1:04:54	規制庁カミデですそういうことであれば
1:04:59	ここでも書いておいた方がいいと思います。
1:05:04	1.2 S s だけに出てくると、おかしいので、ここにパイプよくて、そういう意味ではちょっと備考のところはもうちょっとそういうことがわかるように、
1:05:16	書いておけばと思いますので、よろしくをお願いします。
1:05:22	はい。日本原燃伊藤です。
1:05:24	ありました。ちょっと備考のところ、どのような地震動に対してこういったことは2月上下動の考慮が必要かとか、ちょっとそういったところもわかるように記載したいと思います。
1:05:39	規制庁、上出です。サトウ。452 ページ。
1:05:47	ですけど、実用炉だと屋外重要土木って書いてあってさ、僕はそれが抜けてってなんですけど、
1:05:58	呆気ボックスの道道はペーパーレス作るんでしたっけ。
1:06:05	はい日本原燃伊藤です。こちらの方2分の1 S D の
1:06:11	S P A R T 局 S A F E R パレスの方は作成します。はい。
1:06:16	そういったことで
1:06:19	ちょっとそちらの方の記載、作ることはちょっと加来に修正しますおっしゃる通りでちょっと抜けております。はい。
1:06:29	規制庁カミデですそちらのルールだと建物構築物に、土木構築物含んで 言って突起ない限り含むっていうのが基本で、
1:06:40	特に問題、ここに土木を入れる必要がなくて
1:06:46	チェックするべきはこの前も後もそうですけど、建物構築物って書いて、説明してることにに対して実は堂々は違うやり方してますよっていうのが、
1:06:58	あるのかないのかっていうところは伸びてもらえればと思いますので、 よろしくをお願いします。
1:07:06	はい。日本原燃伊藤です。
1:07:09	ちょっとカミデさんの

1:07:11	等を踏まえて、ちょっと全体、堂々含めるかどうか、それも含めてちょっと
1:07:18	確認して、必要であれば追加して記載し、いたします。以上です。
1:07:26	はい。規制庁加来ですたまたま目だったのが4-6っていうだけで他にもあるような気もしますので、
1:07:35	その辺、建物構築物に藤堂は入ってるぞっていう目で、全体見てもらえればと思いますので、よろしくお願いします。私の方は、4-6それぐらいですけど、あげて町側からありますか。
1:07:59	北西長官ベース特にないようであれば4-6は、2月上旬のところの話だけな、こういうふうにとまとめは不要ですから、
1:08:11	次に4-7に行きますけど、
1:08:16	4-7は、
1:08:19	水平2方向ですか。これも何か説明ありますか。
1:08:27	はい。日本原燃伊藤です。
1:08:29	こちらの方についても、従前の規制から特に変わってるところはないです。はい。
1:08:39	以上になります。
1:08:45	はい。規制庁カミデそれでは私の方からしますけどあんまりないんですけど、493ページで、一番下に排気塔の話が、
1:08:58	あるんですけど、これって、
1:09:04	どういう、なぜここに排気塔の話があるのかよくわかんないんですけど、どういう考えでここに配置等でこの内容を書かなきゃいけないって思ったのか説明してもらえますか。
1:09:23	はい日本原燃伊藤です。
1:09:25	こちらの方ですけれども、
1:09:30	そうですね。排気塔の構造、
1:09:34	について、
1:09:36	書いておかないと影響評価の方針ですかね。ちょっとそちらの方にちょっと繋がらない。建物の方については、こういうのが書いてるんですけども、
1:09:45	その他、廃棄等の記載が、
1:09:50	こちらの方で必要かと。
1:09:52	のことであり得るところですちょっと確かに、
1:09:56	うん。ここにいるかっていうのは、ちょっと、
1:10:00	整理したいと思います。
1:10:05	清長官日です。仮にこの伝えないとした場合、

1:10:13	その上の従来の設計書法では建物構築物のっていうところに、大賀はい。
1:10:23	藤堂も一応入ってきちゃう。そういう意味で、
1:10:29	何か事実と違うから書かなきゃってということなのかもしれないんですけど。
1:10:36	そういう場合は、上の中に入れ込んで綺麗に溶け込ませるか、ちゃんとパートパートでこれは、建物構築物のうちこういうものに対してですっていう、
1:10:51	かっばっていうところだと思いますから
1:10:55	全般的に
1:10:58	説明する事項を整理してもらわなきゃいけないんじゃないかなっていう感じなので、
1:11:04	ちょっとしっかり整理してもらえれば、
1:11:09	はい。野辺の伊藤です。
1:11:12	はい。ちょっと小中で、
1:11:15	必要などころについてはちゃんと書くようにと言ったことで、ちょっと記載のほうを修正したいと思います。
1:11:29	規制庁カミデです。次に 502 ページですけど、I 関係の話で
1:11:39	これは
1:11:41	先週か先週カノウ。
1:11:44	補足説明で話をしてこのフローの中でも、
1:11:47	建物景観への影響についてもちょっと
1:11:51	書き下すというか整理が必要だっという話でしたっけがあるんですけど、それは、
1:11:59	何かもう対応は考えられちゃうか。
1:12:04	はい、すいません日本原燃沢です。今のカミデさんのご指摘に対しましては、このフローの左の二つ目のところ、
1:12:12	と理解しております、そこについては今修正再処理側としてしてます。それを基本方針に反映させた上で最後MOX側にもフィードバックかけるということで、ここの書きぶりがちょっと甘いということの認識を持って今修正しているというところになってございます。以上です。
1:12:32	はい。規制庁岡見です。
1:12:35	また改めて話を聞く声を多くて、
1:12:41	エスプラッツが最初に出てくる時はもう直ってるんですかね最初の0か。

1:12:48	はい、米澤です。はい。最初の提出のときには、補足説明資料等この部分というのは、修正したものでお出しするつもりで考えております。以上です。
1:12:59	はい。規制庁菅です。わかりました。それではよろしく申し上げます。
1:13:06	他規制庁側から、
1:13:09	4も何ですかね、何かありますか。
1:13:14	じゃ特になければ、これも、
1:13:18	まとめは少ない。まとめという確認は少なかったので特に不要で次、4-8Gの話ができればと思いますが、これも、
1:13:31	特に説明はないですかね。
1:13:35	はい。日本原燃伊藤です。
1:13:37	こちらの方でとじ込み機能の維持ですかちょっとそちらの方について、続けてるところありましたので建物の閉じ込めの話ですねそちらの方を一部追加しているぐらいでございます。はい。
1:13:52	あとは従前の記載と大幅な修正等はありません。以上です。
1:14:04	規制庁上出です。機能維持については何度か話をしていますけど、ちゃんとそこで整理をしてくださいということ、
1:14:14	がありますよと。
1:14:16	S Aの機器っていうのもちゃんと説明、今はないですけどちゃんと説明がされるっていうことで、
1:14:25	今の段階で、ちょっと中途半端ではありますけど、ちょっと何点かあれで、加工したいと思います。
1:14:37	まず、
1:14:38	520ページですとか、
1:14:47	一番下の備考欄の一番下で、発電度だと運転状態の話をしているところで、
1:14:55	MOXは
1:15:02	何か設計基準事故時の状態を定義づけしているっていうことなんですけど、
1:15:10	これ、定義づけしてるのは、
1:15:14	どこになるんでしたっけ。
1:15:22	要は書類上のどの辺にこういうことが書いてある。
1:15:29	はい。日本原燃伊藤です。
1:15:32	定義づけという言葉が、
1:15:37	今読んでておかしいなというふうに思います。

1:15:42	せ、通常時の渋滞、すいません、日本原燃菊地図と、その運転状態の定義としましては、別紙4-1編の耐震設計の基本方針の中で、その状態の定義をしておりますので、
1:15:58	その中でその運転状態なり設計基準事故時の状態っていうところで、
1:16:03	定義をした上で、下流の基本方針に、
1:16:08	流しているというところで、この定義づけっていう言葉を使わせてもらってます。以上です。
1:16:18	はい。
1:16:21	規制庁カミデです。実用炉の方を見ていくと、
1:16:27	書いてある内容だと。
1:16:31	最高使用圧力とか、
1:16:34	そういうワードが出てきて、
1:16:38	具体的にその数字とひもづくようなレベルまでここでは言っているんですけど、
1:16:45	ボックスの別紙4-1は多分そこまで書いていなくてっていうことで、
1:16:52	単純に、
1:16:54	実用炉でレベルの説明内容っていうのを、どこで説明するつもりかって言うのが聞きたかったことなんですけど、その点はいかがですか。
1:17:16	はい。日本原燃石原でございます。こちらで再度整理をさせていただきますがそもそも運転時の異常な過渡変化という所、設計、
1:17:27	基準事故の手前の状態がそもそもないということと設計基準事故自体がそもそも、
1:17:33	火災1個でやりますので運転状態云々と圧力の上昇とか温度の上昇っていうのがありますが、設備側の
1:17:43	何ていうんすかねプロセス上の状態に対して何か寄与するものではないというのもあるので、どのような展開がそもそも必要かどうかというのも含めて
1:17:54	何かもともとはこういう展開ができるような設備の、
1:17:59	状態とか施設の状態というわけではないだろうということで書いてないんですけどもそこも含めて、もう一度整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:18:10	規制庁上出です。質問ですけど、
1:18:14	MOXの設計において最高使用圧力とか、最高温度って、
1:18:19	あるんですけど、もしくは一応温度使用圧力だけです。
1:18:26	二本木西浦でございます設備を申請すべきは当然仕様表上は最高使用圧力最高使用温度を書かせていただくことで考えてました。以上です。

1:18:39	はい。規制庁、カミデですそういう意味でいうと、おそらくここで、
1:18:46	4-1 で言っている状態に対して運転圧力がパンと呼んでますけどこれでやりますよって言うとおかないと、どっち使うのっていう話はわからないということで、
1:18:59	す、少し検討いただければ、
1:19:04	はい。日本原燃石田でございますはいおっしゃっていただいている趣旨は理解をしましたホームページなり、事故時の荷重分を考えた上でのどんな状態の、
1:19:16	値を使うのかっていうことの定義をしておかないと、それが正しいかどうかかっていう点、前回もそもそも確認できないということも含めてここで記載すべきことをしっかり理解した上で、
1:19:28	書くべき五藤加来ということで、ちょっとこちらで検討させていただきたいと思います以上です。
1:19:37	はい。規制庁上出です。よろしくお願いします。
1:19:40	続けて、520 ページ。
1:19:49	ですけど、違う、下になお書きがあって
1:19:57	別途定められた規格基準等を準用するってなっていて、備考欄に、
1:20:10	備考欄は
1:20:12	既認可設工認にて定めている値を用いることから、
1:20:20	云々かんぬんって書いてあるんですけど、ちょっとこの辺の、
1:20:25	意味がよくわからないんですけど、ちょっと実情をもう少し説明いただけますか。
1:20:40	はい日本原燃伊藤です。
1:20:42	すいませんちょっとこちら再処理の方で、
1:20:47	該当するようなものがあるんですけどもMOXについては、
1:20:52	既設購入で用いているもの。
1:20:56	使うってことはないというふうに思います。ちょっと
1:21:00	こちらMOXについて十分精査できてなかったところでございます予算の方の該当するものはないというふうに考えてございます。
1:21:09	日本原燃菊地です。ちょっと再処理の状況を補足しますと再処理の方ではR1っていう最初利用報酬、
1:21:16	を使用してる部分がありますのでこちらは
1:21:21	既認可から、今回の申請でも出します開発共同の基本方針の中でその材料規格っていうのをお示ししてますので、そちらを用いますっていうところで今の
1:21:33	記載の方をさせていただいておったということになっております。

1:21:41	成長カミデすまボックスは多分なくなるってということで、別によって最初に側が、おそらく今同じ差異を考えられてるんだとしたら、
1:21:52	別途定められた規格基準等っていうのは、よくわからなくて
1:21:58	具体的に何か
1:22:01	昔の工認で参照している規格があるんだったら、それに基づきますと言えば、
1:22:08	いいだけですし、別途定められたって、どうしても書きたいんだたら、じゃあ、申請書のところに定めてあるんですかっていうことをそこで、
1:22:18	言葉と思いますけど、もう少し伝いは生産いただかないと思いますので案とします。
1:22:28	日本原燃菊池です承知いたしました。
1:22:35	規制庁、カミデです。
1:22:39	結構飛んで、
1:22:41	次は 600、
1:22:45	4 ページ。
1:22:50	※1 で、J E A G の医師容器っていう話があってこの辺が、最初によくわからないところで強度とかの話でも少し、
1:23:02	予算の話でしかしてないかもしれないんですけど、その
1:23:05	チェックの 2 種だったり何だと最初に、の、どういう対応なのかっていうのが、
1:23:13	よくわからなくてですねその辺を説明いただきたいんですけどそれって、あれですかね、材料構造の話を書けば、ここも自明に、
1:23:24	わかってくる話なのか、大臣は耐震でちょっと聞かないとってというのは、その辺はどうなりましたっけ。
1:23:38	日本原燃伊藤です。ええし、少しお待ちください。
1:24:37	はい。日本原燃伊藤です。
1:24:39	こちらの方ですけれども、
1:24:42	許容限界として※1 に書いてる先のところですが、座屈に対する評価をする場合、発電炉のこの J R 4601 の第二種容器の計算式を、
1:24:55	呼び込んでいるといったことから、
1:24:58	ちょっとこういった記載を今しているところでございます。
1:25:08	規制庁、網です
1:25:11	J - R を今回、準用してるんですけど、準用する時に着だと容器はよく一緒に 1 日ターン
1:25:21	4 号、いえ、

1:25:24	もう布施に置いて、該当するのは鳥なのか、2 ページを、
1:25:31	既工認からもうそういうのはしていくのか、
1:25:37	今回新たにすぐ、その辺って、
1:25:43	どう考えて、
1:25:46	その西出伊井としたのかどうかよくわかりません。
1:25:50	それをます。
1:25:53	日本原燃車でございますはいおっしゃっていただいているところとしては瓜生第二種容器がMOXの加工施設の機種分類でいうだな、大南氏に当たるんだと。
1:26:05	言ったような分類の、この対応関係ですねそこについてはちょっとまだ、
1:26:12	お出しできてなくかつ、もともと第1回の申請が再処理だけが材料構造の対象だったのでへの再処理の補足として出そうと思った資料に載っけておいたところでございますただそれを、
1:26:26	再処理のメイン、メインは再処理の機種区分等という区分の比較表で、そこに加工が一部おまけ程度乗っかってるぐらいのやつがあります
1:26:38	今現状そのいろんな補足説明資料ない添付資料を見渡したときにどこで説明ができるかというとその資料が唯一、材料構造の確か高速の01だったと思いますけど、
1:26:49	該当するかなと思いますが、今出しておらんのとあとは加工施設側がうまく見えてないところもあるのでそこはちょっと修正した上で、その中で、
1:27:02	斯様関係がわかるような説明ができればと思っております。以上です。
1:27:09	日本原燃笠間ですけど、すいません。ここ私レビューした時に最初にボックスコメントして回答を受けたのが、
1:27:17	江藤発電の一緒なんですけど座屈の強化の計算式が104601の第二種容器のところにしか書いてないのでこの注記でそれを使いますということに記載してるっていう。
1:27:29	ことだったので、ちょっとその内容で、私は本木さんにもう1回確認して、この記載が正しいかっていうのを確認したいと思います。
1:27:41	はい。規制庁カミデですして機能。
1:27:45	知的のとか問題意識としてはこの座つつうだけじゃなくて全般として、常々思っているいろいろな場で一応伝えてるつもりなんですけど、
1:27:58	やっぱり発電の企画ですから、そのまま使えない。だからこそ、そちらも授業っていう言葉を介してだと思っておりますけど、

1:28:09	あとそれならそれでどういう考え方で、その規格の内容を取り込むのか っていうところは法体整理が必要だと思いますから、言葉を授業にすれ ばいいという問題ではない。
1:28:22	で、内容構造なのか、どこなのかいずれにしてもちゃんと整理をして説 明してもらいたいと思いますし、なんかでも、今日、
1:28:34	既認可のときにやってないんですかねそういう話っていうか、
1:28:52	その辺、
1:28:55	過去の経緯も含めて、調べて、また説明してもらえればと思いますので それでよろしいですか。
1:29:03	はい。日本原燃伊東です。すみませんちょっと近隣カーのところについ てもう一度確認させていただきます。そんな時どういった整理している か、そういったところも、
1:29:14	ちょっと調査してみたいと思います。
1:29:20	はい。規制庁深見です。よろしくお願ひします。
1:29:25	次、
1:29:28	600、
1:29:29	7 ページ。
1:29:31	ですかね
1:29:36	何か注記が青字で出てきて
1:29:41	実用炉もなんかおんなじ話なんじゃないかなと思います。
1:29:49	別に書いちゃ駄目っていうことでもないんですけど、なんでこの中期計 画だけでしたっけ。
1:30:01	日本原燃記述とこれちょっと、まずは
1:30:06	許容限界のところに書いてます最大許容ピッチかっていうところになっ てまして、そのの、
1:30:14	このなんすかね設定の仕方っていうところがざく机を限界長さに設定し ますっていうところでしたので、ここ、
1:30:23	あれですねキリンカーを踏襲してそのまま書いてるっていうのが現状に なってます。
1:30:32	あと、規制庁感じです。実用炉は
1:30:37	同じことを書いてあるけど注記は入ってなくてっていうことで何か、 実際の設計として違いがあるんでしたっけ。
1:30:50	日本原燃江沢です。設計としては一種となっております。なのでそこと いうのは、古藤一緒です。菊池が言ったことがすべてで、

1:31:00	当社においては既認可の時にこの解説を入れてたから、この解説入れても、邪魔にはならないだろうぐらいところで、やってることは一緒なのでなくても一緒ってということになります。以上です。
1:31:15	はい、清長官です。一応移行欄には、
1:31:21	一応書いてもらった方がいいのかななくても、話を聞いたんでわかりますその程度の確認が
1:31:33	次に 615 ページですが、
1:31:44	梅川のところで、根井。
1:31:49	この 3S とか 4S っていうのは、基本使わないように使わないようになってこれまでずっと作ってきてるような感じがするんですけど。
1:32:00	ここで出てきちゃってってということなんですが、考え方を説明いただけますか。
1:32:12	日本原燃菊池ですとこれ、すいません再処理側ではすべて衛藤 S S または S D の地震動に対しての許容限界っていう形で整理してまして、今のこの上からの部分につきましても、
1:32:25	3S 4S という表現はしておりませんのでこちらの方は修正。
1:32:30	させていただきます。
1:32:36	はい。清長官つけました。
1:32:44	この資料に対しての質問ではないんですけど
1:32:49	1.2 S s 数について、これでいくわけにってということなんですけど、
1:32:58	この辺の梅川の設計とかもポイントになるような感じが。
1:33:03	しててですね。
1:33:07	設計基準ではこうなんだけど、1.2 S s バーだと、こういう番外になりますってというのは説明の準備ができてるといいんですよ。
1:33:30	ちょっと成長与儀西浦でございます。はい。それも含めて、
1:33:36	お示ししないといけないという認識は、当然ございます。今の時点で固まっているかという前回いろいろお話をさせていただいて定着させるとか、
1:33:46	ああいう対策も含めて全体方針を決めた上でじゃあそれがどういうクライテリアかっていうのをちゃんと展開をしていかなきゃいけないという認識がまずございますということでそれを含めて、連休明けに、
1:33:58	資料としてお示しをしたいというのが今、現状の考えでございます。以上です。
1:34:05	はい。政調会をつけてもらいたいと思って話をしてるんですけどおそらく、燃料、

1:34:16	乳井須川の添付の方針みたいなのだとそれぞれの項目について基本設計基準ぐらいです。
1:34:25	直す方針と一緒に一緒ですって結構一緒です。項目がバーツとある中で、こういうポイントになるところ、もうあまり整理されて、全部一緒です。で、
1:34:38	行ってきちゃって最初のそうなるともう何にも話ができなくなっちゃって最初のヒアリング1回、ただ、
1:34:47	苦言を呈して終わりが湯田になるような感じが、ちょっと予想されたのでちょっとあらかじめ伝えておいたところなので、
1:34:59	気をつけて整理してもらってちゃんと話が、
1:35:04	準備してもらえればと思いますので、ちょっとお願いします。
1:35:09	はい、弓削西田でございます。はい。
1:35:13	ご想像されたような状態にならないように一旦しっかりとCを作り込んでいきたいと思います。以上です。
1:35:22	はい。清長官です。そういう意味でもうちょっと言うと例えば622のメーカーなんかとか家からアンカーとかで、
1:35:33	豆か何て、多分使えないでしょうし、ケミカルだって、
1:35:40	どうなんだっていうところもありますからそういうところ、なるべく丁寧に
1:35:49	見てですねこの辺結構細かくてあれなんですけど、
1:35:55	ちょっと丁寧に、1.2 S sでどうすかって言うのが、考えて説明してもらえれば、
1:36:03	し直してもらわないと、ちょっと思ってますんで、よろしくお願いします。
1:36:10	はい、日本イシハラでございますはい。ご指摘とかご懸念の点は理解をいたしました
1:36:17	そういうところも含めて、
1:36:20	足にも棒にもかからない状態にはならないように、はい。対応していきたいと思います。以上です。
1:36:31	はい。規制庁上手です。
1:36:34	あとは
1:36:41	637 ページで
1:36:45	気密性の維持、
1:36:48	は、すいません、これは機能をちゃんと整理してくださいって中に、されるんで特段、今ここで何かしませんが、
1:36:59	すみませんまた整理してください。

1:37:04	あと、639 ページは、これも脳の整備ではあるんですけど、
1:37:11	今ここに書いてある遮へいっていうのは基本RCの遮へい。
1:37:16	を行っているようなんですが、も、その場合は謝礼体付のグローブボックスみたいのもあってですね、あんまりカバーできているように思えないんですけど、その辺はいかがですか。
1:37:36	はい日本原燃伊藤です。
1:37:40	おっしゃる通りこちらの方コンクリートの遮へいのことについての記載でして、
1:37:47	真木月井の遮へいも
1:37:51	ありますのでちょっとそこの記載ですかね。
1:37:56	検討したいと思います。
1:38:01	はい。成長紙です4-8だけならめっこしてても多分出てこなくてやっぱり
1:38:07	その網羅的に機能施設全体を見てという機能があるのかっていうところから展開しないとちゃんと書けないと思いますので、
1:38:17	します。
1:38:18	はい。はい。
1:38:21	はい。石堂です。岡規制庁わかりますか。
1:38:26	はい。規制庁浜崎です私の方からもちょっと似たような話になるかもしれませんが、
1:38:31	まずですね、
1:38:32	資料510ページ、目次のところ、
1:38:36	4.6。
1:38:39	とじ込み機能抜けてます。これ
1:38:42	もう口にとっては重要なところですので、
1:38:45	その点よろしいでしょうかまず目次抜けているという認識は、
1:38:50	はい日本原燃伊東です。ちょっとこちらページ下の方に書いてございます。ちょっと飛んで申し訳ないです。はい。
1:39:00	はい。わかりました。はい。
1:39:03	それで具体的に4、
1:39:06	ポチの機能維持のところですね具体的には634ページからで、各機能に対しての考え方ということは方針が書いてありましてこれも、
1:39:19	基本的には今、カミデから話があった通りでして、労働世界デービーの世界のものを引用してるところが多いんですけども、
1:39:30	デービーはそれはそれで構わないんですけども、1.2S sですと、
1:39:36	やはりいろんなところが変わってきますということで、

1:39:42	例えば、634 ページの動的機能維持のところもですね 4.1 の上から 1、2、
1:39:53	三、四行目かな、重要度に分類に応じた地震力に対して、だから、1.2 S s の地震力に対して DB と同じことがいえるのかどうかとかですね。
1:40:05	文章での話だけではなくて技術的な根拠も含めてですね、この方針をこれから記載。
1:40:13	説明してもらわないといけないというふうに認識しておりますので、それは他の機能に対してもですね要求機能に対しても一緒ですので、
1:40:23	デービーが運用できるもの、運用できるものはいいんですけどもそうでないものに関しては
1:40:30	下技術的な根拠も含めて、方針の方を、これから説明の方お願いしたいと思います。
1:40:37	あと、細かい話はちょっとカミデ等かぶりますんで、こちらからしませんけど、説明の方、準備の方お願いします。
1:40:45	私からは以上になりますが、よろしいでしょうか。
1:40:50	はい。日本原燃伊藤です。
1:40:53	はい。ちょっとこちら同テッキの方の 1 の記載ですねはい。
1:40:57	行ってニュースですとか DB の記載を今、参考にしてますけども、重大事故等対象でどうなるかとか、ちょっとそういったところも含めて、
1:41:07	記載の方、考えたいと思います。はい。規制庁浜崎です動的機能ただいたって機密である市田生であり、もうすべてですね、DB の世界とはまた違ってきますので、その点を踏まえた方針の
1:41:21	説明の方をお願いします。以上です。はい。日本原燃伊東です。了解しました。
1:41:33	規制庁上手です。他よろしいですか。
1:41:38	じゃあちょっと 4-8 についてはまとめたところを説明していただいて、
1:41:44	よろしいですか。
1:41:46	はい日本原燃伊藤です。
1:41:48	ちょっとこちらいろいろなんですけどもまず運転状態ですね。
1:41:54	それについて温度圧力がどういった状態かといったところの整理を必要と考えております。
1:42:03	あと、再処理が既認可で使ってる材料をですね、そちらの方使ってることがあって、
1:42:13	一部

1:42:15	近隣家で使ってるサイドの記載があったんですけどMOXについては不要なのでそちらの方を削除いたします。
1:42:21	あと容器の規格の中で、ジャブ引っ張って、発電炉の西井大城ですかそちらの方を引っ張ってるんですけども、そちらの記載について既認可でどういうふうな整理したのか、ちょっと
1:42:35	その方については白尾室あれば、必要、調べてみたいと思います。はい。
1:42:42	あとは埋込金物のところの記載で3S4Sの記載が起こってございましたので、ちょっとこちらの方は見直しを受けたいと思います。
1:42:53	はい。あとは遮へいの話ですかね遮へいの話今コンクリートの遮へいしか書いてないんですけども、
1:43:01	グローボックス等についても、紙ありますのでそちらの方、必要な記載を検討したいと思います。
1:43:10	あと全般に関してですけども1.2S sでの
1:43:15	機能維持ですね
1:43:18	こちら書かれてる内容から違う点ですねそちらの方について、今後整理してご説明していくといったことを考えてございます。
1:43:28	はい。
1:43:29	説明は以上になります。
1:43:31	日本原燃菊地すると1点だけ先ほど、MOXの方で記号の説明の中できんかの呼び込みをした部分ですけども、こちらについては再処理の方は、あとその規格が、
1:43:43	最初にコースですね、最終利用の、鋼材の物性値が記載された基本方針を呼び込む形で今見直しをしております。以上です。
1:44:02	はい。規制庁、深見です。
1:44:08	はい。もろもろよろしく申し上げますということで、
1:44:13	次、
1:44:16	4-9 なんですけど、一応今日は時間としては、
1:44:22	17時半までと聞いてますし、
1:44:27	何か今日のうちに残ってるものでこれはっていうのがあれば、それをやってもいいですし、なければとりあえず4-9 ぐらいまでは、
1:44:38	進めて、あと、あとはまた明日っていう形だと思いますけど、事業者、どうですか。
1:44:47	はい。日本原燃志田でございます。ここはというところ特段こちらからはしてはありませんでよくありませんので、順番にやっていくということで大貫まで。

1:44:58	で、今日区切るということであれば、承知いたしましたということでございます。以上です。
1:45:06	はい。規制庁、深見です。それでは順番に4までやってということで、お願いします。これは何か説明事項ありますか。
1:45:19	はい。日本原燃伊藤です。こちらの方は前回から今度修正の方行っておりません。はい。
1:45:26	はい。
1:45:28	バクによろしくお願いします。
1:45:33	はい。ステージの紙でそれじゃどんな物を確認しますが
1:45:41	645 ページ。
1:45:46	似たような話がいつもなんですけど建物構築物撤廃やって、
1:45:56	甲斐鬼頭だとか、
1:45:59	あとは一応、どうどう堂々是一緒なのかな。はい。とりあえず入ってないなっていう感じはしますので、
1:46:09	そういう観点で似たようなところいろいろあるんですけどちゃんと見直してくださいというところですか。よろしいですか。
1:46:17	はい。日本原燃井藤です。そうですね他の資料と同様に、
1:46:22	ちょっと排気塔とか、建物構築物の中で何を説明しないといけないのか、そこを整理して記載のほうを修正したいと思います。
1:46:34	はい。
1:46:36	規制庁カミデです。よろしくお願いします。
1:46:39	あと、648 ページで、
1:46:45	(5)。
1:46:46	の下線引いてあるところなんですけど、
1:46:49	閉じ込め部とか耐圧部っていうのが、
1:46:54	言葉だけだと、設備のこの部分だなんていうのが耐圧はちょっとわかるわかるなんですけど、ちょっと具体的なイメージがしにくくて特に閉じ込めっていうのは、
1:47:08	核燃料施設の場合とできと事故みたいな感じなので、何の話かなっていうところなんですけど、これって、どっか他の資料を見れば、ちゃんとわかるようになってるとかって整理されてますか。
1:47:24	はい日本原燃伊藤です。
1:47:26	そうです。ちょっと他の
1:47:29	ところで整理されたか、すいません、ちょっと確認させていただきたいと思います。
1:47:35	こちらも

1:47:40	ちょっとMOXで該当するのではないなと思って、消すようなこともちょっと考えてたところがございます。すいません。それも含めてちょっと
1:47:50	内容を修正したいと思います。
1:47:57	はい、津江長官です。
1:48:00	もっと具体がないっていう。
1:48:03	閉じ込めるで具体がないっていうのはよくわかんなくて、
1:48:09	いろんなところで、例えばグローブボックスとかもそうだと思うしその中の容器とかもそうだと思いますけど、何かイメージしてるってところってないんですかね。
1:48:23	はい日本原燃藤です。
1:48:25	ですね、ちょっとMOXなで、
1:48:31	閉じ込めるといったそういったものはちょっとないかなというふうに思ってます。
1:48:39	すいませんちょっともう一度この中身について、
1:48:42	整理してご説明したいと思います。該当するのではないと思いますので、ちょっとそこも確認してご説明したいと思います。
1:48:53	あと、成長カミデです。今日最初にも担当されてる方が、
1:49:00	言って、
1:49:03	何か思ったようにレスポンスが悪いなんです。
1:49:08	これはあれですね、耐震の人たちだけじゃ、
1:49:12	部署の人とかと話をして書いてるところなんですかね。
1:49:24	日本原燃菊地です。この部分は耐震設計の中での菌田アクティビティの考慮っていうところで記載している部分になってまして再処理の方としては今、MOXで書いて今、この（オ）ですかね。
1:49:40	この記載っていうのは記載はしておりませんっていうのが現状になります。
1:49:45	結構、この部分、ちょっと以前からも再処理側としても、記載はしてなかった。
1:49:53	ものになっております。
1:50:03	成長カミデです。なぜこの記載がここに載ったのかよくわからないんですが、いずれにしても、ちょっと整理して地域会社説明してもらえればと思います。
1:50:18	日本列島ですすみません
1:50:21	ちょっとこっちの検討の段階で書いたものが残ってたかもしれません原因等についてもちょっと確認して、またご説明整理してご説明いたします。

1:50:35	はい。規制庁鏡です。あと、次、
1:50:42	649 ページの、
1:50:45	4.2、
1:50:47	おうちで、
1:51:03	(1) で
1:51:07	実用炉との差分があって、
1:51:11	実用炉は何か試験でねっていう話があって、ボクサーそれがなくてって いうことなんですけど、これの差っていうのはどういうことなんです か。
1:51:25	日本原燃寄付税制をこちらで要求されてますのは、J A S M I N E の中 でその格納容器周辺設備クラス 1、
1:51:32	に対しての、
1:51:34	要求になってますので、再処理においてそういった要求を受ける。
1:51:39	ような、同等となる設備がないっていうところで記載してないです。以 上です。
1:51:49	はい。規制庁、伊井です。わかりました。
1:51:53	建設規格の破壊靱性試験、そっち見えたっていう。
1:51:59	ちょっと、
1:52:02	あとは
1:52:05	600
1:52:07	50 ページ、なんですけど、これ、
1:52:12	備考の 1 がちょっとよくわからなくて
1:52:18	何か利己上っていう点は、特に
1:52:24	そうした発電殿。
1:52:27	違いがないように見えてるんですけど、この機構って何なんでしたっ け。
1:52:36	はい。日本原燃長です。すいません。この施工の点の位置ずれておりま して一番下の (4) 保守点検の底に、をつけるべきものです。
1:52:48	他の方修正いたします。
1:52:54	はい。規制庁加茂です。わかりました。
1:53:00	とりあえず私の方から 4-9 については以上です。町側から行われます か。
1:53:15	設置をやっぱベース、特にないようであれば、4-9、
1:53:21	はそんなになかったんですけど、ちょっと全体として、
1:53:28	振り返りというか、一応
1:53:31	そちらとしてはしっかり体制を組んでレビューをしてという、

1:53:37	ことで、今回 00 は出してきてということなんですけど、
1:53:44	ちょっと三田は、
1:53:48	あまり読み込んでいるわけでもないんですけど、いろいろやっぱり出てきてっていうところもあって、ちょっとその辺、
1:53:56	丹下。
1:53:57	今日全体のまとめでどういう視点で今後やっていくかみたいのがあれば、まとめとして少しお話いただきたいんですけど、よろしいですか。
1:54:11	はい。宮城石田でございます。はい。
1:54:14	午前中のグループ事業の条文でもありました特に今回の午後の部分につきましてはお粗末な話、再処理で書いてる者数を持ってきてってところが、
1:54:30	またそれが書かなくていいことを書いてたりとお粗末の点が非常に多くなりました
1:54:37	そこをまず重点的にしっかりとみずから、個々の設計方針でMOXとして書くべきことは何なのかというのをちゃんと見極めていくということ、作成者そのものは、まずやるということと我々レイ社がそういう視点で見るということかなと。
1:54:51	思っております。あと
1:54:55	徳間機能のところについては個別の補足説明資料との関係がありますのでそれをセットで、
1:55:00	書くべきことの展開であったりそうがないようにというのが
1:55:05	だから、レビュー者側も含めてやらしていただくという視点かと思えます。あとは、
1:55:10	全体としては、
1:55:13	S A の記載ですね、岡井というところがやはり、S E として書くべきことが、
1:55:21	D B 側を何か呼び込んでいるのか自分で書くべきなのかってのがいろいろ曖昧な状態で中ぐらいのやつがいくつかいきましたので、そこは基本設計方針を受けて展開する際の添付としてまず、
1:55:32	これがD BなのかS Aなのか、衛星として書くときにはS A単独で書くべきことが何なのかというのをしっかりと整理をした上で、記載を展開していくといったようなところの、結局はそういうような視点で、まず作成者が入り認識をした上で作らせるのと、
1:55:47	レビュー者はそういう視点でしっかりと見ていくということかなと思っております。以上です。
1:55:56	はい。規制庁カミデです大体認識は合ってるんですけど。

1:56:01	今の話って、
1:56:04	伴とC、前はもうちょっと前のCSで、
1:56:11	中で、
1:56:13	累計してこういうことがありますよってポンポンポンと伝えた中、
1:56:18	5日、
1:56:20	なので、
1:56:23	しっかりしてください。
1:56:29	いずれにしても、
1:56:31	みずからちゃんと
1:56:33	こちらの趣旨をちゃんと理解するっていうところは、大事なだと思いますので
1:56:41	引き続き対応をよろしくお願いします。
1:56:45	あとは、
1:56:47	あれですかね、明日についてはそういうことなので別紙4の中から先に地盤をやって津波をやって、
1:56:59	ASCOの10%ということで、
1:57:03	よろしくお願いします。その際でいえばいいんですけど、今、近田さんおっしゃってくれたような点で、今の資料上って何か説明ありますかってのは特にはないですっていう話で今日のところは仕方がない。
1:57:18	だけど、明日も、
1:57:21	Headからなんであまり時間はないんで、無理には言いませんけど最初の説明の時に、こういうところはもう少し手直ししようと思っていたのがもう少し、
1:57:33	説明されればいいのかと思いますので、できれば行って対応いただければと思います。よろしいでしょうか。
1:57:41	はい。乳井西浦でございます。私がやってるところはちゃんとやってらしていただいていると思ってますけど一応伊東私の上司なんで、
1:57:51	多分明日は確実にやっていただけるもんだと思ってしっかりとっておきます。以上です。
1:58:00	はい。規制庁カミデです。できる範囲でちょっとお願いします。他規制庁側、あとは原燃間なんかですか。
1:58:11	規制庁浜崎です。ちょっと1点だけ今日の説明部分なんで、今日ちょっとす。
1:58:17	確認したいんですけども、ちょっと資料戻って申し訳ないんですけども、別紙4のこの435ページ、
1:58:27	減衰定数のところですね。

1:58:33	今、その建屋、3%ってこう書いてある話なんですけども、
1:58:40	これ周知のようにMOXの特殊性ですよ3%って、それに対する注記も、
1:58:48	備考欄にも何もないんですけども、
1:58:52	何かこれ説明って必要じゃないかと思うんですが、
1:58:57	原燃が一かがですか。
1:59:02	はい。日本への投資でございます。浜辺さんご指摘の通りで、ここの部分も、その特有部分になっております。この部分に関しては補足説明資料で記載している部分はありますけどもここの備考のところですね、
1:59:17	エッセンスじゃないですけども、及びそういった
1:59:21	補足説明資料で展開してる内容とかもですね少しわかるような形の方であり、
1:59:27	特殊なんですよといったところを表現するような形で、記載の方を中止させていただきたいというふうに思います。
1:59:34	以上です。はい。規制庁浜崎ですまず趣旨が理解しました。その上でなんですけれども、まず表の方ですね、表の3-1の方これ、
1:59:45	排気塔の排気塔の3%で今やってるんですけど。
1:59:54	はい日本原燃伊藤です。
1:59:56	すいませんちょっと今わからないので確認します。
2:00:01	はい規制庁ハバサキちょ、ちょっと全体やっぱり配当が出たり出なかったりしてますんでそこら辺、統一、記載の上ですねちゃんと
2:00:11	配当を説明するならそれで、統一させてもらいたいというのと、必要ならばこの表に配当の子、減衰定数も記載してもらいたいというのが1点。
2:00:24	それからもう一つ、鳥羽さん言われた、その特性の利用理由の話で、耐震建物10番の方ですね。
2:00:33	これ4月6日に最終版出てますけれども、その3%にする理由が、周辺地盤の特異性を考慮して、
2:00:42	保守性を考慮して3%にしていますっていう理由があるんですけども、
2:00:47	ちょっとこの、耐震建物10番に関してはですね、これ別途補足説明についての
2:00:57	説明といいますか。
2:01:01	ヒアリングが必要かというふうに思ってますけれども、
2:01:04	土橋さんの方はそれは対応は可能でしょうか。
2:01:09	はい、谷村本橋でございますこちらの方対応可能でございます。

2:01:14	今、熊崎さんのおっしゃってるの明日というようなイメージでのご発言でしょうか。はい。土橋です。いや明日に限りません日程等はまた事務局を通してですね、調整できればと思っておりますけれども、
2:01:28	先ほどの表の備考欄に、
2:01:31	なりに注記なりに書く記載とも金関係しますので、ちょっと建物10番の方ですね、ヒアリングの方、近々、連休明けでもいいんですけども、
2:01:45	準備の方お願いしたいと思います。
2:01:47	はい。日本原燃土橋でございます。了解いたしました連休明けの早いタイミングところでちょっと
2:01:54	フィッティングさせていただきました、
2:01:56	ここの部分につきましてご議論させていただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。
2:02:01	はい。お願いします。以上です。
2:02:06	はい。規制庁カミデです。今のところ、
2:02:11	435ページですか。表の上のなお書きに理由が書いてあるじゃないと思って読んでみたら、説明で聞いていることと違うことが書いてあってしかも、
2:02:24	あの時養老を同じ構文にしつつ、パーセンテージが、
2:02:32	施設施設の地震観測記録等という、コンプレックス自体は%が、
2:02:37	広くはなくてってということなんで、
2:02:41	合わせてちゃんと見てください。
2:02:49	はい。日本への投資でございます。ちょっとこの部分の記載を含めまして
2:02:55	目測減っていったところを、まずヒアリングの方で耐震の方の順番の方でご説明させていただいた後にですねこちらの方の非常に展開するような形で対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
2:03:10	あと、規制庁カミデその他、
2:03:13	事業者側、田崎副理事長側から、
2:03:17	何かありますか。
2:03:21	特になければこれで終了したいと思います。お疲れ様です。
2:03:30	ありがとうございました。ありがとうございました。